

事業実施の成果

令和 5 年度

液化石油ガス関係事故年報

目 次

| | |
|-----------------------------|----|
| I. 目 的 | 1 |
| II. 事故の定義等 | 1 |
| 1. 事故の定義 | 1 |
| 2. 事故の分類 | 2 |
| 3. 人的被害の分類 | 3 |
| III. LPガス事故 | 3 |
| 1. 2023年の事故発生状況 | 3 |
| (1) 件数及び死傷者数 | 3 |
| (2) B級以上事故 | 3 |
| (3) 安全器具の設置率と事故発生状況 | 3 |
| 2. 事故発生状況の分析 | 3 |
| (1) CO中毒事故 | 3 |
| (2) 埋設管事故 | 4 |
| (3) 質量販売先における事故件数 | 4 |
| (4) 原因者別事故件数 | 4 |
| (5) 建物用途別事故件数 | 5 |
| (6) 現象別事故件数 | 5 |
| (7) 発生箇所別事故件数 | 5 |
| (8) 原因別事故件数 | 5 |
| (9) バルク供給先事故 | 5 |
| (10) その他 | 5 |
| 3. 2023年LPガス事故の特徴について | 6 |
| 4. 事故発生件数の推移 | 7 |
| 5. LPガス事故防止対策・施策 | 13 |
| IV. 2023年に発生した事故等の概要 | 48 |

| | |
|--------------------------------|----|
| 1. B級事故の概要 | 48 |
| 2. 埋設管事故の概要 | 49 |
| 3. バルク供給に係る事故の概要 | 59 |
| 4. LPガス事故（全事故）の概要 | 61 |
| V. 充てん容器又は残ガス容器の喪失・盗難 | 96 |
| 1. 件数 | 96 |
| 2. 充てん容器又は残ガス容器の喪失・盗難の概要 | 97 |

I. 目的

本年報はLPガスに係る事故のうち、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「LPガス法」という。）が適用される供給設備、消費設備の事故、すなわち、主に家庭・業務用のLPガス消費先に係る事故（以下「LPガス事故」という。）について、2023年の事故を収録し、それらのデータを主に過去9年間（2014～2022年）の数値と対比して解析を行ったものである。

なお本年報には、LPガス事故に該当するか否かを含め調査中のものを含んでおり、事故件数等は今後変更となる場合がある。

II. 事故の定義等

1. 事故の定義

(1) LPガス事故

- ① 漏えい 液化石油ガス（以下「LPガス」という。）が漏えいしたもの。
（火災に至らず、かつ、中毒・酸欠等による人的被害のなかったものに限る。）
ただし、接合部等からの微量の漏えい（ネジ又はゴム管接合部等に石けん水を塗布した場合、気泡が発生する程度）は除く。
- ② 漏えい爆発 LPガスが漏えいしたことにより、爆発が発生し、又は爆発による火災に至ったもの。
 - イ. 漏えい爆発 （漏えいガスによる爆発のみの場合）
 - ロ. 漏えい爆発・火災 （漏えいガスによる爆発後火災の場合）
- ③ 漏えい火災 LPガスが漏えいしたことにより火災（消防が火災と認定したものに限らない。）に至ったもの。（上記②を除く。）
- ④ 中毒・酸欠 LPガス消費設備の不完全燃焼又はLPガス若しくは排気筒等からの排気ガスの漏えいにより一酸化炭素中毒又は酸素欠乏の人的被害のあったもの。

(2) 充てん容器又は残ガス容器の喪失・盗難（2018年4月1日以降のみ）

- ① 供給設備のうち、消費設備に接続しているもの。
- ② 消費設備（移動中のものを除く。）
- ③ 貯蔵施設に貯蔵してあるもの。

(3) その他事故（LPガス事故に含まれない事故）

- ① 自殺、故意、いたずら、盗難等が原因による事故。
- ② 自然災害による事故。

例）地震による家屋の倒壊に伴う設備の破損等の事故。

例）洪水・土砂崩れによる設備の破損等の事故。

ただし、自然災害による事故のうち、事故発生原因が地震時の転倒防止措置

の不備、落雪等の防止対策（雪囲いや保護板の設置等）の不備等保安対策の実施不十分等に係るものについてはLPガス事故とする。

- ③ カセットコンロ及びカセットコンロ用容器に係る事故。
- ④ LPガスの漏えいがない状態で、LPガス燃焼器具（これらに付帯するものを含む。）が過熱し、又は故障したもの及び燃焼器具の炎が周囲の物に燃え移ったことによる火災等。
- ⑤ その他上記(1)に掲げるLPガス事故に該当しない事故。
例) 自動車の飛び込みによる事故。

2. 事故の分類

事故が発生した場合、その事故の内容により次のとおり分類する。

(1) A級事故

LPガス事故のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 死者5名以上のもの。
- ② 死者及び重傷者が10名以上のものであって、①以外のもの。
- ③ 死者及び負傷者（軽傷者を含む。）が合計して30名以上のものであって、①及び②以外のもの。
- ④ 爆発・火災等により大規模な建物又は構造物の破壊、倒壊、滅失等甚大な物的被害（直接に生ずる物的被害の総額が概ね5億円以上（2018年3月31日以前においては直接被害総額約2億円以上）が生じたもの。
- ⑤ 大規模な火災又はガスの大量噴出・漏えいが進行中であって、大きな災害に発展するおそれがあるもの。

(2) B級事故

A級事故以外であって、LPガス事故のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 死者1名以上4名以下のもの。
- ② 重傷者2名以上9名以下のものであって、①以外のもの。
- ③ 負傷者6名以上29名以下のものであって、①及び②以外のもの。
- ④ 爆発・火災等により大規模な建物又は構造物の損傷等の多大な物的被害（直接に生ずる物的被害の総額が概ね1億円以上5億円未満（2018年3月31日以前においては直接被害総額約1億円以上2億円未満）が生じたもの。

(3) C級事故

A級事故及びB級事故以外のLPガス事故であって、次の「C1級事故」又は「C2級事故」のいずれかに該当するもの（2018年3月31日以前においてはC1級事故、C2級事故の区別はなく、A級事故及びB級事故以外のLPガス事故）をいう。

なお、「充てん容器又は残ガス容器の喪失・盗難」は、C2級事故として取り扱う。

【C 1 級事故】

- ① 負傷者 1 名以上 5 名以下かつ重症者 1 名以下のもの。
- ② 爆発・火災等により建物又は構造物の損傷等の物的被害が生じたもの。

【C 2 級事故】

- ① C 1 級事故以外の L P ガス事故。

3. 人的被害の分類

被害の程度により次のとおり分類する。

① 死 者

事故発生後、5 日（120 時間）以内に死亡が確認された者

② 重傷者（C O 中毒等、外傷を伴わない場合は、「重症者」という。）

事故発生後に、30 日以上の治療を要する負傷した者

③ 軽傷者（C O 中毒等、外傷を伴わない場合は、「軽症者」という。）

事故発生後に、30 日未満の治療を要する負傷した者

Ⅲ. L P ガス事故

1. 2023 年の事故発生状況

(1) 件数及び死傷者数

2023 年の事故件数については 192 件となり、前年比 72 件の減少となった。

死傷者数は、死者が 0 人、負傷者が 36 人となり、死者数は前年と同数で、負傷者数は前年比 9 人の増加となった。（図-1）。

(2) B 級以上事故（Ⅳ. 1. B 級事故の概要参照）

2023 年の B 級事故は 0 件で、前年と同数であった。（図-2）。

（表-1、表-2、図-3）。

(3) 安全器具の設置率と事故発生状況

2023 年に発生した L P ガス事故（192 件）のうち、消費設備に係る事故 105 件の安全器具設置先と未設置先の事故発生状況でみると、68 件が設置先、37 件が未設置先での事故であった。（表-3）

* ここでいう安全器具とは下記のもののうちいずれかをいう。以下同じ。

- イ. ハイセーフ+ガス漏れ警報器（併設又は連動）
- ロ. ガス漏れ警報器連動自動ガス遮断装置+ヒューズガス栓
- ハ. ガス漏れ警報器連動マイコン型自動ガス遮断装置

2. 事故発生状況の分析

(1) C O 中毒事故

2023 年の C O 中毒事故は 4 件で、前年比 4 件の増加となった。（表-4、図-

4)。

2014年から2023年までの10年間のCO中毒事故29件を燃焼器具別にみると(表-5)、瞬間湯沸器が約17%(5件)、ふろがまが約7%(2件)、その他(業務用燃焼器等)が約76%(22件)となっている。なお、ストーブによるCO中毒事故は2014年から2023年までの10年間発生していない。

瞬間湯沸器の中では、開放式が約3%(1件)、CF式が約3%(1件)、FF式が約3%(1件)、RF式が約7%(2件)となっている。また、ふろがまによる事故は、RF式が約3%(1件)、型式不明が約3%(1件)となっている。

原因別にみると(表-6)、瞬間湯沸器では、屋内設置(RF式)(1件)、長時間使用・換気不良(1件)、燃焼器具不良(1件)、その他(2件)が原因となっている。また、ふろがまでは、屋内設置(RF式)(1件)、その他(1件)が原因となっている。業務用燃焼器等は、換気不良状態での長時間使用が約27%(6件)を占める。また、1件当たりの死症者数をみると(表-7)、業務用燃焼器等は約2.82人/件と他の燃焼器具より多い。

(2) 埋設管事故(IV. 2. 埋設管事故の概要参照)

2023年の埋設管に係る事故は(表-8、図-5)、50件で前年比19件の減少となった。そのうち、供給管が30件で前年比17件の減少、配管が20件で前年比2件の減少となった。

原因については(表-9)、2023年では損傷が46件(供給管29件、配管17件)、腐食・劣化が2件(供給管0件、配管2件)であった。

2014年から2023年までの10年間の埋設管に係る事故480件でみると、損傷が約80%(386件)、腐食・劣化が約18%(84件)を占め、両者合わせると約98%を占めている。これを発生箇所別でみると、供給管は、損傷(276件、供給管中約86%)によるものが最も多く、次いで腐食・劣化(37件、供給管中約12%)となっている。配管は、損傷(110件、配管中約69%)によるものが最も多く、次いで腐食・劣化(47件、配管中約29%)によるものとなっている。

損傷は、ガス設備とは無関係の工事等において、工事業者が誤って切断又は破損した等(いわゆる他工事業者による事故)により、ガスを漏えいさせたものが多く、このような工事時の損傷(341件)が全損傷(386件)の約88%を占めている。このような場合は、直接人が関与しており、比較的早くガス停止等の処置が取られているため、大部分は大規模事故に至っていない。

(3) 質量販売先における事故件数(表-10、図-6)

2023年の質量販売先における事故は7件で、前年比4件の増加となった。

なお、2023年に発生した7件の事故で合計12人の負傷者が発生している。

(4) 原因者別事故件数(表-11)

一般消費者等の不注意によるものが2023年は56件と前年と同数、販売事業者の不

適切な処理に係るものが2023年は29件と前年比24件の減少となった。全事故に対する比率は一般消費者等の不注意によるものが約29%、販売事業者の不適切な処理に係るものが約15%となり、いずれも全事故に占める割合は依然として高い。また、2023年は他工事業者によるものが58件と昨年比15件の減少となったが、全事故の約30%と昨年に引き続き占める割合が高い。

(5) 建物用途別事故件数（表－12）

2023年は一般住宅が57件と前年74件の減少、共同住宅は54件で前年比4件の減少となった。一般住宅及び共同住宅の両者を合わせた件数は111件で前年比78件の減少となったが、全事故の約58%を占めている。また、飲食店は29件で前年比4件の減少となった。業務用施設においては、依然として飲食店の件数が多い。

(6) 現象別事故件数（表－13）

漏えいのみ事故は133件で前年比72件の減少となった。また、漏えい爆発（火災）は27件で前年比3件の減少となり、漏えい火災（爆発を除く）は27件で前年比2件の減少となった。CO中毒・酸欠は0件で前年と同数であった。

(7) 発生箇所別事故件数（表－14）

2023年は供給設備全体で86件と前年比61件の減少となった。そのうち容器・容器バルブが5件で前年比7件の減少であった。供給管では49件発生し、前年比28件の減少となったが、供給設備全体の約57%を占めている。49件の供給管事故のうち、30件が埋設管で発生した。また、高圧ホースの事故は、18件と前年比2件の減少であるが、供給設備の事故の中で供給管に次いで高い割合を占めている。

消費設備は、105件で前年比10件の減少であった。配管による事故が48件で前年比12件の減少となったが、消費設備の事故としては高い割合を占める。

(8) 原因別事故件数（表－15）

腐食・損傷によるものが約54%（104件）となり、全事故の中で高い割合を占めた。接続不良によるものが約14%（27件）、雪害等の自然災害が約5%（10件）が続いた。

(9) バルク供給先事故（IV. 3. バルク供給に係る事故の概要（充てん設備及び供給設備に限る）参照）

バルク供給先（充てん設備及び供給設備に係る）事故が8件発生し、前年比16件の減少となった。8件の内訳は、腐食・損傷によるものが5件、その他又は不明のものが3件であった。

(10) その他

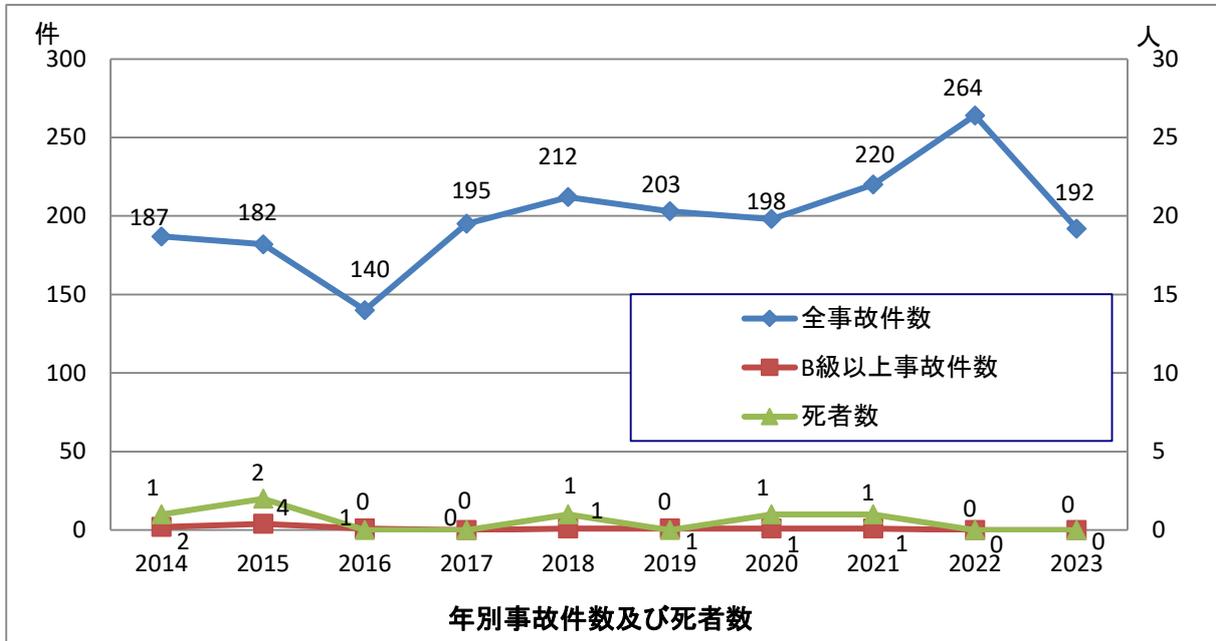
都道府県別事故件数（表－17）で見ると、2023年は事故の発生しなかった県が4県あった。また、所管別事故発生状況（表－18）、所管別事故発生件数（図－7）で見ると都道府県所管（73件）と保安監督部所管（72件）で発生している事故件数が高い割合を占める。

3. 2023年LPガス事故の特徴について

(1) 事故件数

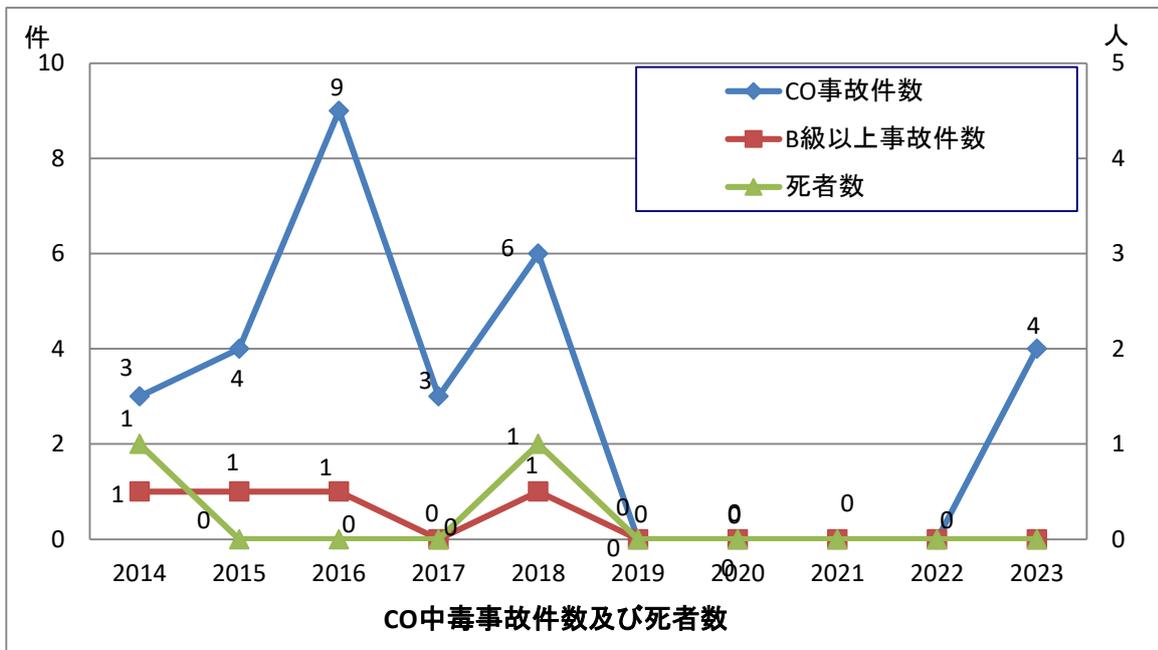
2023年の事故件数については192件となり、前年比72件の減少となった。

死傷者数は、死者が0人、負傷者が36人で死者数は前年と同数であり、負傷者数は前年比9人の増加であった。

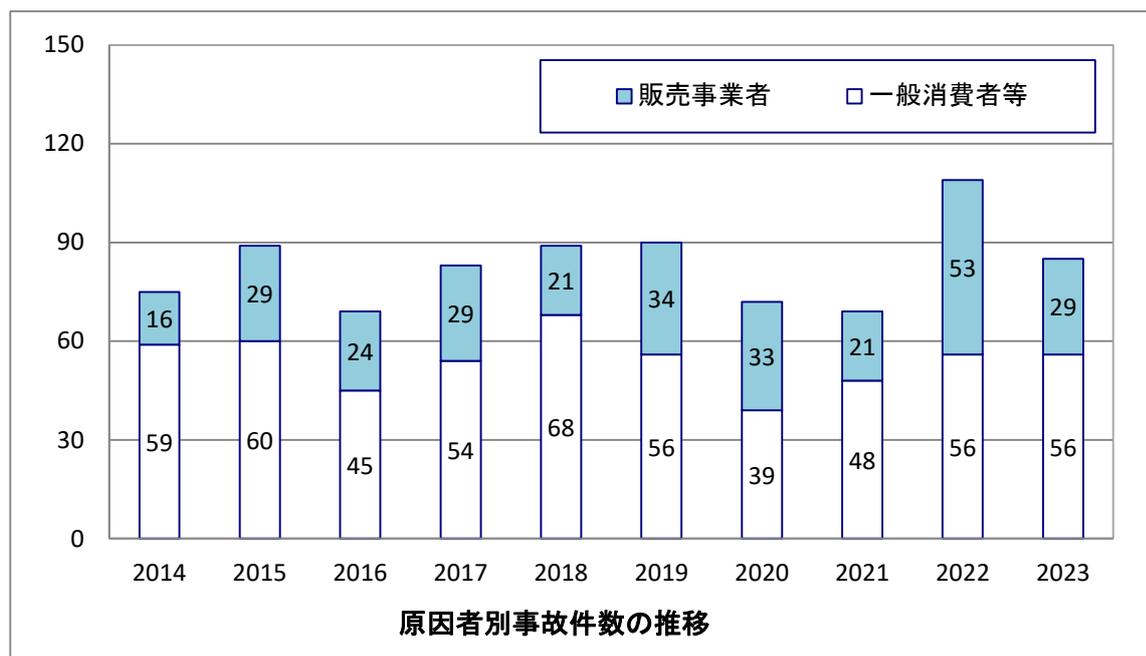


(2) 事故の特徴

① CO中毒事故は、2023年は4件で、前年比4件の増加であった。



- ② 原因者別でみると、販売事業者による事故は 29 件発生し、前年比 24 件減少した。一般消費者等による事故は 56 件発生し、前年と同数であった。



なお、自然災害による事故が 4 件発生し前年比 24 件の減少であった。また、その他の事業者等による事故は 64 件発生し、前年比 15 件の減少であったが、2014 年から 2016 年が 32~36 件であったのに対し、2017 年 54 件、2018 年 59 件、2019 年 62 件、2020 年 61 件、2021 年 70 件と、2017 年以降高い水準で推移している。

- ③ バルク供給（充てん設備及び供給設備）に係る事故は 8 件発生し、前年比 16 件の減少であった。

8 件の事故は次のとおりであった。

- 1) 腐食・損傷によるもの（5 件）
- 2) その他又は不明によるもの（3 件）

4. 事故発生件数の推移

事故の主な発生状況を 1953 年からの推移でみると以下のとおりである。

- ① 日本で LP ガスが家庭用燃料として販売が行われるようになったのは 1952~53 年頃のことであり、LP ガス事故が記録されたのは 1953 年の 2 件が最初であった。
- ② 昭和 30 年代（1955-1964）には、日本経済が重化学工業化を指向していった時期であり、石油化学工業が出現し、石油精製業が拡大するにつれ、LP ガスの回収、販売も本格化し、LP ガス専用の燃焼器の開発も進み、家庭用燃料として浸透していった。このような状況の中にあつて LP ガス事故は年間 20~60 件の発生で推移した。
- ③ 昭和 40 年代（1965-1974）に入ると、家庭用 LP ガス消費世帯数も 1,000 万世帯を超え LP ガスの消費量も増大するとともに使用先も多様化する中であつて、事故の発

生も急増傾向を示してきた。このような状況から、これまでのようにLPガスの一般消費段階の保安面の規制を高圧ガス取締法で行うには無理があるという理由とともに、一般消費者が安心して使えるガスとするために流通・消費に係る取引面の向上を図る規制も併せて行う必要があるという理由から、1967年12月にLPガス新法すなわちLPガス法が制定（1967年12月28日）された。

- ④ 昭和50年代（1975-1984）に入るとLPガス消費世帯数の増加も著しく、2,000万世帯を超えるに至ったが、それに伴い事故も増加の一途をたどり、1979年に過去最高の793件に達し、死者数も60人台の水準（死者数の過去最高は1974年の74人）に至った。こうした中であって、1976年に通商産業大臣から高圧ガス及び火薬類保安審議会に対し、「液化石油ガス消費者保安体制の在り方」について諮問が行われ、翌1977年8月に答申が行われた。同答申を受けて、1978年7月にLPガス法の一部が改正され、一般消費者等に対する周知の義務化、認定調査機関制度の創設、液化石油ガス器具等の範囲の拡大などの施策が実施された。また、1979年5月には、排ガス等による事故の発生を防止するため、都市ガスとともにLPガスの特定ガス消費機器の設置や工事を規制する「特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律」が制定された。なお、1977年6月には、通商産業省立地公害局保安課に液化石油ガス保安対策室が設置されている。
- ⑤ 1980年8月には静岡市の静岡駅前ビルの地下街で都市ガスの大規模な爆発事故が発生し、死者15人、重軽傷者222人の人的被害を出した。これはLPガス事故ではないが、LPガスでも類似事故の発生が考えられることから、1981年2月に省令改正が行われ、地下室等の保安基準が定められるとともに、地下室等及び業務用施設等に対するLPガス用ガス漏れ警報器の設置が義務付けられ、また、LPガスの着臭濃度が強化された。
- ⑥ LPガス事故は1979年の793件をピークにその後は低下傾向を見せはじめ1982年には570件と大幅に減少した。そうした状況の中であって、1983年11月に静岡県掛川市のレクリエーションセンターにおいてLPガスの大きな爆発・火災事故が発生し、死者14人、重軽傷者27人の人的被害を出した。この事故は多数ある末端ガス栓の開閉状態を確認せずに中間バルブを開けたことから、一部開かれていた末端ガス栓からガスが漏れ、ガス漏れ警報器が鳴動したにもかかわらず対応が遅れ、その間に何らかの着火源から引火し、爆発、火災に至ったものである。この事故を教訓として1984年7月に省令改正が行われ、料理飲食店等に対して過流出安全機構付末端ガス栓（ヒューズガス栓）の設置、ゴム管等の接続方法の強化が図られるとともに、一定規模以上の料理飲食店等には保安連絡担当者を選任すること等の措置が講じられた。
- ⑦ なお、1977年以降に発生したA級事故は、1979年に2件、1981年に1件そして1983年に2件であり、その後発生していなかったが、1996年に1件、また2020年にも1件発生した。

⑧ 事故は1982年に500件台に減少したものの、その後の減少傾向が鈍化してきたこと、B級事故が減少しないこと等から、1985年に通商産業省立地公害局長の私的諮問機関として、「LPガス消費者保安対策研究会」が発足し、同年7月に今後のLPガス保安対策の在り方について提言がなされた。この提言等を受け、1985年度から毎年10月を「LPガス消費者保安月間」として定め、消費者保安啓発運動を全国的に展開することとなり、また、技術指導普及事業の一環として高圧ガス保安協会にLPガス保安トレーニングセンターを設置し、LPガス販売事業者や業務用消費者への安全技術等の普及を強力に進めることとなった。

⑨ また、さらにLPガス事故の撲滅を図るためには、安全器具の普及が必須条件となることから、1986年に通商産業省立地公害局長の私的諮問機関として「LPガス安全器具普及懇談会」が発足し、同年5月に具体的な安全器具普及施策の内容と事故の減少化の目標期限（500件発生している事故を5年後に1/5、10年後に1/10とする）を定めた提言がなされた。それを受けて官民一体となり、その目標達成のための普及啓発活動を推進することとなった。

なお、(社)日本エルピーガス連合会では自主的に安全器具100%普及達成目標の10年間で3カ年早め、7年間（1993年9月末）とした。

⑩ このような事故防止のための官民一体となった活動により、LPガス事故は1987年以降直線的に減少を続け1994年には100件を切り82件となった。これは1979年の793件に対しほぼ1/10、安全器具普及運動が始まった1986年の515件に対し1/6強の減少となった。なお、1997年には68件とLPガス法施行以来、最低の件数を示した。

⑪ こうした事故が減少してきた中であって、1994年4月に通商産業省環境立地局長の私的諮問機関として、「LPガス保安対策の在り方研究会」が発足し、1995年1月に保安高度化目標として、以下の事項を目指すことが提言された。

1. 2000年末までに、B級以上の事故を撲滅する。
2. 2000年末までに、一般消費者等が安心してLPガスを利用できるシステムを構築する。

また、1995年9月に通商産業大臣から高圧ガス及び火薬類保安審議会に対し「今後の液化石油ガス消費者保安のあり方」について諮問が行われ、同審議会液化石油ガス部会が、前記研究会報告の「保安高度化目標」を含め、「保安規制の合理化」及び「販売事業者規制の見直し」等について審議し、同年12月に部会報告書を取りまとめた。この報告書を踏まえた同審議会答申を経て、1996年4月、LPガス法の改正が行われた。

⑫ 全事故の件数が減少しているなかでB級以上事故について、1996年頃は減少傾向を示しておらず、さらに1996年にはCO中毒による死者5人を出したA級事故が13年ぶりに発生した。このような事故発生状況から「保安高度化目標」の達成するため

には何らかの抜本的対策の検討が必要となり、1997年9月に高圧ガス及び火薬類保安審議会の下に「保安高度化分科会」が設置され、「CO中毒事故防止総合保安対策」がまとめられた。この保安対策の一環として1997年10月から1999年9月まで「液化石油ガス燃焼器具の一斉点検」が実施された。1998年5月に第2回同分科会が開催され、埋設管に係る事故防止対策等が示され、それに基づき埋設管の点検が実施された。

また、2000年2月第3回同分科会を開催し、CO中毒事故総合保安対策及び埋設管事故防止の実施状況について報告が行われ、今後の対策が示された。

- ⑬ CO中毒事故防止対策、埋設管事故防止対策並びにガス漏えい防止及び漏えい拡大防止対策を産官民一体となって実施してきたが、2000年末までにB級以上の事故を撲滅するという現行の保安高度化目標は、達成できなかった。

しかし、消費者保安を確保し、事故の撲滅を達成するためには、引き続き事故状況等の分析に基づいた対策を適切に講ずることが重要であり、今後とも実効性のある対策を柱とする保安高度化対策の一層の充実を図る必要があることから、CO中毒事故防止対策、埋設管事故防止対策並びにガス漏えい防止及び漏えい拡大防止対策のそれぞれについて、目標年度を念頭に置きつつ、産官民一体となって重点的に取り組むこととした「保安高度化プログラム」（「5. LPガス事故防止対策・施策」参照）が提言された。

- ⑭ 2001年は、バルク供給に係る（供給設備に限る）事故が6件発生した（前年0件）。バルク貯槽の過充填による事故が2件、水銀の腐食による空温式気化器からの漏えい事故が2件、メンテナンス時における気化器内の調整器ダイヤフラム取り付けミスによる事故が1件、埋設管（供給管）の工事ミスによる事故が1件であった。
- ⑮ 2003年は、バルク供給（充てん設備、バルク貯槽及び附属機器等に限る）に係る事故が6件発生して（前年2件）、負傷者が伴う事故も初めて発生した（液状のLPガスを浴びたために凍傷となった）。
- ⑯ 2004年は、バルク供給に係る（供給設備に限る）事故が6件発生して（前年6件）、B級事故が初めて発生した（充てんホースの安全継手離脱後の対応ミスによる爆発火災）。
- ⑰ 2005年は、雪害による機器の損傷が24件発生し、前年より21件と大幅に増加した。
- ⑱ 2006年は、雪害による機器の損傷等が80件発生（前年比56件増）し、過去26年間で最も多い件数となった。また、LPガス事故の統計を取り始めてから、初めて死者0人となった。なお、事故発生から10日後に亡くなるという事故が1件あった。
- ⑲ 2007年は、雪害による事故が1件発生（前年比79件減）したものの、販売事業者による事故は65件発生（前年比37件増）し、一般消費者による事故は66件発生（前年比43件増）した。

- ⑳ 2008年は、234件の事故が発生し、前年のほぼ同程度の事故件数となった。一般消費者による事故が77件発生し、前年比11件増加した。
- ㉑ 2009年は、185件の事故が発生し、前年より減少したものの、傷者は148人となり前年比69人の増加、B級事故が8件発生し前年より4件の増加となった。
また、CO中毒が14件発生し、死者3人、症者85人となった。（うち業務用厨房で13件発生し、死者3人、症者84人）
- ㉒ 2010年は、204件の事故が発生し、前年より19件増加したものの、傷者は83人と65人減少した。
- ㉓ 2011年は、227件の事故が発生し、前年より23件増加し、傷者は88人と5人増加した。
- ㉔ 2012年は、260件の事故が発生し、前年より33件増加したものの、傷者は85人と3人減少した。
- ㉕ 2013年は、210件の事故が発生し、前年より50件減少し、傷者は52人と33人減少した。
- ㉖ 2014年は、187件の事故が発生し、前年より23件減少したものの、傷者は76人と24人増加した。
- ㉗ 2015年は、182件の事故が発生し、前年より5件減少し、傷者は60人と16人減少したが、死者が2名発生した。
- ㉘ 2016年は、140件の事故が発生し、前年より42件減少し、傷者は52人と8人減少した。死者は2006年以来10年ぶりのゼロであり、2021年時点の目標（死亡者ゼロ、負傷者25人未満）に達するものとなった。
- ㉙ 2017年は、195件の事故が発生し、前年より55件増加し、傷者は50人と2人減少した。死者は2年連続のゼロであり、2016年に引き続き2021年時点の目標（死亡者ゼロ、負傷者25人未満）に達するものとなった。（図-1）（表-19）
- ㉚ 2018年は、212件の事故が発生し、前年より17件増加し、死者が1人となった。負傷者は46人と、4人減少し、液化石油ガス保安法が公布された1967年以降最も少ない数となった。
- ㉛ 2019年は、203件の事故が発生し、前年より9件減少し、死者0人、負傷者32人となった。また、CO中毒事故は0件となり、負傷者数とともに液化石油ガス法が公布された1967年以降最も少ない数となった。
- ㉜ 2020年は、198件の事故が発生し、前年より5件減少し、死者1人、負傷者29人となった。また、CO中毒事故は0件となり、2019年に続き、負傷者数とともに液化石油ガス法が公布された1967年以降最も少ない数となったが、一方で、1996年以降24年ぶりにA級事故（死者1人、負傷者数19人、被害見積額約12億円）が発生した。
- ㉝ 2021年は、220件の事故が発生し、前年より22件増加し、死者1人、負傷者21人

となった。また、CO中毒事故は0件となり、2019年、2020年に続き、負傷者数とともに液化石油ガス法が公布された1967年以降最も少ない数となった。

③④ 2022年は、264件の事故が発生し、前年より44件増加し、死者0人、負傷者27人となった。

③④ 2023年は、192件の事故が発生し、前年より72件減少し、死者0人、負傷者36人となった。2019年以降発生していなかったCO中毒事故が4件発生した。

5. LPガス事故防止対策・施策

1995年1月の「LPガス保安対策の在り方研究会中間報告」においては、「保安高度化目標」の1つとして「2000年末までに、B級以上の事故を撲滅すること及び一般消費者等が安心してLPガスを利用できるシステムを構築すること」が提言され、また、「高圧ガス及び火薬類保安審議会液化石油ガス部会報告」においても同目標が提言されている。さらに1997年9月に同部会に「保安高度化分科会」が設置され、「CO中毒事故総合保安対策」を決定し、この保安対策の一環として、同年10月から1999年9月末日まで「液化石油ガス燃焼器具の一斉点検」が実施された。1998年5月に第2回同分科会を開催し、埋設管に係る事故防止対策等が示され、それに基づき埋設管の自主点検・調査等を実施している。

2000年2月第3回同分科会を開催し、CO中毒事故総合保安対策及び埋設管事故防止の実施状況について報告が行われ、「燃焼器具交換誘導事業」及び「埋設管点検事業」が引き続き実施された。

また、2000年12月20日に高圧ガス及び火薬類保安審議会液化石油ガス部会が開催され、以下の「保安高度化プログラム」が提言された。

2015年3月13日に液化石油ガスを利用する一般消費者等の保安の維持・確保の一層の充実及び重大事故の早期撲滅の観点から、液化石油ガス販売事業者等に対し通知し、自主保安活動を実施する際の指針として活用することを要請している「平成27年度液化石油ガス保安対策指針の策定について」が定められ、2020年時点の目標として、死亡者をゼロ、負傷者25人未満を目指すことが掲げられた。

また、2020年においても3月31日に「2020年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」（20200323保局第1号）が定められ、2015年の同指針から引き続き2020年時点の目標が掲げられている。

2021年4月1日に、産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会液化石油ガス小委員会は、2020年を目標年度として実施してきた「保安対策指針」に代わり、2030年を目標とした液化石油ガスの保安対策の方向性を示す「液化石油ガス高度化計画2030」を策定し、公表した。2030年時点において液化石油ガス事故全体で、年間の死亡事故0～1件未満。人身事故25件未満を達成目標とした。

○ 保安高度化プログラム

可及的速やかにB級事故を撲滅するとともに、一般消費者等が安心してLPガスを利用できるシステムを構築することが必要であり、このため、次に掲げる対策についてそれぞれの目標年度を念頭に置きつつ、産官民一体となって重点的に取り組むべきである。

なお、保安高度化プログラムについては、定期的にフォローアップを行い、必要に応じ見直しを行うこととする。

1. CO中毒事故防止対策

CO中毒事故の多くは、不完全燃焼防止装置が付いていない湯沸器又はふろがまの排気筒の不具合等により発生していることから、不完全燃焼防止装置に関する対策及び排気筒の不具合を防止する対策を充実する必要がある。

(1) 燃焼器具等の交換の徹底

不完全燃焼防止装置が付いていない燃焼器具等に対する交換誘導事業を引き続き推進することとし、2002年度中に燃焼器具等の交換を完了することを目指す。

(2) 排気筒等の材料基準の見直しの検討

現在、ふろがま等に設置される排気筒又は給排気部については、再使用する場合のみ材料に関する基準を設けているが、新設時の材料に関する基準の設定について、2001年度中を目途に検討を行う。また、構造的に排気筒等の取り替えが不可能な場合は、CO警報器等の設置の促進を図る。

(3) その他

CO中毒事故を防止するため、保安確保機器等の技術開発、販売事業者等に対する保安教育及び一般消費者等に対する保安啓発等を引き続き行う。

2. 埋設管事故防止対策

特定施設（集合住宅、学校、病院等）における腐食等による事故が依然として多く発生していることから、これら施設を対象とした埋設管の点検等維持管理の徹底等の対策を充実する必要がある。

(1) 埋設管の点検等維持管理の徹底

重大な事故につながりやすい集合住宅、学校、病院等について自主点検・調査を引き続き推進し、2001年度中を目途に全ての対象施設の点検調査を完了することを目指す。点検調査の結果、腐食等が認められた場合は、保安確保に万全を期すため、将来の事故予防の観点から、交換又は漏えい検知装置の設置などを推進する。

(2) 埋設管の点検方法の見直し

埋設管の点検をより確実なものとするため、腐食測定装置を用いるより簡便な点検方法等を技術基準上の例示基準に追加すべく2001年度中を目途に検討を行う。

(3) その他

埋設管事故を防止するため、埋設管寿命予測等の技術開発、販売事業者等に対する保安教育及び一般消費者等に対する保安啓発等を引き続き行う。

安全器具では防止できないヒューマンエラーが多数発生していることから、ガス漏えい防止及び漏えい拡大防止対策として消費者操作ミス防止、工事ミス防止、設備の維持・管理の3分野において対策を充実する必要がある。

(1) 消費者操作ミスに係る事故防止対策

消費者操作ミスに係る事故を防止するため、最近の情報通信技術の進展を踏まえ、消途に検討を行う。

(2) 工事ミスに係る事故防止対策

工事ミスに係る事故を防止するため、配管工事に係るガス漏えい防止措置に関する規定の整備等技術基準の見直しを2001年度中を目途に検討を行う。

また、液化石油ガス設備士の資質を向上させるための対策を講ずる。

(3) 設備維持・管理不良に係る事故防止対策

設備の維持・管理不良による事故を防止するため、販売事業者において組織的な安全対策、保安教育の徹底及び内部監査体制の整備等を図る。

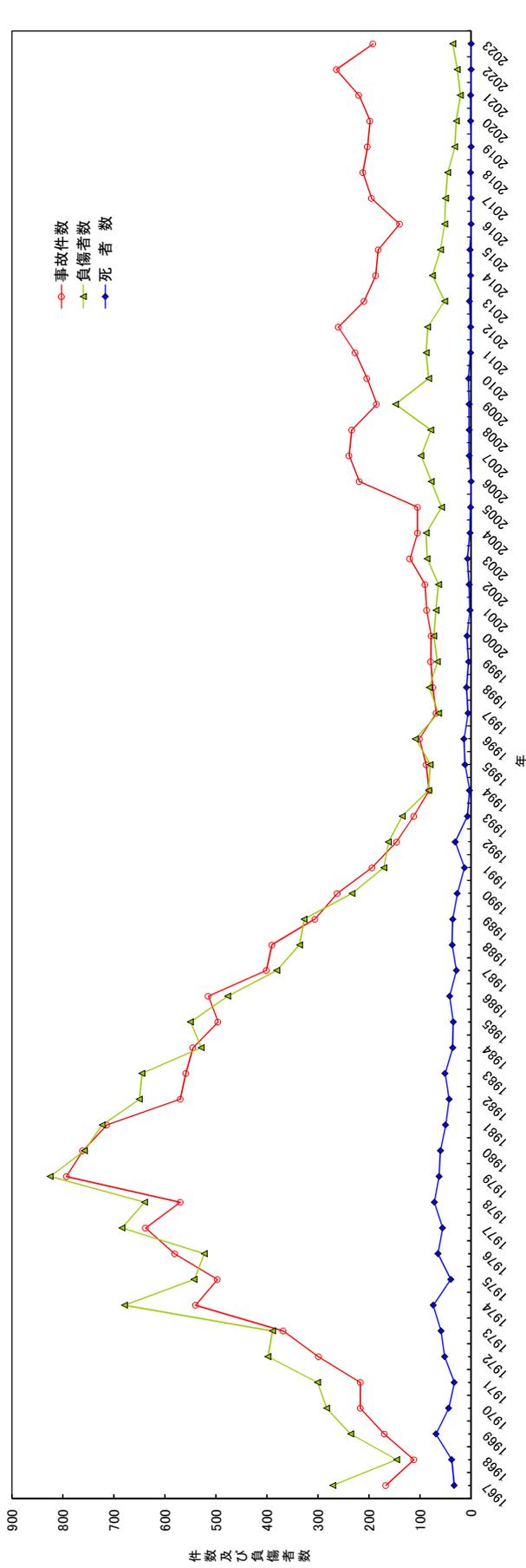
(4) その他

ガス漏えい事故を防止するため、質量販売対応型安全機器の技術開発、パンフレット等による一般消費者等に対する保安啓発等を引き続き行う。消費者と直結した保安啓発活動の方策を2002年度中を目途に整備する。

具体的には、各都道府県エルピーガス協会に置かれている消費者相談員、保安専門技術者、有識者等と消費者との間で、インターネット等の通信手段を活用するなど双方向の情報ネットワークを構築し、消費者に対する適切な情報やアドバイスの提供、保安に関する意見交換等を通じ、消費者の保安意識の一層の高揚等を図る。

また、高齢化社会に対応した保安確保の在り方について、2002年度中を目途に検討を行う。

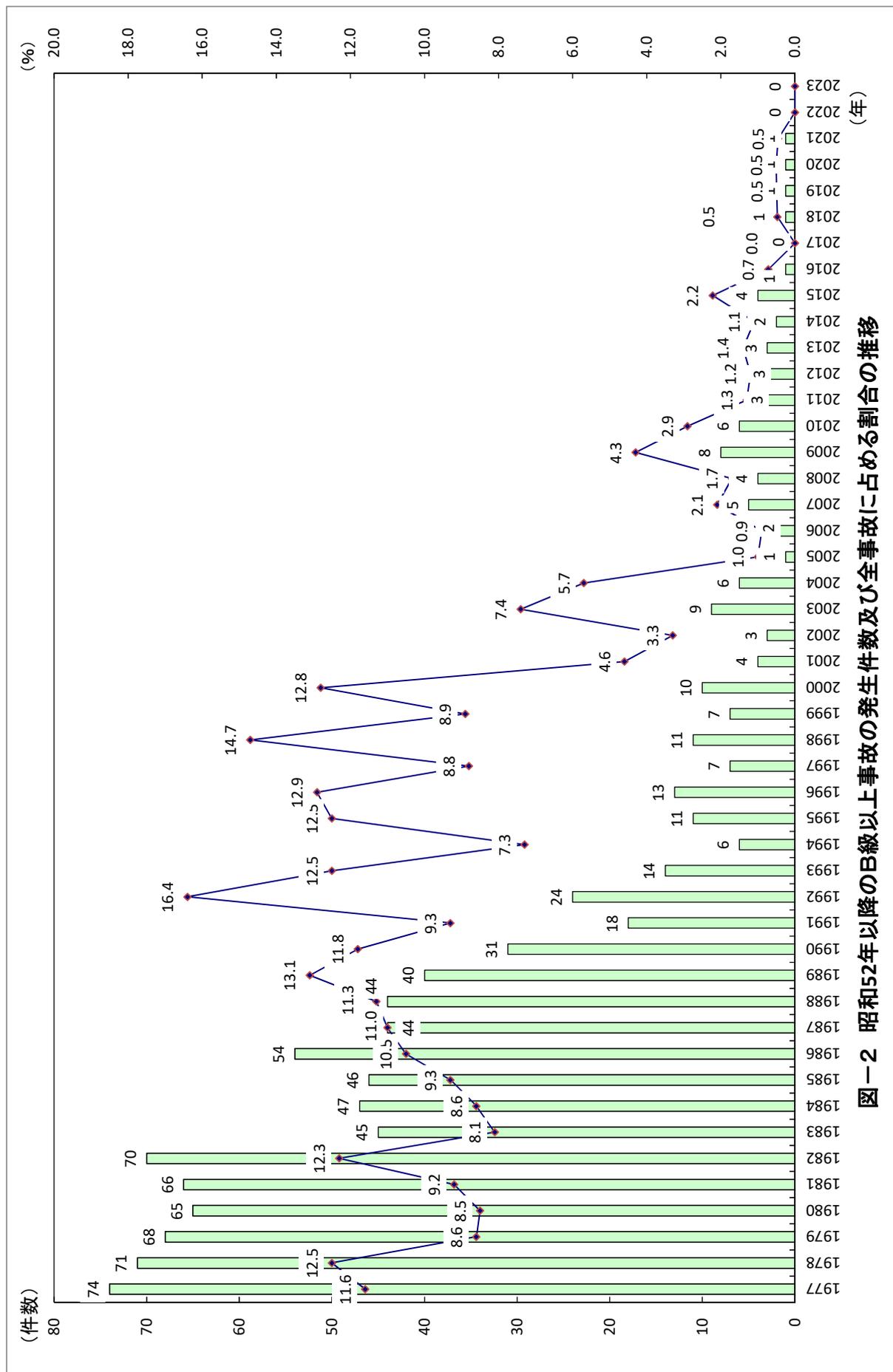
なお、2001年度以降の主要なLPガス事故防止対策・施策については、表-19を参照。



| 年 | 1967 | 1968 | 1969 | 1970 | 1971 | 1972 | 1973 | 1974 | 1975 | 1976 | 1977 | 1978 | 1979 | 1980 | 1981 | 1982 | 1983 | 1984 | 1985 | 1986 | 1987 | 1988 | 1989 | 1990 | 1991 | 1992 | 1993 | 1994 | 1995 | 1996 | 1997 | 1998 | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 |
|---------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 事故件数 | 167 | 112 | 170 | 217 | 217 | 299 | 368 | 540 | 497 | 581 | 638 | 570 | 793 | 761 | 714 | 570 | 559 | 545 | 496 | 515 | 401 | 390 | 306 | 262 | 194 | 146 | 112 | 82 | 88 | 101 | 68 | 75 | 79 | 78 | 87 | 90 | 120 | 105 | 105 | 219 | 239 |
| 死傷者数(%) | 34 | ▲33 | 52 | 28 | 0 | 38 | 23 | 47 | ▲8 | 17 | 10 | ▲11 | 39 | ▲4 | ▲6 | ▲20 | ▲2 | ▲3 | ▲9 | 4 | ▲22 | ▲3 | ▲22 | ▲14 | ▲26 | ▲23 | ▲27 | 7 | 15 | ▲33 | 10 | 5 | ▲1 | 12 | 3 | 33 | ▲13 | 0 | 109 | 9 | |
| 死者数 | 33 | 38 | 69 | 44 | 33 | 52 | 59 | 74 | 40 | 65 | 56 | 72 | 63 | 60 | 50 | 43 | 51 | 36 | 35 | 42 | 29 | 37 | 36 | 27 | 13 | 31 | 7 | 3 | 12 | 14 | 6 | 9 | 5 | 8 | 2 | 4 | 7 | 2 | 1 | 0 | 4 |
| 負傷者数 | 271 | 146 | 236 | 283 | 301 | 398 | 389 | 679 | 543 | 523 | 684 | 640 | 823 | 758 | 723 | 650 | 645 | 529 | 550 | 477 | 381 | 336 | 327 | 233 | 171 | 162 | 133 | 83 | 80 | 109 | 64 | 82 | 69 | 73 | 69 | 64 | 86 | 88 | 58 | 78 | 98 |

| 年 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 |
|---------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 事故件数 | 234 | 185 | 204 | 227 | 260 | 210 | 187 | 182 | 140 | 195 | 212 | 203 | 198 | 220 | 264 | 192 |
| 死傷者数(%) | ▲2 | ▲21 | 10 | 11 | 15 | ▲19 | ▲11 | ▲3 | ▲23 | 39 | 9 | 4 | ▲2 | 11 | 20 | ▲27 |
| 死者数 | 4 | 4 | 5 | 1 | 3 | 1 | 3 | 1 | 2 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 |
| 負傷者数 | 79 | 148 | 83 | 88 | 85 | 52 | 76 | 60 | 52 | 50 | 46 | 32 | 29 | 21 | 27 | 36 |

図一1 年別事故件数及び死傷者数の推移



図一2 昭和52年以降のB級以上事故の発生件数及び全事故に占める割合の推移

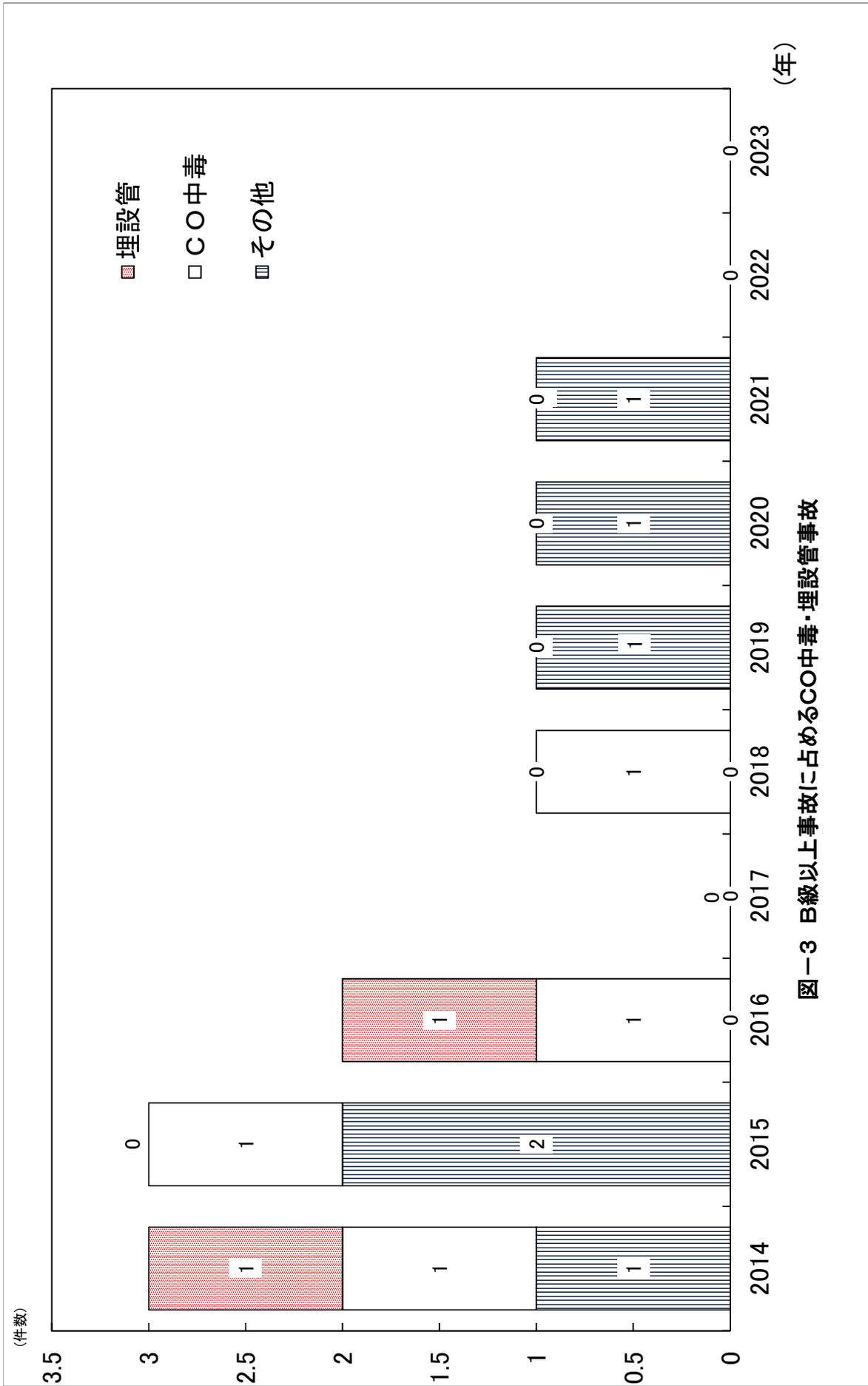


図-3 B級以上事故に占めるCO中毒・埋設管事故

表一1 B級以上事故の現象別件数及び死者数

| 現象 | 2014 | | 2015 | | 2016 | | 2017 | | 2018 | | 2019 | | 2020 | | 2021 | | 2022 | | 2023 | |
|----------|------|----|------|----|------|----|------|----|------|----|------|----|------|----|------|----|------|----|------|----|
| | 件数 | 死者 |
| CO中毒 | 1 | 1 | 1 | - | 1 | - | - | - | 1 | 1 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 漏洩爆発(火災) | 1 | - | 2 | 1 | - | - | - | - | - | - | 1 | - | 1 | 1 | 1 | 1 | - | - | - | - |
| 内埋設管 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| その他(酸欠等) | - | - | 1 | 1 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 内埋設管 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 合計 | 2 | 1 | 4 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |

表-2 B級以上事故の漏洩等発生箇所別件数

| 項目 | 年 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 |
|---------|---|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 容 器 | | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 容器バルブ | | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 充てん設備 | | 1 | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 調 整 器 | | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| ヘッダー | | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 高圧ホース | | - | 1 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| ガスメーター | | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| その他機器 | | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 供 給 管 | | - | 1 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 内埋設管 | | - | 1 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 配 管 | | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 内埋設管 | | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 末端ガス栓 | | - | - | - | - | - | 1 | - | - | - | - |
| 室内ゴム管 | | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| こ ん ろ | | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 炊 飯 器 | | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| レ ン ジ | | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| オーブン | | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 瞬間湯沸器 | | - | - | - | - | 1 | - | - | - | - | - |
| ふろがま | | 1 | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| ストーブ | | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 業務用燃焼器 | | - | 1 | 1 | - | - | - | - | - | - | - |
| その他の燃焼器 | | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| そ の 他 | | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 不 明 | | - | 1 | - | - | - | - | 1 | 1 | - | - |
| 合 計 | | 2 | 4 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 |

表-3 消費設備に係る安全器具設置先事故発生状況

| 年 項目 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 |
|------------------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 全事故件数 | 187 | 182 | 140 | 195 | 212 | 203 | 198 | 220 | 264 | 192 |
| 消費設備に係る 事故件数 | 96 | 99 | 61 | 108 | 109 | 111 | 87 | 90 | 115 | 105 |
| 消費設備に係る 安全器具設置先 事故発生件数 | 27 | 32 | 31 | 43 | 55 | 58 | 44 | 54 | 62 | 68 |
| うち B級事故件数 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| うち CO中毒事故 件数 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

表-4 CO中毒事故（酸欠事故は除く）年別事故件数及び死症者数

| 年 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 |
|---------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 項目 | | | | | | | | | | |
| 件数 | 3 | 4 | 9 | 3 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| 内B級以上事故 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 死者(人) | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 症者(人) | 4 | 12 | 29 | 5 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 |
| 内B級以上事故 | 0 | 7 | 15 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

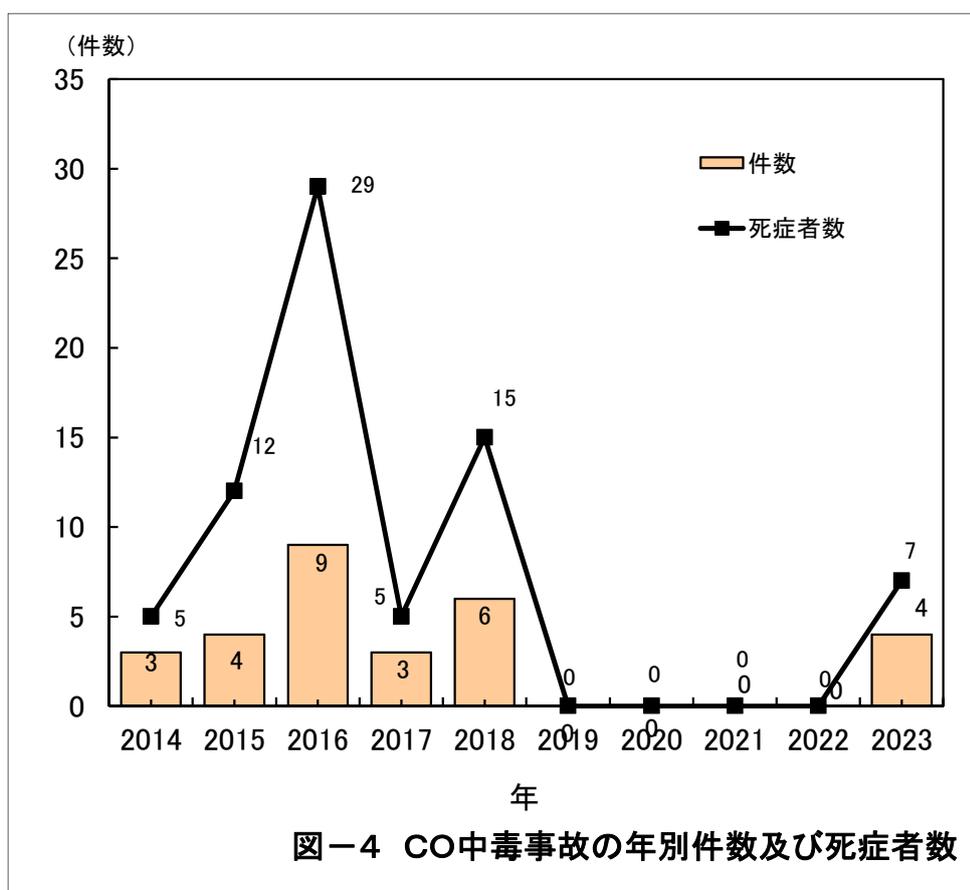


表-5 CO中毒事故の燃焼器具別発生件数

| 燃焼器具 | | 年 | | | | | | | | | | 合計 |
|------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|---------------|
| | | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | |
| 瞬間湯沸器 | 開放式 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 (3.4) |
| | CF式 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 (3.4) |
| | FF式 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 (3.4) |
| | RF式 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 (6.9) |
| | 計 | 1 | 1 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 (17.2) |
| ふろがま | CF式 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 (0.0) |
| | BF式 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 (0.0) |
| | RF式 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 (3.4) |
| | 型式不明 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 (3.4) |
| | 計 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 (6.9) |
| ストーブ | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 (0.0) |
| その他 (業務用燃焼器等) | | 1 | 3 | 7 | 2 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 22 (75.9) |
| 合計 | | 3 | 4 | 9 | 3 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 29 (100.0) |

表-6 CO中毒事故の燃焼器具別原因別件数
(2014~2023年)

| 原因 | | 排気設備等 | | | | | | 燃焼状態等 | | その他 | 不明 | 合計 | |
|--------------|-----------|--------|-----------|------------|-------------|---------------|----------------|-----------|------------|------|----|----|--------|
| | | 排気筒未設置 | 鳥の巣等による閉塞 | ずれ・外れ又は腐食等 | 排気ファンの電源切り等 | 排気筒不良(基準不適合)等 | 排気筒トップ異常(逆設置等) | 屋内設置(RF式) | 長時間使用・換気不良 | | | | 燃焼器具不良 |
| 燃焼器具 | | | | | | | | | | | | | |
| 瞬間湯沸器 | 開放式(5号以下) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | CF式 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| | FF式 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| | RF式 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 2 |
| | 計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 2 | 0 | 5 |
| ふろがま | CF式 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | RF式 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 型式不明 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| | 計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 2 |
| ストーブ | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他(業務用燃焼器等) | | 0 | 1 | 0 | 6(1) | 0 | 0 | 0 | 6(1) | 4(2) | 3 | 2 | 22(4) |
| 合計 | | 0 | 1 | 0 | 6(1) | 0 | 0 | 2 | 7(1) | 5(2) | 6 | 2 | 29(4) |

注) ()内は2023年の発生件数で内数

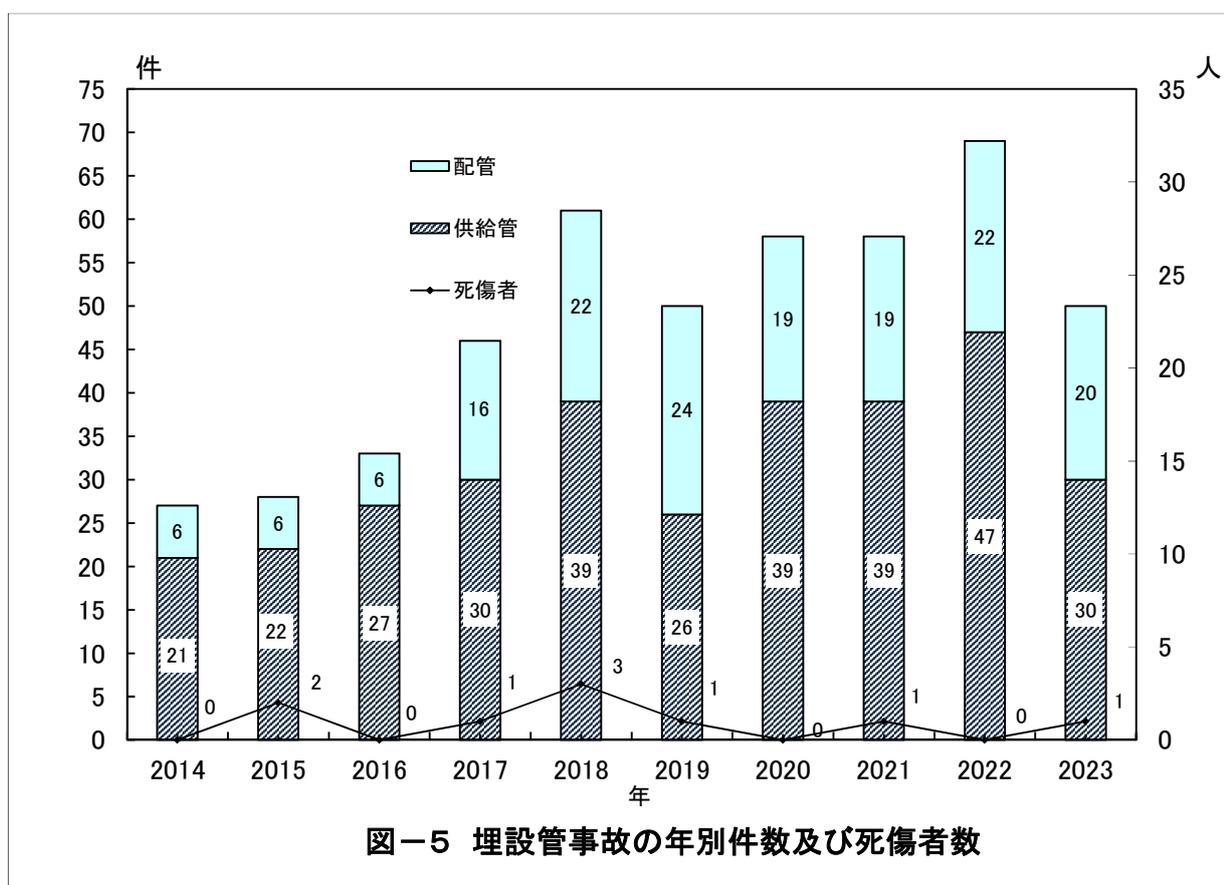
表-7 CO中毒事故の燃焼器具別件数、死症者数及び1件当たりの死症者数
(2014~2023年)

| 燃焼器具 | | 件数 | 死症者数 | | 1件当たりの死症者数 | | |
|-----------------------|---------------|---------------|----------|-------------|----------------|----------------|----------------|
| | | | 死者 | 症者 | 死者 | 症者 | 死症者 |
| 瞬間湯沸器 | 開放式 (5号以下) | 1 | 1 | 0 | 1.00 | 0.00 | 1.00 |
| | CF式 | 1 | 0 | 1 | 0.00 | 1.00 | 1.00 |
| | FF式 | 1 | 0 | 1 | 0.00 | 1.00 | 1.00 |
| | RF式 | 2 | 0 | 6 | 0.00 | 3.00 | 3.00 |
| | 計 | 5 | 1 | 8 | 0.20 | 1.60 | 1.80 |
| ふろがま | CF式 | 0 | 0 | 0 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| | RF式 | 1 | 1 | 0 | 1.00 | 0.00 | 1.00 |
| | 型式不明 | 1 | 0 | 1 | 0.00 | 1.00 | 1.00 |
| | 計 | 2 | 1 | 1 | 0.50 | 0.50 | 1.00 |
| ストーブ | | 0 | 0 | 0 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| その他 (業務用燃焼器等) | | 22 (4) | 0 | 62 (7) | 0.00 | 2.82 | 2.82 |
| 合計 | | 29 (4) | 2 | 71 (7) | 0.07 | 2.45 | 2.52 |
| CO中毒事故以外の 爆発・火災事故等 | | 1964 (188) | 4 (0) | 358 (29) | 0.00 (0.00) | 0.18 (0.15) | 0.18 (0.15) |
| 全事故 | | 1993 (192) | 6 (0) | 429 (36) | 0.00 (0.00) | 0.22 (0.19) | 0.22 (0.19) |

注) ()内は2023年の件数及び死症者数(内数)並びに1件当たりの死症者数

表－8 埋設管事故の年別件数及び死傷者数

| 項目 | 年 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 |
|--------|----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| | 件数 | | 27 | 28 | 33 | 46 | 61 | 50 | 58 | 58 | 69 |
| うちB級事故 | | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 死者(人) | | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 傷者(人) | | 0 | 1 | 0 | 1 | 3 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| うちB級事故 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |



表－9 埋設管に係る年別漏えい等発生箇所別原因別件数

| 漏えい等 発生箇所 | 漏洩原因 | 年 | | | | | | | | | | 合計 |
|--------------|--------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|
| | | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | |
| 供給管 | 損傷 | 13 | 16 | 23 | 24 | 32 | 25 | 34 | 36 | 44 | 29 | 276 |
| | 他工事業者 | 10 | 12 | 21 | 23 | 29 | 24 | 29 | 34 | 40 | 27 | 249 |
| | 消費者による | 0 | 0 | 2 | 1 | 1 | 0 | 3 | 2 | 2 | 1 | 12 |
| | 地盤沈下 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| | その他 | 2 | 3 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 2 | 1 | 10 |
| | 腐食・劣化 | 6 | 4 | 4 | 6 | 7 | 1 | 5 | 1 | 3 | 0 | 37 |
| | その他 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 3 |
| | 接続不良 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 工事中酸欠 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 |
| | その他 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 不明 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 4 |
| 計 | | 21 | 22 | 27 | 30 | 39 | 26 | 39 | 39 | 47 | 30 | 320 |
| 配管 | 損傷 | 4 | 0 | 6 | 6 | 14 | 19 | 12 | 15 | 17 | 17 | 110 |
| | 他工事業者 | 4 | 0 | 6 | 5 | 10 | 16 | 9 | 14 | 14 | 14 | 92 |
| | 消費者による | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 1 | 3 | 1 | 3 | 0 | 11 |
| | 地盤沈下 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 3 |
| | その他 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 | 4 |
| | 腐食・劣化 | 2 | 6 | 0 | 10 | 8 | 5 | 6 | 3 | 5 | 2 | 47 |
| | その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| | 不明 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 2 |
| 計 | | 6 | 6 | 6 | 16 | 22 | 24 | 19 | 19 | 22 | 20 | 160 |
| 合計 | 損傷 | 17 | 16 | 29 | 30 | 46 | 44 | 46 | 51 | 61 | 46 | 386 |
| | 他工事業者 | 14 | 12 | 27 | 28 | 39 | 40 | 38 | 48 | 54 | 41 | 341 |
| | 消費者による | 0 | 0 | 2 | 1 | 4 | 1 | 6 | 3 | 5 | 1 | 23 |
| | 地盤沈下 | 1 | 1 | 0 | 0 | 2 | 2 | 1 | 0 | 0 | 1 | 8 |
| | その他 | 2 | 3 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 2 | 3 | 14 |
| | 腐食・劣化 | 8 | 10 | 4 | 16 | 15 | 6 | 11 | 4 | 8 | 2 | 84 |
| | その他 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 4 |
| | 接続不良 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 工事中酸欠 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 |
| | その他 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 |
| | 不明 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 3 | 0 | 0 | 6 |
| 合計 | | 27 | 28 | 33 | 46 | 61 | 50 | 58 | 58 | 69 | 50 | 480 |

表一10 質量販売先における事故発生件数

| 項目 \ 年 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 |
|--------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 件数 | 11 (1) | 6 (1) | 5 (0) | 12 (0) | 4 (0) | 6 (1) | 3 (0) | 5 (0) | 3 (0) | 7 (0) |
| 50kg容器 | 1 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 20kg容器 | 2 (1) | 3 (1) | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 |
| 10kg容器 | 2 | 2 | 2 | 5 | 1 | 1 (1) | 2 | 1 | 1 | 1 |
| 8kg容器 | 4 | 1 | 1 | 2 | 3 | 1 | 0 | 2 | 1 | 4 |
| 5kg容器 | 1 | 0 | 1 | 2 | 0 | 3 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| 2kg容器 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

()内はB級事故で内数

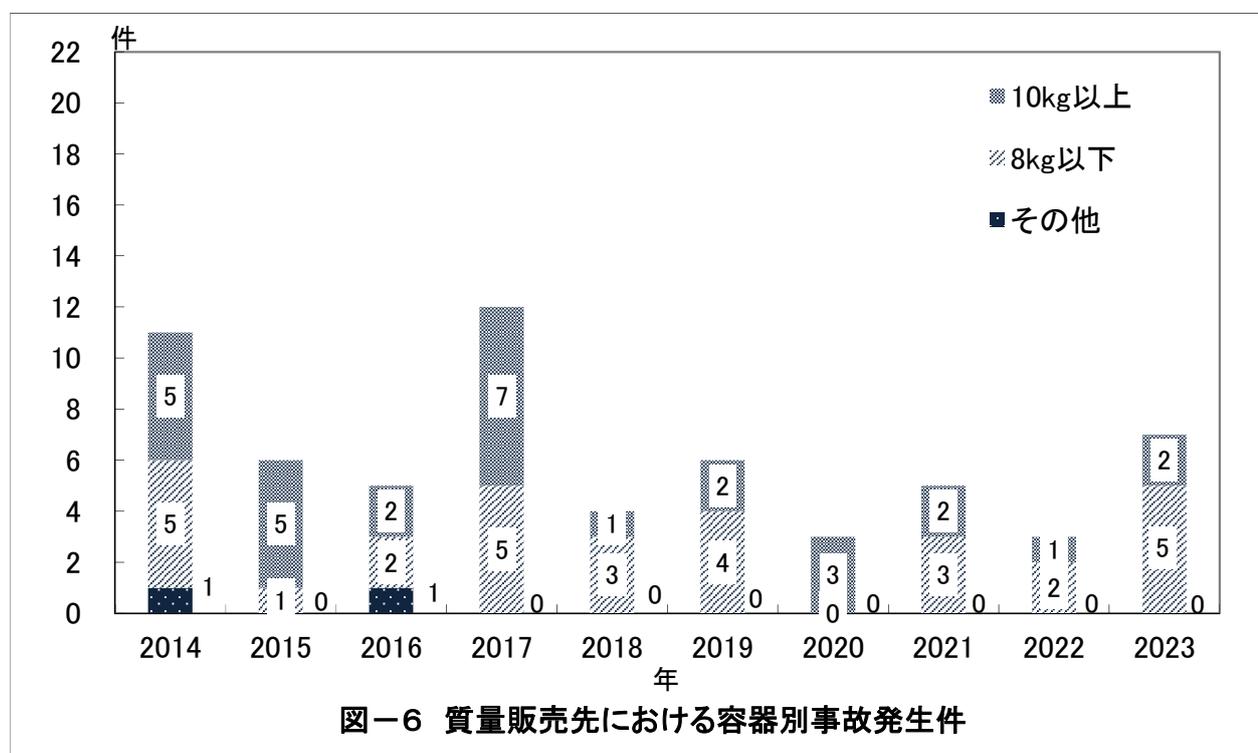


表-11 原因者別事故件数

| 原因者 \ 年 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 |
|---------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 一般消費者等 | 59 | 60 | 45 | 54 | 68 | 56 | 39 | 48 | 56 | 56 |
| 一般消費者等及び 販売事業者 | 6 | 4 | 0 | 3 | 2 | 2 | 9 | 5 | 7 | 6 |
| 販売事業者 | 16 | 29 | 24 | 29 | 21 | 34 | 33 | 21 | 53 | 29 |
| 設備工事事業者及び 販売事業者等 | 3 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 |
| 保安機関及び 販売事業者等 | 5 | 3 | 1 | 6 | 7 | 7 | 7 | 11 | 9 | 6 |
| 配送センター及び 販売事業者等 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 4 | 2 | 1 | 1 |
| 設備工事事業者 | 3 | 2 | 2 | 11 | 3 | 1 | 3 | 3 | 5 | 2 |
| 充電事業者 | 1 | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 3 | 1 | 1 |
| 配送センター | 2 | 0 | 4 | 6 | 3 | 1 | 3 | 7 | 1 | 7 |
| 器具メーカー | 1 | 4 | 3 | 1 | 3 | 5 | 14 | 11 | 5 | 1 |
| 自然災害(雪害等) | 40 | 34 | 8 | 12 | 34 | 9 | 1 | 21 | 28 | 4 |
| その他 | 34 | 32 | 36 | 54 | 59 | 62 | 61 | 70 | 79 | 64 |
| 他工事事業者 | 19 | 16 | 34 | 49 | 48 | 58 | 54 | 64 | 73 | 58 |
| 動物(ねずみ等) | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| その他 | 14 | 15 | 2 | 5 | 11 | 3 | 6 | 6 | 5 | 6 |
| 不明 | 17 | 14 | 13 | 17 | 12 | 25 | 24 | 18 | 18 | 13 |
| 合計 | 187 | 182 | 140 | 195 | 212 | 203 | 198 | 220 | 264 | 192 |

表-12 年別・建物用途別事故件数

| 項目 \ 年 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 |
|-----------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 一般住宅 | 71 | 77 | 44 | 65 | 89 | 72 | 84 | 85 | 131 | 57 |
| 共同住宅 | 48 | 35 | 40 | 55 | 50 | 50 | 59 | 68 | 58 | 54 |
| 旅館 | 2 | 0 | 2 | 6 | 1 | 3 | 3 | 1 | 2 | 2 |
| 飲食店 | 23 | 26 | 14 | 28 | 24 | 31 | 18 | 23 | 33 | 29 |
| 学校 | 4 | 5 | 7 | 11 | 8 | 7 | 8 | 2 | 8 | 9 |
| 病院 | 1 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 4 | 2 |
| 工場 | 1 | 3 | 2 | 3 | 3 | 1 | 2 | 3 | 1 | 0 |
| 事務所 | 5 | 1 | 3 | 3 | 7 | 5 | 5 | 5 | 3 | 3 |
| 道路下(側溝含む) | 2 | 3 | 4 | 3 | 2 | 4 | 0 | 3 | 1 | 0 |
| その他 | 30 | 30 | 22 | 20 | 27 | 29 | 17 | 28 | 23 | 36 |
| 合計 | 187 | 182 | 140 | 195 | 212 | 203 | 198 | 220 | 264 | 192 |

表-13 現象別事故件数

| 項目 \ 年 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 |
|-----------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 漏えい | 98 | 102 | 85 | 114 | 148 | 148 | 148 | 168 | 205 | 133 |
| 漏えい爆発(火災) | 59 | 43 | 27 | 43 | 33 | 26 | 19 | 25 | 30 | 27 |
| 火災(爆発を除く) | 27 | 31 | 19 | 35 | 24 | 29 | 31 | 27 | 29 | 27 |
| CO中毒・酸欠 | 3 | 6 | 9 | 3 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| 合計 | 187 | 182 | 140 | 195 | 212 | 203 | 198 | 220 | 264 | 192 |

表-14 漏えい等発生箇所別事故件数

| 項目 | | 年 | | | | | | | | | |
|-------|---------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| | | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 |
| 供給設備 | 容器 | 4 | 3 | 3 | 4 | 0 | 6 | 5 | 7 | 10 | 3 |
| | 容器バルブ | 3 | 1 | 8 | 4 | 1 | 4 | 1 | 3 | 2 | 2 |
| | 高圧ホース | 9 | 12 | 7 | 15 | 8 | 8 | 17 | 22 | 20 | 18 |
| | ヘッダー | 0 | 2 | 2 | 1 | 1 | 2 | 0 | 1 | 1 | 0 |
| | 調整器 | 20 | 20 | 9 | 13 | 21 | 11 | 25 | 26 | 22 | 8 |
| | バルク貯槽 | 9 | 4 | 3 | 2 | 4 | 3 | 4 | 2 | 5 | 3 |
| | 供給管 | 45 | 36 | 38 | 40 | 52 | 42 | 47 | 56 | 77 | 49 |
| | 内埋設管 | 21 | 22 | 27 | 31 | 39 | 26 | 39 | 39 | 47 | 30 |
| | ガスメーター | 0 | 2 | 6 | 7 | 11 | 8 | 7 | 6 | 5 | 1 |
| | その他機器 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 | 7 | 4 | 1 | 5 | 2 |
| 計 | 90 | 80 | 78 | 86 | 100 | 91 | 110 | 124 | 147 | 86 | |
| 消費設備 | 配管 | 24 | 26 | 10 | 39 | 46 | 54 | 42 | 42 | 60 | 48 |
| | 内埋設管 | 6 | 6 | 6 | 16 | 22 | 24 | 19 | 19 | 22 | 20 |
| | 末端ガス栓 | 10 | 11 | 5 | 11 | 13 | 13 | 12 | 11 | 8 | 12 |
| | 金属フレキ管 | 7 | 6 | 5 | 7 | 1 | 4 | 2 | 3 | 4 | 6 |
| | 低圧ホース | 0 | 4 | 2 | 2 | 5 | 1 | 4 | 3 | 2 | 3 |
| | 室内ゴム管 | 5 | 12 | 3 | 4 | 5 | 4 | 2 | 4 | 9 | 2 |
| | こんろ | 9 | 3 | 3 | 4 | 3 | 2 | 0 | 0 | 3 | 2 |
| | 炊飯器 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | レンジ | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 4 |
| | オーブン | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| | 瞬間湯沸器 | 3 | 3 | 4 | 7 | 2 | 3 | 1 | 5 | 6 | 2 |
| | ふろがま | 14 | 12 | 8 | 7 | 13 | 6 | 11 | 7 | 7 | 6 |
| | ストーブ | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| | 業務用燃焼器 | 23 | 19 | 20 | 23 | 21 | 18 | 9 | 10 | 12 | 19 |
| | その他の燃焼器 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| その他 | 0 | 2 | 0 | 2 | 0 | 3 | 3 | 1 | 3 | 1 | |
| 計 | 96 | 99 | 60 | 109 | 109 | 111 | 87 | 88 | 115 | 105 | |
| 充てん設備 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | |
| その他 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 1 | |
| 不明 | 1 | 2 | 2 | 0 | 2 | 1 | 1 | 3 | 2 | 0 | |
| 合計 | 187 | 182 | 140 | 195 | 212 | 203 | 198 | 220 | 264 | 192 | |

表-15 原因別事故件数

| 項目 | | 年 | | | | | | | | | |
|--------------------|----------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| | | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 |
| 接 続 不 良 | | 14 | 20 | 21 | 30 | 16 | 24 | 25 | 23 | 26 | 27 |
| 腐 食 ・ 損 傷 | | 56 | 58 | 54 | 87 | 105 | 100 | 97 | 111 | 135 | 104 |
| 故 障 ・ 不 具 合 | | 1 | 7 | 5 | 7 | 6 | 15 | 22 | 12 | 7 | 3 |
| 誤 操 作 | 未使用末端閉止弁 | 6 | 8 | 2 | 7 | 11 | 6 | 8 | 5 | 4 | 7 |
| | 燃焼器具未設続 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 燃焼器具の過熱 | | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 燃 焼 器 具 | 点 火 ミ ス | 33 | 21 | 16 | 16 | 17 | 16 | 13 | 12 | 13 | 10 |
| | 立 消 え | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 弁・栓等不完全閉止、 閉め忘れ | | 6 | 5 | 8 | 11 | 7 | 11 | 6 | 9 | 5 | 5 |
| 給 排 気 設 備 不 良 | | 1 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 燃焼不良及び換気不良 | | 2 | 2 | 5 | 3 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| 雪 害 等 の 自 然 災 害 | | 40 | 34 | 8 | 12 | 34 | 8 | 1 | 21 | 44 | 10 |
| そ の 他 | | 13 | 15 | 8 | 11 | 4 | 13 | 10 | 13 | 13 | 15 |
| 不 明 | | 14 | 11 | 8 | 8 | 5 | 9 | 16 | 13 | 16 | 6 |
| 計 | | 187 | 182 | 140 | 195 | 212 | 203 | 198 | 220 | 264 | 192 |

表-16 年別漏えい等発生箇所別原因別件数

(1)供給設備関係

| 漏えい等発生箇所 | | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 合計 | |
|----------|-------------------|--------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|----|-----|
| 原因 | | | | | | | | | | | | | |
| 容器 | 損傷 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 4 | 1 | 0 | 8 | |
| | 腐食・劣化 | 1 | 1 | 2 | 1 | 0 | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 | 13 | |
| | その他、不明 | 1 | 2 | 1 | 3 | 0 | 4 | 2 | 1 | 8 | 2 | 24 | |
| | 計 | 4 | 3 | 3 | 4 | 0 | 6 | 5 | 7 | 10 | 3 | 45 | |
| 容器バルブ | 機器等接続不良 | 0 | 1 | 4 | 0 | 1 | 1 | 0 | 2 | 0 | 0 | 9 | |
| | 損傷 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | |
| | バルブ閉め忘れ、 不完全閉止 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 5 | |
| | その他、不明 | 3 | 0 | 4 | 1 | 0 | 3 | 0 | 0 | 1 | 2 | 14 | |
| 計 | 3 | 1 | 8 | 4 | 1 | 4 | 1 | 3 | 2 | 2 | 29 | | |
| 高圧ホース | 機器等接続不良 | 3 | 4 | 3 | 7 | 4 | 3 | 12 | 15 | 6 | 8 | 65 | |
| | 損傷 | 3 | 3 | 0 | 5 | 3 | 3 | 3 | 4 | 12 | 10 | 46 | |
| | 腐食・劣化 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 | 1 | 2 | 0 | 6 | |
| | その他、不明 | 3 | 5 | 1 | 1 | 0 | 2 | 2 | 2 | 0 | 0 | 16 | |
| 計 | 9 | 12 | 4 | 15 | 8 | 8 | 17 | 22 | 20 | 18 | 133 | | |
| 調整器 | 接続不良 | 1 | 1 | 2 | 5 | 1 | 3 | 5 | 1 | 4 | 1 | 24 | |
| | 損傷 | 17 | 17 | 5 | 5 | 14 | 1 | 2 | 12 | 13 | 3 | 89 | |
| | 腐食・劣化 | 2 | 0 | 1 | 0 | 3 | 1 | 3 | 0 | 1 | 1 | 12 | |
| | 故障 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 6 | 12 | 10 | 4 | 1 | 35 | |
| | その他、不明 | 0 | 2 | 0 | 2 | 3 | 0 | 3 | 3 | 0 | 2 | 15 | |
| 計 | 20 | 20 | 9 | 13 | 21 | 11 | 25 | 26 | 22 | 8 | 175 | | |
| バルク貯槽 | 弁開放等 | 3 | 2 | 0 | 1 | 2 | 0 | 2 | 1 | 2 | 0 | 13 | |
| | 工事ミス | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 5 | |
| | その他、不明 | 6 | 1 | 2 | 1 | 2 | 2 | 2 | 1 | 2 | 2 | 21 | |
| | 計 | 9 | 4 | 3 | 2 | 4 | 3 | 4 | 2 | 5 | 3 | 39 | |
| 供給管 | 埋設 | 接続不良 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 損傷 | 15 | 17 | 23 | 27 | 32 | 25 | 33 | 37 | 44 | 29 | 282 |
| | | 腐食・劣化 | 5 | 4 | 4 | 4 | 7 | 1 | 5 | 2 | 3 | 0 | 35 |
| | | その他、不明 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 4 |
| | | 計 | 21 | 22 | 27 | 31 | 39 | 26 | 39 | 39 | 47 | 30 | 321 |
| | 露出・その他 | 接続不良 | 2 | 3 | 2 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 2 | 6 | 19 |
| | | 損傷 | 21 | 8 | 9 | 6 | 11 | 7 | 6 | 13 | 23 | 9 | 113 |
| | | 腐食・劣化 | 0 | 3 | 3 | 1 | 2 | 7 | 2 | 4 | 4 | 3 | 29 |
| | | その他、不明 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 4 |
| | | 計 | 24 | 14 | 15 | 9 | 13 | 16 | 8 | 17 | 30 | 19 | 165 |
| 小計 | 45 | 36 | 42 | 40 | 52 | 42 | 47 | 56 | 77 | 49 | 486 | | |
| ガスメーター | 機器等接続不良 | 0 | 0 | 4 | 6 | 2 | 4 | 5 | 2 | 0 | 0 | 23 | |
| | 損傷 | 0 | 1 | 1 | 1 | 9 | 3 | 1 | 2 | 3 | 1 | 22 | |
| | その他、不明 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 2 | 2 | 0 | 8 | |
| 計 | 0 | 2 | 6 | 7 | 11 | 8 | 7 | 6 | 5 | 1 | 53 | | |
| その他 | 0 | 2 | 4 | 1 | 3 | 9 | 4 | 2 | 6 | 2 | 33 | | |
| 合計 | 90 | 80 | 79 | 86 | 100 | 91 | 110 | 124 | 147 | 86 | 993 | | |

(2)消費設備関係

| 漏えい等発生箇所 | | 年 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 合計 |
|----------|----------|-----------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|
| | | 原因 | | | | | | | | | | | |
| 配管 | 埋設 | 接続不良 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| | | 腐食・劣化 | 2 | 5 | 0 | 5 | 8 | 5 | 6 | 4 | 5 | 3 | 43 |
| | | その他、不明 | 4 | 2 | 6 | 11 | 14 | 19 | 13 | 15 | 17 | 16 | 117 |
| | | 計 | 6 | 7 | 6 | 16 | 22 | 24 | 19 | 19 | 22 | 20 | 161 |
| | 露出・その他 | 接続不良 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 4 | 0 | 10 |
| | | 損傷 | 10 | 14 | 0 | 12 | 19 | 17 | 12 | 11 | 24 | 20 | 139 |
| | | 腐食・劣化 | 3 | 3 | 2 | 5 | 4 | 9 | 10 | 10 | 9 | 6 | 61 |
| | | その他、不明 | 4 | 2 | 0 | 5 | 0 | 3 | 1 | 1 | 1 | 2 | 19 |
| | 計 | 18 | 19 | 3 | 23 | 24 | 30 | 23 | 23 | 38 | 28 | 229 | |
| | 小計 | 24 | 26 | 9 | 39 | 46 | 54 | 42 | 42 | 60 | 48 | 390 | |
| 末端ガス栓 | ゴム管の接続不良 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 6 | |
| | 未使用側の膜開放 | 5 | 7 | 3 | 7 | 11 | 5 | 8 | 5 | 4 | 6 | 61 | |
| | 弁の不完全閉止等 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 2 | 0 | 0 | 2 | 0 | 6 | |
| | その他、不明 | 4 | 2 | 2 | 3 | 2 | 6 | 3 | 5 | 2 | 5 | 34 | |
| | 計 | 10 | 11 | 6 | 11 | 13 | 13 | 12 | 11 | 8 | 12 | 107 | |
| 金属フレキ | 損傷 | 1 | 2 | 2 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 2 | 2 | 12 | |
| | 接続不良 | 2 | 2 | 2 | 3 | 0 | 2 | 0 | 1 | 0 | 3 | 15 | |
| | 腐食・劣化 | 3 | 2 | 1 | 3 | 1 | 2 | 0 | 1 | 2 | 1 | 16 | |
| | その他、不明 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 | |
| | 計 | 7 | 6 | 5 | 7 | 1 | 4 | 2 | 3 | 4 | 6 | 45 | |
| 低圧ホース | 接続不良 | 0 | 1 | 2 | 2 | 4 | 0 | 2 | 2 | 2 | 2 | 17 | |
| | 劣化 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 6 | |
| | 器具未接続 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | |
| | その他、不明 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 | |
| | 計 | 0 | 4 | 2 | 2 | 5 | 1 | 4 | 3 | 2 | 3 | 26 | |
| ゴム管 | 接続不良 | 3 | 6 | 0 | 2 | 3 | 1 | 1 | 0 | 3 | 0 | 19 | |
| | 損傷 | 1 | 2 | 3 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 2 | 0 | 11 | |
| | 腐食・劣化 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 2 | 4 | 1 | 10 | |
| | 器具未接続 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | その他、不明 | 1 | 3 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 | 2 | 0 | 1 | 10 | |
| | 計 | 5 | 12 | 3 | 4 | 5 | 4 | 2 | 4 | 9 | 2 | 50 | |
| 燃器具 | こんろ | 点火ミス、立消え | 4 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 |
| | | 栓の不完全閉止等 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| | | 過熱 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | その他、不明 | 5 | 1 | 2 | 4 | 3 | 2 | 0 | 0 | 2 | 2 | 21 |
| | | 計 | 9 | 3 | 3 | 4 | 3 | 2 | 0 | 0 | 3 | 2 | 29 |
| | 瞬間湯沸器 | 給排気設備不良 | 0 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| | | 燃焼不足、換気不良 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| | | 点火ミス、立消え | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 4 |
| | | その他、不明 | 1 | 2 | 1 | 6 | 1 | 3 | 0 | 4 | 6 | 2 | 26 |
| | | 計 | 3 | 3 | 4 | 7 | 2 | 3 | 1 | 5 | 6 | 2 | 36 |
| | ふろがま | 給排気設備不良 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 3 |
| | | 点火ミス、立消え | 12 | 10 | 8 | 5 | 12 | 6 | 10 | 6 | 6 | 3 | 78 |
| | | 過熱 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| | | 栓の不完全閉止等 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | その他、不明 | 1 | 2 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 2 | 9 |
| | 計 | 14 | 12 | 8 | 7 | 13 | 6 | 11 | 7 | 7 | 6 | 91 | |
| ストーブ | 給排気設備不良 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 点火ミス、立消え | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | |
| | 栓の不完全閉止等 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | その他、不明 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 2 | |
| | 計 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 4 | |
| 業務用燃焼器具 | 23 | 19 | 20 | 23 | 21 | 18 | 9 | 9 | 12 | 19 | 173 | | |
| その他 | 0 | 1 | 0 | 2 | 0 | 2 | 1 | 2 | 1 | 4 | 13 | | |
| 小計 | 50 | 38 | 35 | 44 | 39 | 32 | 22 | 24 | 29 | 33 | 346 | | |
| その他 | 0 | 2 | 0 | 2 | 0 | 3 | 3 | 1 | 3 | 1 | 15 | | |
| 合計 | 96 | 99 | 60 | 109 | 109 | 111 | 87 | 88 | 115 | 105 | 979 | | |

(3)その他、不明等

| | 年 | | | | | | | | | | |
|--------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|----|
| | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 合計 |
| 充てん設備 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 4 |
| その他 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 1 | 4 |
| 漏洩発生箇所等不明なもの | 1 | 2 | 1 | 0 | 2 | 1 | 1 | 3 | 2 | 0 | 13 |

| 総合計 | 年 | | | | | | | | | | |
|---------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 合計 |
| 事故発生件数 (件) | 187 | 182 | 140 | 195 | 212 | 203 | 198 | 220 | 264 | 192 | 1993 |
| 死者数 (人) | 1 | 2 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 6 |
| 負傷者数 (人) | 76 | 60 | 52 | 50 | 46 | 32 | 29 | 21 | 27 | 36 | 429 |
| (参考)死者・負傷者事故発生件数(件) | 51 | 36 | 27 | 40 | 30 | 21 | 11 | 21 | 23 | 27 | 287 |
| 漏えい | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 7 |
| 漏えい爆発(火災) | 38 | 21 | 16 | 25 | 16 | 15 | 6 | 13 | 14 | 15 | 179 |
| 火災(爆発を除く) | 9 | 8 | 1 | 11 | 7 | 6 | 4 | 7 | 8 | 7 | 68 |
| CO中毒・酸欠 | 3 | 6 | 9 | 3 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 33 |
| (参考)死者・負傷者人数(人) | 77 | 62 | 52 | 50 | 47 | 32 | 30 | 22 | 27 | 36 | 435 |
| 漏えい | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 3 | 0 | 9 |
| 漏えい爆発(火災) | 50 | 38 | 21 | 29 | 23 | 24 | 25 | 14 | 16 | 18 | 258 |
| 火災(爆発を除く) | 21 | 8 | 1 | 15 | 7 | 8 | 4 | 7 | 8 | 10 | 89 |
| CO中毒・酸欠 | 5 | 15 | 29 | 5 | 17 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | 79 |

表-17 都道府県別事故件数及び消費世帯百万戸当たりの事故件数

| 経済局 | 年 県別 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 5年間 平均 2018~ 2022 | 2023 | 消費者戸数 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 5年間 平均 2018~ 2022 | 2023 |
|-----|---------|------|------|------|------|------|----------------------------|------|-----------|------|------|-----------|------|------|----------------------------|------|
| | | 北海道 | 北海道 | 22 | 17 | 9 | 16 | 29 | | 18.6 | 10 | 1,426,912 | 14.8 | 11.8 | 6.2 | 11.1 |
| 東北 | 青森 | 3 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0.8 | 1 | 424,593 | 9.3 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 2.3 | 2.3 | 2.4 |
| | 秋田 | 1 | 2 | 3 | 5 | 10 | 4.2 | 1 | 231,588 | 5.0 | 10.0 | 11.9 | 20.9 | 42.4 | 18.0 | 4.3 |
| | 岩手 | 1 | 0 | 1 | 7 | 7 | 3.2 | 5 | 398,265 | 3.1 | 0.0 | 3.4 | 17.2 | 17.3 | 8.2 | 12.6 |
| | 山形 | 5 | 4 | 1 | 4 | 6 | 4.0 | 1 | 291,821 | 20.8 | 12.9 | 2.4 | 13.5 | 20.5 | 14.0 | 3.4 |
| | 宮城 | 2 | 3 | 3 | 2 | 4 | 2.8 | 3 | 547,160 | 2.2 | 3.3 | 5.5 | 3.7 | 7.2 | 4.4 | 5.5 |
| | 福島 | 13 | 6 | 3 | 2 | 8 | 6.4 | 5 | 518,405 | 32.7 | 15.5 | 5.4 | 3.7 | 15.2 | 14.5 | 9.6 |
| 関東 | 栃木 | 3 | 3 | 6 | 5 | 4 | 4.2 | 7 | 501,499 | 8.9 | 9.1 | 11.3 | 9.5 | 7.9 | 9.3 | 14.0 |
| | 茨城 | 5 | 2 | 2 | 5 | 6 | 4.0 | 8 | 683,573 | 12.0 | 4.9 | 2.8 | 7.0 | 8.5 | 7.0 | 11.7 |
| | 千葉 | 3 | 5 | 5 | 5 | 2 | 4.0 | 2 | 675,356 | 7.4 | 12.6 | 9.3 | 7.1 | 2.9 | 7.9 | 3.0 |
| | 埼玉 | 13 | 13 | 18 | 17 | 10 | 14.2 | 9 | 1,181,934 | 11.4 | 11.5 | 14.7 | 14.0 | 8.3 | 12.0 | 7.6 |
| | 群馬 | 9 | 11 | 12 | 7 | 6 | 9.0 | 5 | 504,501 | 3.9 | 4.8 | 25.8 | 13.4 | 11.8 | 12.0 | 9.9 |
| | 東京 | 12 | 7 | 8 | 12 | 11 | 10.0 | 10 | 433,715 | 20.2 | 12.0 | 11.2 | 26.5 | 24.2 | 18.8 | 23.1 |
| | 神奈川 | 23 | 28 | 23 | 16 | 19 | 21.8 | 16 | 961,917 | 26.3 | 32.3 | 22.4 | 15.8 | 19.1 | 23.2 | 16.6 |
| | 新潟 | 9 | 5 | 4 | 6 | 6 | 6.0 | 3 | 236,381 | 35.7 | 20.2 | 16.0 | 24.4 | 24.7 | 24.2 | 12.7 |
| | 長野 | 3 | 4 | 9 | 4 | 12 | 6.4 | 1 | 619,785 | 5.5 | 7.4 | 14.0 | 6.4 | 19.1 | 10.5 | 1.6 |
| | 山梨 | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1.2 | 2 | 277,630 | 4.6 | 4.7 | 3.5 | 7.1 | 3.6 | 4.7 | 7.2 |
| | 静岡 | 4 | 5 | 4 | 2 | 2 | 3.4 | 3 | 673,908 | 6.1 | 7.6 | 5.6 | 2.8 | 2.9 | 5.0 | 4.5 |
| 中部 | 愛知 | 3 | 4 | 5 | 11 | 18 | 8.2 | 9 | 993,092 | 2.4 | 3.1 | 5.1 | 11.4 | 18.4 | 8.1 | 9.1 |
| | 三重 | 0 | 0 | 1 | 4 | 7 | 2.4 | 2 | 474,228 | 0.0 | 0.0 | 1.8 | 8.3 | 14.7 | 4.9 | 4.2 |
| | 岐阜 | 8 | 7 | 9 | 7 | 6 | 7.4 | 3 | 537,345 | 15.8 | 23.3 | 18.6 | 12.7 | 10.9 | 16.3 | 5.6 |
| | 富山 | 3 | 0 | 2 | 1 | 2 | 1.6 | 0 | 233,277 | 14.4 | 0.0 | 8.4 | 4.2 | 8.5 | 7.1 | 0.0 |
| | 石川 | 2 | 1 | 2 | 2 | 1 | 1.6 | 4 | 271,669 | 7.6 | 3.8 | 7.2 | 7.2 | 3.6 | 5.9 | 14.7 |

| 経済局 | 年 県別 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 5年間 平均 2018~ 2022 | 2023 | 消費者戸数 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 5年間 平均 2018~ 2022 | 2023 |
|-----|---------|------|------|------|------|------|----------------------------|------|------------|------|------|---------|------|------|----------------------------|------|
| | | 近畿 | 福井 | 1 | 1 | 3 | 1 | 2 | | 1.6 | 6 | 179,194 | 6.4 | 6.6 | 16.1 | 5.5 |
| | 滋賀 | 3 | 4 | 0 | 4 | 5 | 3.2 | 4 | 262,205 | 16.8 | 22.8 | 0.0 | 15.1 | 19.5 | 14.8 | 15.3 |
| | 京都 | 1 | 0 | 1 | 4 | 3 | 1.8 | 9 | 217,766 | 5.6 | 0.0 | 4.6 | 18.4 | 14.2 | 8.6 | 41.3 |
| | 奈良 | 1 | 1 | 3 | 2 | 3 | 2.0 | 3 | 168,341 | 7.6 | 7.7 | 17.5 | 11.8 | 18.2 | 12.6 | 17.8 |
| | 和歌山 | 0 | 1 | 3 | 3 | 4 | 2.2 | 0 | 241,845 | 0.0 | 5.3 | 12.3 | 12.4 | 17.2 | 9.4 | 0.0 |
| | 大阪 | 5 | 7 | 7 | 4 | 6 | 5.8 | 2 | 270,522 | 10.1 | 13.3 | 24.9 | 14.5 | 22.6 | 17.1 | 7.4 |
| | 兵庫 | 3 | 1 | 1 | 7 | 9 | 4.2 | 3 | 477,018 | 5.2 | 1.7 | 2.1 | 14.5 | 19.0 | 8.5 | 6.3 |
| 中国 | 鳥取 | 0 | 1 | 3 | 6 | 2 | 2.4 | 4 | 135,493 | 5.0 | 5.0 | 2.0 | 6.0 | 5.0 | 4.6 | 29.5 |
| | 岡山 | 5 | 5 | 2 | 6 | 5 | 4.6 | 7 | 459,427 | 3.0 | 5.0 | 3.0 | 1.0 | 8.0 | 4.0 | 15.2 |
| | 島根 | 6 | 4 | 12 | 6 | 9 | 7.4 | 7 | 196,504 | 0.0 | 1.0 | 3.0 | 6.0 | 2.0 | 2.4 | 35.6 |
| | 広島 | 3 | 5 | 3 | 1 | 8 | 4.0 | 5 | 560,561 | 6.0 | 4.0 | 12.0 | 6.0 | 9.0 | 7.4 | 8.9 |
| | 山口 | 6 | 4 | 0 | 7 | 2 | 3.8 | 2 | 304,649 | 6.0 | 4.0 | 0.0 | 7.0 | 2.0 | 3.8 | 6.6 |
| 四国 | 徳島 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0.4 | 0 | 210,343 | 1.0 | 1.0 | 0.0 | 0.0 | 1.0 | 0.6 | 0.0 |
| | 香川 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0.6 | 0 | 237,359 | 0.0 | 2.0 | 1.0 | 1.0 | 0.0 | 0.8 | 0.0 |
| | 高知 | 2 | 3 | 3 | 2 | 4 | 2.8 | 2 | 242,765 | 0.0 | 1.0 | 0.0 | 0.0 | 1.0 | 0.4 | 8.2 |
| | 愛媛 | 0 | 2 | 1 | 1 | 0 | 0.8 | 1 | 437,065 | 2.0 | 3.0 | 3.0 | 2.0 | 4.0 | 2.8 | 2.3 |
| 九州 | 福岡 | 6 | 9 | 7 | 10 | 5 | 7.4 | 11 | 1,135,775 | 6.0 | 9.0 | 7.0 | 10.0 | 5.0 | 7.4 | 9.7 |
| | 佐賀 | 3 | 6 | 6 | 2 | 3 | 4.0 | 6 | 194,305 | 3.0 | 6.0 | 6.0 | 2.0 | 3.0 | 4.0 | 30.9 |
| | 長崎 | 4 | 5 | 5 | 0 | 6 | 4.0 | 4 | 313,842 | 4.0 | 5.0 | 5.0 | 0.0 | 6.0 | 4.0 | 12.7 |
| | 大分 | 0 | 2 | 0 | 3 | 1 | 1.2 | 1 | 351,833 | 3.0 | 3.0 | 2.0 | 1.0 | 1.0 | 2.0 | 2.8 |
| | 熊本 | 3 | 3 | 2 | 1 | 1 | 2.0 | 1 | 451,757 | 0.0 | 2.0 | 0.0 | 3.0 | 1.0 | 1.2 | 2.2 |
| | 宮崎 | 2 | 1 | 3 | 2 | 5 | 2.6 | 1 | 291,861 | 2.0 | 1.0 | 3.0 | 2.0 | 5.0 | 2.6 | 3.4 |
| | 鹿児島 | 7 | 6 | 1 | 4 | 1 | 3.8 | 2 | 478,262 | 7.0 | 6.0 | 1.0 | 4.0 | 1.0 | 3.8 | 4.2 |
| 沖縄 | 沖縄 | 2 | 2 | 1 | 2 | 0 | 1.4 | 1 | 596,806 | 25.0 | 32.0 | 24.0 | 22.0 | 22.0 | 25.0 | 1.7 |
| 合計 | | 212 | 203 | 198 | 220 | 264 | 219.4 | 192 | 21,514,052 | 9.4 | 9.0 | 8.9 | 10.0 | 12.1 | 9.9 | 8.9 |

注) 消費者戸数は、LPガス消費者世帯数 (LPガス事業団広報 2024年1月15日 No.226 (一財)全国LPガス保安共済事業団より)

表一18 所管別事故発生状況

| 所管 \ 年 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 |
|--------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 本省 | 20 | 20 | 28 | 38 | 29 | 20 | 24 | 38 | 44 | 39 |
| 保安監督部 | 47 | 64 (1) | 33 | 73 | 82 (1) | 94 | 95 | 99 | 94 | 72 |
| 都道府県 | 117 (2) | 97 (3) | 77 (1) | 79 | 96 | 86 (1) | 76 (1) | 83 (1) | 125 | 73 |
| 指定都市 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 |
| 所管無記載 | 3 | 1 | 2 | 5 | 5 | 3 | 3 | 0 | 1 | 2 |
| 合計 | 187 (2) | 182 (4) | 140 (1) | 195 (0) | 212 (1) | 203 (1) | 198 (1) | 220 (1) | 264 (0) | 192 (0) |

※1 ()内はB級以上事故

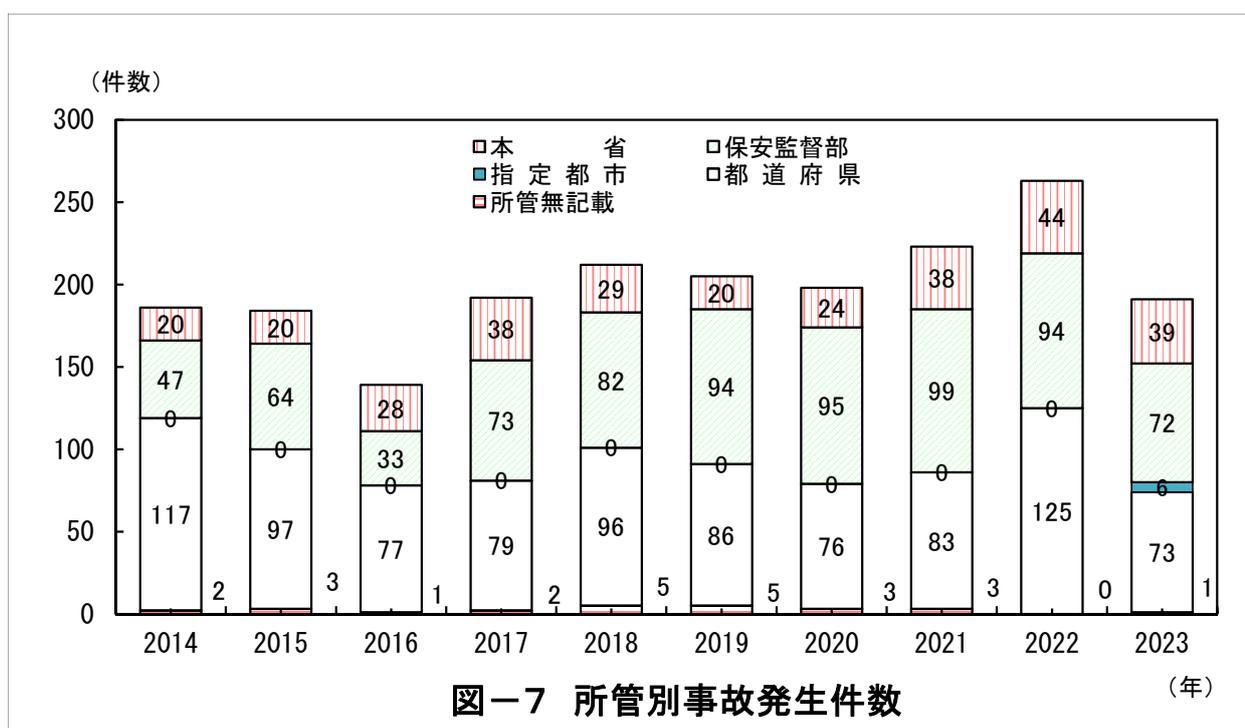


表-19 LPガス事故件数、死傷者数の推移と主な施策等

| 年 | 事故件数 | 死者数 | 傷者数 | 主な発生事故及び取られた措置等 |
|------------|------|-----|-----|---|
| 1967(S.42) | 167 | 33 | 271 | ○12月28日、LPガス法公布一高圧ガス取締法から分離し、液化石油ガスの販売、液化石油ガス器具等の製造及び販売等に係る規制を目的として制定 |
| 1968(S.43) | 112 | 38 | 146 | ○3月1日、LPガス法施行 |
| 1969(S.44) | 170 | 69 | 236 | |
| 1970(S.45) | 217 | 44 | 283 | |
| 1971(S.46) | 217 | 33 | 301 | |
| 1972(S.47) | 299 | 52 | 398 | ○12月6日、LPガス法規則改正(原則LPガスを体積販売することを義務化) |
| 1973(S.48) | 368 | 59 | 389 | |
| 1974(S.49) | 540 | 74 | 679 | |
| 1975(S.50) | 497 | 40 | 543 | |
| 1976(S.51) | 581 | 65 | 523 | |
| 1977(S.52) | 638 | 56 | 684 | □6月、通商産業省立地公害局保安課に「液化石油ガス保安対策室」設置 □8月、高圧ガス及び火薬類保安審議会が「液化石油ガス消費者保安体制のあり方」について答申 |
| 1978(S.53) | 570 | 72 | 640 | □7月、LPガス設備保安総点検事業の実施(設備改善の期間を含め3年間) ○7月3日、LPガス法改正(周知の義務化、認定調査機関及び液化石油ガス設備士制度の創設、液化石油ガス器具等の範囲拡大等) |
| 1979(S.54) | 793 | 63 | 825 | ○5月10日、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律公布(特監法) |
| 1980(S.55) | 761 | 60 | 758 | ●8月16日、静岡駅前ビル地下街で都市ガス爆発事故発生、死者15名、重軽傷者222名 |
| 1981(S.56) | 714 | 50 | 723 | ○2月17日、高取法液石則改正(LPガスの着臭濃度強化(臭気感知混入率1/200→1/1000)) ○2月18日、LPガス法規則改正(地下室等の保安基準の制定、共同住宅、業務用施設等に対しガス漏れ警報器設置義務付け) |
| 1982(S.57) | 570 | 43 | 650 | ●1月、神奈川県川崎市の小学校で埋設管に起因する多量の漏えい事故が発生 □2月4日付通商産業省立地公害局長名で各通商産業局長及び各都道府県知事宛「埋設管に係る液化石油ガス設備の緊急一斉点検の実施について」を通達 □2月から「埋設管に係る液化石油ガス設備の緊急一斉点検」を実施 ○10月1日、LPガス法省令補完基準改正(材料及び使用制限、腐食・損傷を防止する措置等の強化) □10月1日付通商産業省立地公害局長名で各通商産業局長及び各都道府県知事宛「既存の液化石油ガス設備に係る保安の徹底について」を通達 |
| 1983(S.58) | 559 | 51 | 645 | ●11月22日、静岡県掛川市のレクリエーションセンター内でLPガス爆発事故が発生、死者14名、重軽傷者27名 □11月26日付通商産業省立地公害局長名で各通商産業局長及び各都道府県知事宛「液化石油ガス保安対策について」を通達 |
| 1984(S.59) | 545 | 36 | 529 | ○7月3日、LPガス法規則改正(料理飲食店等に対し、移動式燃焼器の末端ガス栓に過流出安全機構付ガス栓の使用義務付け、末端ガス栓と燃焼器との接続方法強化) |
| 1985(S.60) | 496 | 35 | 550 | □7月、「LPガス消費者保安対策研究会」報告 □10月、毎年10月を「LPガス消費者保安月間」と定める |
| 1986(S.61) | 515 | 42 | 477 | □5月、「LPガス安全器具普及懇談会」報告が出され、具体的な安全器具の普及施策とそれに伴うLPガス事故の減少化に関する目標期限(今後5年間で1/5、10年間で1/10)を定めた提言一それを受けて官民一体となり、その目標達成のための普及啓発活動開始 ○12月4日、LPガス法規則改正(移動式燃焼器の末端ガス栓に過流出安全機構付ガス栓の使用義務付け) |
| 1987(S.62) | 401 | 29 | 381 | |
| 1988(S.63) | 390 | 37 | 356 | ●2月16日及び8月6日、北海道札幌市で居室の換気扇等の使用により浴室内の気圧が外気の気圧より低くなり、その結果、浴室内に設置されたCF式ふろがまの排気が逆風止めから浴室内に逆流して、ふろがまの不完全燃焼を引き起こしたことによる一酸化中毒が2件発生、共に死者1名(都市ガス事業) ●4月9日、鹿児島県鹿児島市の共同住宅で排気筒に取り付けられた防火ダンパーに起因するCO中毒事故が発生、死者2名 ●6月11日、福島県白河市のゴルフ場クラブハウスにおいて埋設管の腐食による爆発事故が発生、死者1名、重傷者3名、軽傷者17名 □7月8日付通商産業省立地公害局保安課長名で各都道府県液化石油ガス保安担当部長宛、「ガス器具に接続される排気筒への防火ダンパー設置に起因する一酸化炭素中毒事故防止対策について」を通達 ●7月14日、茨城県那珂郡の高校において埋設管の腐食による爆発事故が発生、重傷者4名、軽傷者5名 □7月27日付通商産業省立地公害局長名で各通商産業局長及び各都道府県知事宛「液化石油ガスの埋設管に係る保安の徹底について」を通達 □9月8日付通商産業省立地公害局保安課長名で各都道府県液化石油ガス保安担当部長宛「CF式ふろがまの排ガスによる一酸化中毒事故の防止について」を通達 |

| 年 | 事故 件数 | 死者 数 | 傷者 数 | 主な発生事故及び取られた措置等 |
|------------|----------|---------|---------|--|
| 1989(H.1) | 306 | 36 | 327 | <ul style="list-style-type: none"> ●6月13日、埼玉県春日部市の小学校において埋設管からのガス漏れがあることが発見され、改善措置が講じられた後、ガスの供給に使用している配管から以前に漏れたと思われるガスが地下ビットに滞留していたことに起因する爆発事故が発生、死者1名、重傷者1名 □8月25日付通商産業省立地公害局保安課長名で各都道府県液化石油ガス保安担当部長宛「埋設管に係る液化石油ガス設備の点検状況について」を通達 □9月20日付通商産業省立地公害局保安課長名で各都道府県液化石油ガス保安担当部長宛「CF式ふるがまの排ガスによる一酸化中毒事故の防止について」を通達 |
| 1990(H.2) | 262 | 27 | 233 | □5月、「90年代の液化石油ガス消費者保安政策の在り方分科会」報告 |
| 1991(H.3) | 194 | 13 | 171 | |
| 1992(H.4) | 146 | 31 | 162 | |
| 1993(H.5) | 112 | 7 | 13 | <ul style="list-style-type: none"> ●5月6日、山梨県忍野村リゾートマンションでCO中毒事故発生、死者7名(簡易ガス事業) ●7月13日、山形県米沢市の雑居ビルにおいて埋設管の腐食による爆発事故が発生、死者1名、重傷者1名、軽傷者9名 □9月、安全器具 100%普及目標達成期限(3年早めた)ー95.2%達成 □12月20日付通商産業省環境立地局保安課液化石油ガス保安対策室長名で各都道府県液化石油ガス保安担当課長宛「液化石油ガス販売事業者等に対する保安対策の徹底及び指導の在り方について」を通達 ○12月22日、特監法政令改正(特定ガス消費機器の追加(密閉燃焼式ふるがま等)) |
| 1994(H.6) | 82 | 3 | 83 | <ul style="list-style-type: none"> ○10月26日、LPガス法規則改正(排気筒の技術上の基準強化等) ○10月26日、通産省告示制定(使用実績を有する排気筒又は給排気部を再使用する場合の要件) |
| 1995(H.7) | 88 | 12 | 80 | <ul style="list-style-type: none"> □1月、「LPガス保安対策の在り方研究会」中間報告 □12月、「高圧ガス及び火薬類保安審議会液化石油ガス部会」報告 |
| 1996(H.8) | 101 | 14 | 109 | <ul style="list-style-type: none"> ○3月31日、LPガス法改正(LPガス販売事業の許可制を登録制に改正、保安機関制度の創設、バルク供給に関する規制の創設等) ○4月3日、LPガス法施行令改正(LPガス器具等の指定品目の改正等) ●12月30日、沖縄県糸満市共同住宅で排気筒の不備に起因するCO中毒事故が発生死者5名 |
| 1997(H.9) | 68 | 6 | 64 | <ul style="list-style-type: none"> ○3月10日、LPガス法規則改正(8年の法改正内容を具体化、供給設備にマイコンメータ(S型)等安全機能付の機器設置の義務化、認定販売事業者に対し、集中監視、保安確保機器の期限管理の義務付け) □9月、「高圧ガス及び火薬類保安審議会液化石油ガス部会保安高度化分科会」が設置され、CO中毒事故防止総合保安対策を決定した。 □10月、燃焼器具の一斉点検事業を開始(～平成11年9月30日) |
| 1998(H.10) | 75 | 9 | 82 | □5月、「高圧ガス及び火薬類保安審議会液化石油ガス部会第2回保安高度化分科会」が開催され、埋設管事故防止対策及びガス漏えい防止及び漏えい拡大防止対策を決定した。 |
| 1999(H.11) | 79 | 5 | 66 | <ul style="list-style-type: none"> ○3月26日、LPガス法施行令改正(LPガス器具等の指定品目の改正) ○8月6日、LPガス法改正(基準・認証制度見直しに伴うLPガス法改正) ○9月30日、LPガス法規則改正(性能規定化、バルク容器を制度化) |
| 2000(H.12) | 78 | 8 | 73 | <ul style="list-style-type: none"> ○8月1日、12月26日LPガス法施行規則の例示基準が制定され、関係基準が廃止された。 ○9月26日、LPガス器具等の技術上の基準等に関する省令改正(基準・認証制度見直しに伴う省令改正) □5月、燃焼器具交換促進事業及び埋設管点検事業を開始(～12月) □12月20日、「高圧ガス及び火薬類保安審議会液化石油ガス部会第2回保安高度化分科会」が開催され、保安高度化プログラムを決定した。 |
| 2001(H.13) | 87 | 2 | 69 | <ul style="list-style-type: none"> □1月、省庁改編に伴い、経済産業省原子力安全・保安院液化石油ガス保安課を設置 □4月13日、経済産業省原子力安全・保安院液化石油ガス保安課長名で各経済産業局、各都道府県液化石油ガス担当課宛及びLPガス関係団体宛に「LPガス保安高度化プログラムの実施について」を通達。 □6月、経済産業省原子力・保安院に「ガス体エネルギー産業に係る保安規制に関する検討会」が望ましい保安の在り方について基本的な考え方の整理及び保安レベルの維持・向上を図る上で保安規制は如何にあるべきか検討を行うことを目的として設置され、検討が開始された。 ●10月29日、12月11日、沖縄県においてLPガスの供給設備であるペーパーライザーに高濃度の水銀を含むLPガスによって不具合が生じ、ガスが漏えいする事故が発生した。(他に11月26日、同様な事故(高圧ガス保安法対象)1件発生) |
| 2002(H.14) | 90 | 4 | 64 | <ul style="list-style-type: none"> ○10月1日、LPガス法規則改正(液化石油ガス中の水銀含有量の基準化、配管等に係る修理の基準化、埋設管(白管及び被覆白管)に係る点検・調査について基準追加、屋外に設置する燃焼器具の排気筒(屋内に設置される部分)の基準化) ○12月27日、例示基準第39節「液化石油ガスの規格」を追加(液化石油ガス中の水銀濃度の規定) |
| 2003(H.15) | 120 | 7 | 86 | <ul style="list-style-type: none"> ○3月31日、LPガス法規則改正及びバルク告示改正(ガス放出防止器等の代替措置の追加、ガス漏れ検知器の代替措置の追加、超音波液面計の追加、貯槽及びバルク貯槽の耐圧試験の改正) ○4月1日、例示基準第21節「貯槽の耐圧試験及び気密試験」の改正、第40節「供給管等の修理」、第41節「地盤面下に埋設した供給管及び配管(垂鉛めっきを施したもの又は垂鉛めっきを施した供給管に防しよくテープを施したものに限る。)の漏えい試験の方法」及び第42節「排気筒等の材料」を追加 |

| 年 | 事故 件数 | 死者 数 | 傷者 数 | 主な発生事故及び取られた措置等 |
|------------|----------|---------|---------|---|
| 2004(H.16) | 105 | 2 | 88 | <p>○4月1日、LPガス法規則改正及びバルク告示改正(1トン以上3トン未満のバルク貯槽に係る保安距離の緩和:第1種保安物件までの保安距離16.97mを7m、第2種保安物件までの保安距離11.31mを7mに短縮)</p> <p>●8月30日、宮城県において民生用バルクローリーポンプ軸受破損による、充てん作業中の事故が発生した。</p> <p>●10月1日、福岡県において充てんホース安全継手離脱後の処置ミスによる漏えい爆発事故(B級事故)が発生した。</p> |
| 2005(H.17) | 105 | 1 | 58 | <p>○4月1日、LPガス法規則及び供給・消費・特定供給告示改正(販売事業者がLPガスを配管等に接続して販売する必要のない容器の内容積及び質量により販売できる容器の内容積の範囲を容器がカップリング付き器具(容器バルブ及び調整器)により接続されている等の要件を満たした場合に限り25リットルまで拡大)</p> <p>○4月1日、例示基準第3節「不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量な屋根又は遮へい板」の改正(石綿スレートに替えて繊維強化セメント板を追加)、第15節「充てん容器等の腐しよく防止措置」の改正(アルミニウム合金製容器について腐しよく防止のための塗装を不要とした)、第28節「供給管等の適切な材料及び使用制限、腐食及び損傷を防止する措置」の改正(配管用フレキ管及びポリエチレン管の施工を行う者を具体的に追加)、第29節「供給管又は配管等の気密試験方法及び漏えい試験の方法」の改正(集中監視システム設置時の漏えい検査の方法を追加、漏えい・気密試験の測定時間及び温度変化補正等に係る事項を追加、電気式ダイヤフラム圧力計の比較試験周期改正、自記圧力計に電気式ダイヤフラム式自記圧力計を追加及び比較試験の基準となる圧力測定器に選択性を追加)、第30節「調整器の調整圧力及び閉そく圧力並びに燃焼器の入口における液化石油ガスの圧力の確認方法」の改正(自記圧力計に電気式ダイヤフラム式自記圧力計を追加及び集中監視システム設置時の圧力検査の方法を追加)</p> |
| 2006(H.18) | 219 | 0 | 78 | <p>●5月18日、岐阜県においてバルク貯槽の安全弁交換時にガスが漏えいする事故が発生した。</p> <p>□8月28日、パロマ工業株式会社製ガス瞬間湯沸器による一酸化炭素中毒事故への対応を踏まえて、経済産業省が製品安全対策に係る総点検結果をとりまとめた。</p> <p>●12月29日、沖縄県においてバルク貯槽の安全弁交換時にガスが漏えいする事故が発生した。</p> <p>○12月22日、LPガス法規則改正(保安業務の定期消費設備調査について、消費設備の使用による災害が発生するおそれがあると認める場合の調査について追加。消費設備の技術上の基準について、燃焼器の排気筒に関する技術上の基準を変更、強制排気式の燃焼器の排気の排出について追加。保安機関が帳簿に記載すべき内容について、燃焼器の情報を追加。)</p> <p>○12月22日、特定ガス消費機器法施行規則改正(軽微な工事の内容を変更。)</p> <p>□12月27日、経済産業省原子力安全・保安院長名で「液化石油ガス保安規則第93条の2、第96条(特定消費設備に係る事故に限る。)並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法施行規則第131条第2の運用について」を通告。</p> |
| 2007(H.19) | 239 | 4 | 98 | <p>○2月23日、経済産業省が「ガス機器等の燃焼機器による一酸化炭素中毒事故等の防止強化策」を取りまとめ。</p> <p>○3月13日、経済産業省が、過去21年分のガス消費機器に関する事故報告の概要(製品名・型式・製造事業者を含む)を公表。</p> <p>○3月13日、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法施行規則に基づき強制排気式の燃焼器を定める告示の制定(規則第44条第1号ムに規定する強制排気式の燃焼器を規定)</p> <p>○3月13日、特定消費機器の設置工事の監督に関する法施行規則に基づき安全装置を定める告示の制定(点火不良、立ち消え時等にバーナーへのガス通路を閉ざす装置を規定)</p> <p>□3月13日、経済産業省原子力安全・保安院長名で「強制排気式の燃焼器に係る具体的な調査方法について」を通告。</p> <p>○6月27日、LPガス法規則改正(液化石油ガス設備工事の内容を変更。)</p> <p>○6月29日、LPガス法規則改正(保安業務の周知について、供給開始時及び一年に一回以上の回数で周知を行うべき燃焼器の内容を変更。)</p> <p>●9月18日、富山県の山小屋においてCF式風呂釜の排気筒が屋外に出ておらず、換気不足による不完全燃焼によりCO中毒事故が発生した。</p> <p>●10月23日、東京都において質量販売の消費者宅で漏えい爆発事故が発生した。</p> <p>□10月31日、経済産業省原子力安全・保安院長名で「液化石油ガスの保安の確保のための事業者に対する調査の実施等について」を発出し、質量販売の状況調査の実施。</p> |
| 2008(H.20) | 234 | 4 | 79 | <p>□4月10日、経済産業省原子力安全・保安院長名で「液化石油ガスの質量販売の実態調査結果及び対応について(要請)」を発出。</p> <p>○5月30日、認定販売事業者告示改正(ガスメータの機能に関する基準の変更)</p> <p>○5月30日、供給・消費・特定供給設備告示改正(ガスメータの機能に関する基準の変更、また大口径の低圧ホースに係る継手部分の構造及び接続具の構造についての基準を追加)</p> <p>○8月1日、LPガス法施行令改正(別表第1において規定されている液化石油ガス器具等に一般ガスこんろを追加)</p> <p>○8月8日、LPガス器具省令改正(一般ガスこんろの技術上の基準等を追加)</p> |

| 年 | 事故 件数 | 死者 数 | 傷者 数 | 主な発生事故及び取られた措置等 |
|------------|----------|---------|---------|--|
| 2009(H.21) | 185 | 4 | 148 | <p>●1月26日、鹿児島県の高等学校においてCF式ボイラーと換気扇を同時使用したことが原因と推定されるCO中毒事故が発生した。(B級、軽症者18名)</p> <p>□2月27日、原子力安全・保安院は、業務用施設におけるCF式ボイラー使用時におけるCO中毒事故防止のため、文部科学省、各都道府県及び関係業界に対し、所要の対応を要請。</p> <p>●6月2日、山口県の宿泊施設においてボイラーの不完全燃焼及び煙突(排気筒)の先端が蓋により塞がれていたことが原因と推定されるCO中毒事故が発生した。(B級、死者1名 軽症者21名)</p> <p>□7月29日、原子力安全・保安院は、厚生労働省に対し、ホテル、旅館に対する簡易ボイラー等使用時のCO中毒事故防止に関する緊急調査の実施の周知及び注意喚起について要請。また簡易ボイラー等のメーカー並びに液化石油ガス販売事業者、ガス事業者に対し、ホテル、旅館に対して、緊急調査の周知及び注意喚起の実施と調査に係る協力を要請。</p> <p>□10月15日、経済産業省は、簡易ボイラー等のメーカー並びに液化石油ガス販売事業者、ガス事業者に対して、液化石油ガス保安課長、ガス安全課長名及び製造産業局産業機械課長名で、ホテル、旅館に対する簡易ボイラー等使用時の一酸化炭素中毒事故防止に関する注意喚起並びに協力について要請。</p> <p>□11月16日、原子力安全・保安院は、厚生労働省及び国土交通省観光庁に対して、液化石油ガス保安課長及びガス安全課長名で、ホテル・旅館等の施設におけるボイラーの一酸化炭素中毒事故の防止に関する注意喚起についての事業者団体への要請について協力依頼。</p> |
| 2010(H.22) | 204 | 5 | 83 | <p>□2月12日、原子力安全・保安院は、業務用施設における一酸化炭素中毒事故防止のため、文部科学省、厚生労働省、農林水産省及び国土交通省に対し業務用厨房作業注意マニュアルの周知を要請。</p> <p>□4月、原子力安全・保安院に、業務用施設等における一酸化炭素中毒事故防止のため、関係省庁間で情報を共有することを目的として、「業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故連絡会議」が開催された。</p> |
| 2011(H.23) | 227 | 1 | 88 | <p>●1月2日、長崎県の旅館宴会場において、隣接するボイラー室に設置された温水ボイラーのバーナー交換時の調整不良のために発生した一酸化炭素が流入したことが原因と推定される一酸化炭素中毒事故が発生した。(B級、軽症者10名)</p> <p>□6月3日、原子力安全・保安院は、食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故防止のため、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び関係業界に対し、所要の対応を要請。</p> <p>●6月15日、共同住宅に設置されたバルク貯槽の安全弁の交換作業を行っていたところ、安全弁の連結式元弁の開固着が原因と思われるガス漏えい火災事故が発生した。(C級、重傷者1名、軽傷者3名)</p> <p>□11月4日、原子力安全・保安院は、東日本大震災の被災地における冬期の事故防止のため、LPガス販売事業者に対し、所要の対応を要請。</p> |
| 2012(H.24) | 260 | 1 | 85 | <p>●2月21日、岐阜県の交流施設において、めんゆで器の排気口を鍋で塞いだため排気不良となったことが原因と推定される一酸化炭素中毒事故が発生した。(B級、重症者1名 軽症者21名)</p> <p>□3月29日、経済産業省は、「東日本大震災を踏まえた今後の液化石油ガス保安の在り方について～真に災害に強いLPガスの確立に向けて～」の報告書を公表。</p> <p>○6月4日、経済産業省原子力安全・保安院名で「山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条の規定に基づく特別承認に関する審査等について(内規)」を制定。</p> <p>□7月30日、原子力安全・保安院は、住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故防止のため、国土交通省に対し、所要の対応を要請。</p> <p>□8月2日、原子力安全・保安院は、関係省庁を集め、業務用厨房等における一酸化炭素中毒事故連絡会議を開催し、事故の状況、普及啓発活動、実態調査結果等について報告。</p> <p>□8月24日、原子力安全・保安院は、食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故防止のため、関係省庁及び関係業界に対し、所要の対応を要請。</p> <p>□9月19日、経済産業省原子力安全・保安院の組織改編に伴い、産業保安各課は商務流通グループに移行し、「商務流通保安グループ」と名称を変更。また、液化石油ガス保安課とガス安全課を統合し、ガス安全室を設置。</p> <p>□12月18日、経済産業省は、建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について、厚生労働省、国土交通省及び液化石油ガス関係業界に対し、所要の対応を要請。</p> |

| 年 | 事故 件数 | 死者 数 | 傷者 数 | 主な発生事故及び取られた措置等 |
|------------|----------|---------|---------|---|
| 2013(H.25) | 210 | 3 | 52 | <p>□1月24日、経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、調整器の故障に係る事故を契機に実施した、調整器の期限管理に関する聞き取り調査の結果を公表。</p> <p>□1月24日、経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、業務用厨房におけるめんゆで器の不適切使用に係る事故を契機に実施した、業務用厨房実態調査の結果及び各主体に推奨する取組等を公表。</p> <p>○3月29日、経済産業省は、「保安機関の認定及び保安機関の保安業務規定の認可に係る運用及び解釈について」を制定。</p> <p>□6月5日、経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、中央防災会議会長から、梅雨期及び台風期における防災態勢の強化についての指導要請を受け、都道府県及び液化石油ガス関係業界に対し、警戒体制の充実、被害が発生した場合の復旧対策に万全を期すよう要請。</p> <p>□7月19日、経済産業省商務流通保安グループは、食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故の防止のため、関係省庁及び関係業界に対し、所要の対応を要請。</p> <p>□12月5日、経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、建設工事等におけるガス管損傷事故の防止のため、厚生労働省、国土交通省及び液化石油ガス関係業界に対し、所要の対応を要請。</p> <p>□12月5日、経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故の防止のため、国土交通省及び液化石油ガス関係業界に対し、所要の対応を要請。</p> <p>□12月25日、経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、中央防災会議会長から、降積雪期における防災態勢の強化等についての指導要請を受け、都道府県及び液化石油ガス関係業界に対し、積雪状況の把握に努め、事故が発生した場合には、迅速な復旧対策に万全を期すよう要請。</p> |
| 2014(H.26) | 187 | 1 | 76 | <p>○6月4日、経済産業省は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則に基づきバルク貯槽等の告示検査の合理化及び効率化のための関係省令及び告示を改正。</p> <p>□7月7日、経済産業省商務流通保安グループは、食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故の防止のため、関係省庁及び関係業界に対し、所要の対応を要請。</p> <p>●7月29日、山梨県の山小屋(富士山八合目)において、屋外式風呂釜を屋内に設置使用したため不完全燃焼となったことが原因と推定される一酸化炭素中毒事故が発生した。(B級、死者1名)</p> <p>□8月7日、経済産業省商務流通保安グループは、山小屋における一酸化炭素中毒事故の防止のため、液化石油ガス関係業界に対し、所要の対応を要請。</p> <p>○10月22日、経済産業省は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について」を制定。</p> <p>□11月19日、経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、建設工事等におけるガス管損傷事故の防止のため、厚生労働省、国土交通省及び液化石油ガス関係業界に対し、所要の対応を要請。</p> <p>□11月19日、経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故の防止のため、国土交通省及び液化石油ガス関係業界に対し、所要の対応を要請。</p> <p>□12月22日、経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、中央防災会議会長から、降積雪期における防災態勢の強化等についての指導要請を受け、都道府県及び液化石油ガス関係業界に対し、積雪状況の把握に努め、事故が発生した場合には、迅速な復旧対策に万全を期すよう要請。</p> |
| 2015(H.27) | 182 | 2 | 60 | <p>●2月19日、千葉県公共施設において、換気扇を作動させなかったため換気不良となったことが原因と推定される一酸化炭素中毒事故が発生した。(B級、軽症者7名)</p> <p>●5月29日、福岡県の飲食店(仮設コンテナ)において、容器交換時に高圧ホースを未接続のまま容器バルブを開いたことが原因と推定されるガス漏えい爆発・火災事故が発生した。(B級、軽傷者7名)</p> <p>□6月26日、経済産業省商務流通保安グループは、食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故の防止のため、関係省庁及び関係業界に対し、所要の対応を要請。</p> <p>●11月7日、富山県の宅地において、掘削作業中に埋設供給管を損傷させ、応急措置を行うため掘削穴に入ったことが原因とされる酸素欠乏事故が発生した。(B級、死者1名)</p> <p>□11月30日、経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、中央防災会議会長から、降積雪期における防災態勢の強化等についての指導要請を受け、都道府県及び液化石油ガス関係業界に対し、積雪状況の把握に努め、事故が発生した場合には、迅速な復旧対策に万全を期すよう要請。</p> |
| 2016(H.28) | 140 | 0 | 52 | <p>□1月7日、経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、建設工事等におけるガス管損傷事故の防止のため、厚生労働省、国土交通省及び液化石油ガス関係業界に対し、所要の対応を要請。</p> <p>□1月7日、経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故の防止のため、国土交通省及び液化石油ガス関係業界に対し、所要の対応を要請。</p> <p>○3月22日、LPガス法規則改正(認定液化石油ガス販売事業者制度の見直し)</p> <p>○6月23日、LPガス法規則改正(供給設備の点検の方法、消費設備の調査の方法、周知の方法の改正)</p> <p>□7月19日、経済産業省商務流通保安グループは、食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故の防止のため、関係省庁及び関係業界に対し、所要の対応を要請。</p> <p>□7月22日、経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、液化石油ガス販売事業者関係団体に対して、LPガス供給設備の簡易型集合装置における不具合発生の可能性についての注意喚起を実施</p> <p>●8月4日、宮崎県高等学校において業務用ガスオープンを使用中に、給気不足による燃焼不良及び室内が負圧になった事による排気の逆流が原因の一つと推定されるCO中毒事故が発生した。(B級、軽症者15名)</p> |

| 年 | 事故 件数 | 死者 数 | 傷者 数 | 主な発生事故及び取られた措置等 |
|------------|----------|---------|---------|---|
| 2017(H.29) | 195 | 0 | 50 | <p>□1月31日、経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、建設工事等におけるガス管損傷事故の防止のため、厚生労働省、国土交通省及び液化石油ガス関係業界に対し、所要の対応を要請。</p> <p>□1月31日、経済産業省商務流通保安グループガス安全室は、住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故の防止のため、国土交通省及び液化石油ガス関係業界に対し、所要の対応を要請。</p> <p>○2月22日、LPガス法規則改正（販売の方法の基準、書面の記載事項の改正及び液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針の制定）</p> <p>○3月31日、LPガス法規則改正（供給設備の技術上の基準、供給設備の点検の方法、消費設備の調査の方法、消費設備の技術上の基準、バルク供給に係る特定供給設備の技術上の基準、軽微な変更の改正）</p> <p>□7月5日、経済産業省商務情報政策局・商務流通保安グループの再編及び産業保安グループの創設に伴い、産業保安関係課（ガス安全室等）は産業保安グループに移行。</p> <p>□8月31日、経済産業省産業保安グループは、食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故の防止のため、関係省庁及び関係業界に対し、所要の対応を要請。</p> <p>□12月22日、経済産業省産業保安グループガス安全室は、住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故の防止のため、国土交通省及び液化石油ガス関係業界に対し、所要の対応を要請。</p> |
| 2018(H.30) | 212 | 1 | 46 | <p>●1月12日、千葉県的一般住宅において、瞬間湯沸器を使用し、浴室内の混合水栓からシャワーホースにより浴槽に湯張りを行う不適切な使用を、換気が不十分なまま長時間行ったことが原因と推定されるCO中毒事故が発生した。（B級、死者1名）</p> <p>□4月1日、液化石油ガス事故対応要領の施行</p> <p>□5月31日、経済産業省は、「液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用」を制定</p> <p>□8月1日、経済産業省産業保安グループガス安全室は、食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故の防止のため、関係省庁及び関係業界に対し、所要の対応を要請。</p> <p>○11月14日、LPガス法規則改正（特定供給設備の基準、バルク供給に係る特定供給設備の技術上の基準、別表第二、別表第三の改正）</p> <p>○11月19日、LPガス法規則改正（保安業務区分、充てん設備の保安検査、協会等が行う保安検査の申請等、様式第44、様式第45、様式第46の改正）</p> <p>●12月23日、栃木県内の飲食店（LPガスの需要家）において、爆発・火災事故が発生し、従業員2名及び一般客3名の計5名が負傷。現在、LPガス漏えい起因する事故か否かを含め、原因、事故発生箇所等について調査中。（B級、重傷2名、軽傷3名）</p> |
| 2019(H31) | 203 | 0 | 32 | <p>○3月15日、経済産業省は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について」を制定</p> <p>●5月6日、静岡県的一般住宅のプレハブ小屋において、煮炊き用に設置した鋳物コンロ及び10kg容器付近で、2口ボールバルブのうち燃焼器と接続されていない側のバルブを開放したことにより、鋳物コンロ点火時に引火し爆発したと思われる事故が発生した。（B級、重傷1名、軽傷7名）</p> <p>○12月16日、LPガス法施行令改正（デジタル手続法施行に伴う書面交付、保安業務の委託契約に係る書面の交付について改正）</p> |
| 2020 | 198 | 1 | 29 | <p>●7月30日、福島県の飲食店において、コロナ禍の影響で休業中だった店舗で、漏えい爆発・火災が発生し、1名が死亡、19人が重軽傷（重傷者2名、軽傷者17名）を負った。原因は、現在調査中。（A級、死者1名、重傷2名、軽傷17名、損害見積額約12億円）</p> |
| 2021 | 220 | 1 | 21 | <p>●1月14日、秋田県的一般住宅において、落雪により容器バルブと圧力調整器との接続部及び供給管とガスメータ入口部が損傷し、いずれかからガスが漏えいしたと推定。雪下ろしの雪に囲まれた家屋の周辺や床下に、漏えいしたガスが滞留し、何らかの原因でガスに着火して爆発したものと推定されている。（B級、死者1名）</p> <p>○2月25日、LPガス法例示基準改正（供給圧力差を計算した圧力確認方法）</p> <p>○6月18日、LPガス法規則及び例示基準改正（容器流出防止措置）</p> <p>○7月27日、経済産業省は、「液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について」の一部を改正</p> <p>○11月15日、経済産業省は、「液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について」を改正</p> <p>□11月30日、経済産業省は、食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故の防止のため、関係省庁及び関係業界に対し、所要の対応を要請。</p> |
| 2022 | 264 | 0 | 27 | <p>□3月4日、経済産業省は、建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について、関係省庁及び関係業界に対し、所要の対応を要請。</p> <p>□3月4日、経済産業省は、住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故の防止について、関係省庁及び関係業界に対し、所要の対応を要請。</p> <p>○5月20日、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（液化石油ガス法）の改正を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」が公布</p> <p>□6月1日、液化石油ガス事故対応要領を一部改正</p> <p>○7月15日、経済産業省は、「保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示」等を一部改正</p> <p>□10月21日、経済産業省は、食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故の防止のた</p> |

| | | | | |
|------|-----|---|----|--|
| | | | | <p>め、関係省庁及び関係業界に対し、所要の対応を要請。 ○12月28日、経済産業省は、「バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示」を一部改正</p> |
| 2023 | 192 | 0 | 36 | <p>○1月23日、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令」が公布 □3月10日、経済産業省は、建設工事等におけるガス管損傷事故の防止のため、関係省庁、関係団体、ガス事業者及び液化石油ガス販売事業者等に対し、所要の対応を要請。 □3月10日、経済産業省は、住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故の防止のため、国土交通省及び関係団体に対し、所要の対応を要請。 □3月27日、液化石油ガス事故対応要領を一部改正 ○3月30日、例示基準第44節「ガスメーターの機能」の改正、第45節「末端ガス栓と燃焼器を接続するための硬質管の材料及び構造」の改正 ○3月31日、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について等の一部を改正する規程」等が公布 ○6月16日、液化石油ガス法の改正を含む「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」が公布 □10月25日、経済産業省は、食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故の防止のため、関係省庁及び関係業界に対し、所要の対応を要請。 ○12月15日、経済産業省は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準を一部改正 ○12月28日、液化石油ガス法施行規則の改正を含む「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための経済産業省令の一部を改正する省令」が公布</p> |

注)○法令等制定、改正、 □研究会等報告又は諸施策等、 ●主要な事故

表-20 1977年以降に発生したA級事故

| 発 生 年月日 | 発 生 場 所 | 現 象 | 建 物 用 途 | 人 的 被害状況 | 概 要 及 び 原 因 |
|----------------------------|------------|------|---|----------------------------|---|
| 1979年 (昭和54年) 2月5日 | 愛知県 | 爆 発 | 飲食店 福祉センター内レ ストラン 鉄筋コンクリート 造地上3階、 半地下1階建 | 死 者 2 重傷者 12 軽傷者 7 | 午後1時20分頃から半地下1階のレストランで従業員の歓 送迎会を開いていたが、午後3時10分頃突然爆発が起こ り、レストランの天井や壁が崩れ落ち、内部が全壊した。こ れにより歓送迎会を行っていた従業員2名が死亡し、12名 が重傷、7名が軽傷を負った。ガス供給は50kg容器12本 で埋設管を介し行われていた。ガス漏れ警報器は設置され ていなかった。 原因はレストラン床下の埋設配管に腐食によると思われる 穴が開いており、そこから漏れたガスがレストラン中央の回 り舞台下の空間に滞留していた。 |
| 1979年 (昭和54年) 7月26日 | 千葉県 | 爆発火災 | 共同住宅 鉄筋コンクリート 造2階建 | 死 者 5 重傷者 1 軽傷者 7 | アパートの当事者の部屋で爆発後火災が発生し、当該アパ ートや隣接住宅を焼失した。これにより5名が死亡し、1名 (当事者)が重傷、7名が軽傷を負った。ガス漏れ警報器は 設置されていなかった。 原因は当事者がガスストーブを片付けた際ゴム管は末端 閉止弁に付けたままとし末端閉止弁を閉止していた。25日 に外出する際、こんろ用末端閉止弁を閉めるつもりで、この ゴム管のみ付いた末端閉止弁を誤開放していた。 |
| 1981年 (昭和56年) 3月13日 | 福岡県 | 爆発火災 | 共同住宅 鉄筋コンクリート 造3階建 | 死 者 5 重傷者 2 軽傷者 8 | 朝7時5分頃、ガス漏れを起こした部屋の隣の部屋(1家4 名全員死亡)で爆発が発生し、火災となり、当該アパート1 棟が全壊全焼し、他の1棟が半壊、近隣の住宅5棟が全半 焼、半壊した他、周囲の住宅等20数戸の窓ガラス等を破損 した。当該アパートのガス供給は50kg容器4本で行われて おり、ガス漏れ警報器は設置されていなかった。ガス漏れ は爆発の起きた部屋の隣の部屋と思われ、推定漏洩量は 約32m ³ であった。 原因は不明である。 |
| 1983年 (昭和58年) 11月22日 | 静岡県 | 爆発火災 | 飲食店 レクリエーション センター内レスト ラン鉄骨平屋建 | 死 者 14 重傷者 10 軽傷者 17 | 午後0時45分頃、当該レストラン内に漏れていたガスに、 何等かの着火源から引火し爆発、火災となり、同レストラ ンが全焼し、居合わせた従業員及び客の内14名が死亡 し、10名が重傷、17名が軽傷を負った。ガス供給は500kg 容器4本からベーパーライザーを介し各施設へ行われてい たが、当該レストラン用の中間バルブは設置されていた。 また、ガス漏れ警報器はレストラン内4ヶ所に設置されて いた。 原因は夏期のバーベキュー用に床面に設置されていた末 端閉止弁99個中30個が開放状態であったのに、厨房の 湯沸器を使用するため中間バルブを開けたため、開放さ れた末端閉止弁からガスが漏れた。なお、ガス漏れ警報 器は作動しており、従業員もガス臭を感知していたとのこ と。推定漏洩量は約25m ³ であった。 |
| 1983年 (昭和58年) 12月8日 | 北海道 | 爆発火災 | 一般住宅 木造モルタル一 部2階建 | 死 者 5 重傷者 2 | 朝4時過ぎガス臭に気付いた当事者親子が調べたところ、 こんろに接続されたゴム管に穴が開いてガスが漏れている のを発見し、修理しようとしたところ突然爆発し火災となり当 該家屋を全焼した。これにより当該家族5名が死亡し、2名 が重傷を負った。ガス供給は50kg容器1本により行われて おり、ガス漏れ警報器は設置されていなかった。 原因はこんろに接続するゴム管に、ねずみによると思われ る穴が開いていた。推定漏洩量は約5m ³ であった。 |

| 発 生 年月日 | 発 生 場 所 | 現 象 | 建 物 用 途 | 人 的 被害状況 | 概 要 及 び 原 因 |
|---------------------------------|------------|--------------|----------------------------|-------------------------|--|
| 1996 年 (平成 8 年) 12 月 30 日 | 沖縄県 | CO中毒 | 共同住宅 鉄筋コンクリート 造 3 階建 | 死者 5 | <p>9 時 55 分頃、当事者の次男が出勤してこないのを不審に思った同僚が訪ねてきて、一家 5 人が倒れ死亡しているのを発見し 110 番通報した。病院での検診結果、CO中毒症と診断された。当事者宅は 4 畳半二間、6 畳一間、玄関を含むダイニングキッチン(DK)及びトイレ付の浴室で構成され、瞬間湯沸器(CF式、10 号)はDK内の玄関を入った直ぐ横の浴室に接する壁に設置されていた。</p> <p>発見時の状況は、室内は窓等は全て閉め切れ、換気扇はなく密閉状態であった。湯沸器は事故時には浴室の給湯に使用していたと思われ、点火の状態となっていたが火は消えていた。なお、すすが湯沸器の内部及び外部カバーの上部とその上の天井に付着していた。排気筒は 2 次排気筒の径が 1 次排気筒の径より細くなっている(130mm→100mm)上、その接続部が若干ずれていた。また、屋外の立ち上がり部が 150mm程度しかなく、トップも付いていなかった。原因は排気設備の不良による給排気障害から、不完全燃焼した排ガスが室内に流入したことによる。</p> |
| 2020 年 (令和 2 年) | 福島県 | 漏えい爆 発・火災 | 飲食店 | 死者 1 重傷者 2 軽傷者 17 | <p>コロナ禍の影響で休業中だった飲食店において、漏えい爆発・火災が発生し、1 名が死亡、19 人が重軽傷(重傷者 2 名、軽傷者 17 名)を負った。</p> <p>原因は、現在調査中である。</p> <p style="text-align: right;">(損害見積額約 12 億円)</p> |

IV. 2023年に発生した事故等の概要

1. B級事故の概要

なし

2. 埋設管事故の概要

| No. | 年月日 | 発生場所 | 事故分類 | 現象 | 建物用途 | 発生時間 | 事故原因 法違反の有無 | 事故概要 | 機種 | メーカー | 型式 | 安全器具等 設置状況 | 行政指導等 再発防止策 |
|-----|-----------|---------|------|-----|------|-------|------------------------------|--|---------------------|------|----|--|---|
| 1 | 2023/1/11 | 福岡県北九州市 | C2級 | 漏えい | 一般住宅 | 13:20 | 一般消費者の配管損傷による漏えい | <p>2023年1月11日(水)13時20分、消費者よりガス配管を切断したとの連絡があり出勤、13時40分現場到着。ガスの供給を停止し、漏えい箇所を確認した。既設配管使用が不可能のため、仮設配管にて対応を行い、気密試験、漏えい検査を実施し異常が無いことを確認し供給再開した。</p> <p>原因は、消費者自身で敷地内の水漏れ補修作業を行った際に、ガス配管と水道配管を間違えて切断したことによるもの。</p> | 供給管(白管(不明(埋設部))) | 不明 | 不明 | <ul style="list-style-type: none"> ・ガス放出防止器あり ・アイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(対地)あり ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし | <p>黒の行った措置としては、販売事業者が敷地内に埋設配管のある消費者に対して、補助工事等を行う際にはガス供給事業者と事前に連絡し埋設配管の位置等の確認を行うよう周知を行うことと口頭で指示した。</p> <p>消費者は販売事業者は消費者に対し、宅内で他工事を行う際には連絡を要するよう周知を行った。</p> |
| 2 | 2023/1/14 | 高根県露南市 | C2級 | 漏えい | 学校等 | 10:06 | 他工事業者(電気工事業者)による埋設配管損傷に伴う漏えい | <p>2023年1月14日(土)10時46分、電気工事業者から、ガス管を損傷させてしまいガス漏い、販売事業者へ連絡が入る。電気工事業者が敷地内を巡回中に埋設されたガス管(PES管)を損傷させたことにより、LPガス漏えいが発生、漏えい直後マイコンメーターによりガス遮断され二次災害及び人員被害はなかった。また、ガス遮断後、集中監視により集中監視センターからも販売事業者へ連絡があり出勤の上対応を行った。埋設管深さは1m。</p> <p>なお、電気工事業者又は消費者から販売事業者に対しガス管の埋設位置など事前連絡がなかった。</p> <p>二次原因は、消費者が工事中に埋設されたガス管の位置を把握しなかったことによるもの。</p> <p>二次原因は、消費者及び電気工事業者から販売事業者へ事前連絡がなかったことによるもの。</p> | 配管(ポリエチレン管(埋設部)) | 不明 | 不明 | <ul style="list-style-type: none"> ・ガス放出防止器なし ・アイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置あり ・CO警報器不明 ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし | <p>黒の行った措置としては、販売事業者に対し事故報告・再発防止対策を求めた。</p> <p>消費者は、消費者及び電気設備工事事業者に対し、埋設工事を実施する際は、連絡をして頂くよう周知を行った。</p> |
| 3 | 2023/1/24 | 長崎県諫早市 | C2級 | 漏えい | 一般住宅 | 13:01 | 他工事業者(下水工事業者)による埋設配管損傷に伴う漏えい | <p>他工事業者が下水工事時、屋外コンクリート床を電動カッターで切断作業中、埋設ガス管(PLS20A)を損傷しガスが漏えいした。当該ガスメーターが流量オーバーで遮断したため販売事業者へ連絡があった。販売事業者にて調査したところコンクリートカットによるガス管損傷を確認した。漏えいしたガスへの着火・爆発はなかった。当日は損傷した埋設配管を切り離し仮設配管にて供給を行い、後日配管のやり替えを予定。</p> <p>一次原因は、コンクリートカッターによる埋設ガス管の損傷による漏えいによるもの。</p> <p>二次原因は、埋設管の断径不足、販売事業者へ事前の工事連絡なし、埋設配管の深度の不足によるもの。</p> | 配管(ポリエチレン管(埋設部)) | 不明 | 不明 | <ul style="list-style-type: none"> ・ガス放出防止器あり ・アイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(その他)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし | <p>黒の行った措置としては、販売事業者に対し事故報告・再発防止対策を指示した。</p> <p>販売事業者は、リフォーム等の施工時には販売事業者へ対して事前連絡をするよう、附帯時及び定期保安調査時等に周知を徹底し行う。また、埋設管の埋設深さを管理しより適切な深さで施工する。</p> |
| 4 | 2023/2/28 | 新潟県新潟市 | C2級 | 漏えい | 一般住宅 | 9:35 | 他工事業者(下水工事業者)による埋設配管損傷に伴う漏えい | <p>下水道工事中に、消費者宅敷地の玄関前地中を車輪で掘削中に、埋設ガス管を引っかけ、配管が損傷しガスが漏えい。当日中に販売事業者作業員が、配管取替工事を行い、復旧した。翌日再検閲にてガスの漏えいがない事を確認後、供給を再開した。原因は、昨年末より下水道工事業者による継続的な下水工事が行われていたが、事前に販売事業者から埋設配管の存在が行われていた。しかし、その図面では消費者宅敷地内は詳細ではなく、ガス管の位置把握が困難であった為、「ガス管はそこないだろう」として作業を進めた結果、掘削作業時に誤って配管を損傷してしまったことによるもの。</p> | 供給管(白管(埋設部)) | 不明 | 不明 | <ul style="list-style-type: none"> ・ガス放出防止器あり ・アイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし | <p>黒の行った措置としては、販売事業者に対し原因の究明及び再発防止策を指示した。</p> <p>販売事業者は、重複で深掘りする前に人為的な作業で掘削が止まるよう、附帯時及び定期保安調査時等に周知を徹底し行う。また、埋設管の埋設深さを管理しより適切な深さで施工する。</p> |
| 5 | 2023/3/1 | 埼玉県蕨市 | C2級 | 漏えい | 共同住宅 | 10:58 | 他工事業者(タイル工業者)による配管損傷に伴う漏えい | <p>2023年3月1日(水)10時58分、当該販売事業者における供給経路管(90mm)において、他業者(タイル工業者)より折り返し作業中のガスメーター付近で漏えい発生(埋設部)と指摘し、ガスが漏えいしている旨の通報あり。緊急出勤。(他業者へ「ポンペール」閉栓を指示、12時00分、現場到着。消費者よりガス配管破損確認。</p> <p>12時15分、当該箇所修繕完了。自記圧力計にて漏えい検査を実施、漏えいがなかったことを確認し供給を再開。</p> <p>一次原因は、他業者の注意不足によるもの。</p> <p>二次原因は、他業者の工事前連絡不足によるもの。</p> | 配管(配管用プラスチック管(埋設部)) | 不明 | 不明 | <ul style="list-style-type: none"> ・ガス放出防止器あり ・アイコンSあり ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし | <p>販売事業者は、以下の対策を実施し、管理会社へ施工業者が工事前に販売事業者と連絡する旨の周知徹底(注意喚起)。</p> <p>・保安教育等での情報共有。</p> |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|----|-----------|-------------|-----|-----|---------------|-------|---------------------------------|---|-------------------------|----|----|----|---|--|
| 6 | 2023/3/13 | 千葉県 津市 | C2級 | 漏えい | 一般住宅 | 17:00 | 他工事業者(解体工事業者)による供給管損傷に伴うガス漏えい | 解体工事業者が建物解体中にコンクリートで地面を掘削した際、供給管を損傷させ、ガスが漏えいした。 なお、当該建物は2022年4月25日(月)より空き家となっていた。 原因は、解体工事業者による供給管損傷でのガス漏えいによるもの。 | 供給管(塩化ビニル被覆管(本管(埋設部))) | 不明 | 不明 | 不明 | ガス放出防止器なし ・アイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ検知器なし ・業務用換気監視器なし | 風の行った措置としては、販売事業者に対し事故直後の提出を指示し、後は事故発生した際に速やかに報告するよう指導した。対応として販売事業者は、全ての消費者に対し、他工事時の運搬について記載された周知を一回/年行うことを自主決定しており、継続して対応している。 また、特に今回のような供給管のガスが漏れている状態で行われる戸籍調査各戸の検体及びびりプログラム時は、特段の注意を払い、巡回を強化するよう社内にて情報共有を図る。 |
| 7 | 2023/3/16 | 福井県 あわら市 | C2級 | 漏えい | その他 (車庫) | 11:15 | 他工事業者(下水工事業者)による埋設供給管損傷に伴う漏えい | 【供給区域】事故発生場所は、一つの供給設備より管管にて各戸連住宅(計17戸)に集団供給している区域にある。 【現場】当該事故発生場所は上記17戸以外の区域でガス供給しておらず敷地内の建物は車庫のみ。(ガスメーター・消費設備は無く、当消費者ではない) 【埋設ガス配管】当該管の敷地内に入って直ぐに埋設バルブがありプラグ止めされていた状態。(埋設バルブには鉄製の蓋があったが蓋が壊れており、ガスが漏れ出ている状態) 【原因】11時15分、下水工事を行っている業者から販売業者に通報があり状況確認。ガス漏れはテープにて仮止めし、11時35分、現場到着後、車庫より埋設配管のバルブを引っ掛けガス管が切断されておりテープにて仮止めされガス検知器にて確認した。ガス漏れはなかった。 14時00分、埋設管完了。 原因は、他工事業者による埋設ガス配管の損傷によるもの。 | 供給管(ポリエチレン被覆管(埋設部)) | 不明 | 不明 | 不明 | ガス放出防止器なし ・アイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ検知器なし ・業務用換気監視器なし | 風の行った措置としては、販売事業者に対し工事業者や消費者が工事を実施する際は販売事業者に事前に連絡を取る体制を整えることと周知した。 対応として販売事業者は、2023年3月29日(水)に当該現場に行けるよう準備し、現場での保安教育等に活用し、同様の事故防止に取り組み。且、当該現場で解体工事などを発注した場合は社内にて情報共有を行うとともに解体工事業者への注意喚起を実施する。また、事故発生時の迅速な対応と報告を行うよう再度徹底する。 |
| 8 | 2023/3/23 | 茨城県 取手市 | C2級 | 漏えい | 一般住宅 | 11:30 | 他工事業者(解体工事業者)による供給管損傷に伴う漏えい | 2023年3月23日(木)、敷地内駐車スペース工事中に、解体業者が重機にて立ち上がり埋設管の一部を折損しガスが漏れ、同日、11時30分に解体業者より電話を受け、11時50分に販売事業者が現地到着。折損した配管を撤去し、プラグ止めにて修繕、同敷地内の他の供給管は漏えいなしと確認。当該住宅については、シンクダマーによる仮設供給。 一次原因は、駐車スペースを工事する際に解体業者が重機で埋設供給管を折損したことによるもの。 二次原因は、解体工事中に際し、工事業者は駐車スペースにガス配管がある認識がなく、販売事業者への事前確認がなかったことによるもの。 | 供給管(ポリエチレン被覆管(埋設部)) | 不明 | 不明 | 不明 | ガス放出防止器あり ・アイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ検知器なし ・業務用換気監視器あり | 対応として販売事業者は、今回の事故情報は販売事業者所て共有し、各拠点での保安教育等に活用し、同様の事故防止に取り組み。且、当該現場で解体工事などを発注した場合は社内にて情報共有を行うとともに解体工事業者への注意喚起を実施する。また、事故発生時の迅速な対応と報告を行うよう再度徹底する。 |
| 9 | 2023/3/24 | 京都府 枚方市 | C2級 | 漏えい | その他 (福祉施設) | 14:15 | 他工事業者(解体工事業者)による埋設供給管の継手部からの漏えい | ガスメーターからガス漏れ発生のため漏えい調査を行ったところ圧力低下を確認、建物引き込みバルブを閉じたところ建物内側の配管の漏れが特定できなかった。建物内から建物までの埋設配管での漏れを判断し、埋設部のポーチ部分の調査を実施したが漏えい箇所は特定できなかった。建物配管と埋設配管を切り離し、ポーチを移設し仮設旧を実施した。 一次原因は、埋設配管(ポリエチレンライニング配管)の継手(メカニカル継手)部からの漏えいと推定される。 二次原因は、土圧による継手/ハットンのゆるみと推定される。 なお、埋設部分は設置から10年以上経過しており、劣化は車が日常的に通るところではなく、地下10cm付近に埋設されていた。 | 埋設管(ポリエチレン被覆管(埋設部)) | 不明 | 不明 | 不明 | ガス放出防止器あり ・アイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ検知器あり ・業務用換気監視器あり | 風の行った措置としては、販売事業者に対し事故の状況及び原因等を説明し、当該現場へ工事の事前相談を行うよう周知、啓発活動を実施を要請した。 対応として販売事業者は、今後消費者を訪問する際は、(住宅)事故によるガス事故を防ぐために、等のチラシを配付するとともに注意喚起をすることとした。 |
| 10 | 2023/3/27 | 熊本県 熊本市 | C2級 | 漏えい | 一般住宅 | 10:00 | 他工事業者(駐車場工事業者)による供給管損傷に伴う漏えい | 消費者宅において駐車駐車場にするために車庫(ハウンズホール)を用いて埋設工事を行っていたところ、ガス埋設配管に気づかず後掘されたもの、ガス及び埋設配管の引き込み部分にて配管を切断し、プラグ止めにて措置を行った。応急措置後、漏えい検査及び機器検査を実施したが、異常はなし。 原因は、ガス埋設部には目印があったものの、工事業者が配管部を気づかず掘削工事を行い、供給管を破損させたことによるもの。 | 供給管(ポリエチレン被覆管(本管(埋設部))) | 不明 | 不明 | 不明 | ガス放出防止器不明 ・アイコン不明 ・ヒューズガス栓不明 ・自動ガス遮断装置不明 ・集中監視システム不明 ・ガス漏れ検知器不明 ・業務用換気監視器不明 | 風の行った措置としては、販売事業者に対し事故の状況及び原因等を説明し、当該現場へ工事の事前相談を行うよう周知、啓発活動を実施を要請した。 対応として販売事業者は、今後消費者を訪問する際は、(住宅)事故によるガス事故を防ぐために、等のチラシを配付するとともに注意喚起をすることとした。 |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|----|-----------|--------|-----|-----|-------|-------|-------------------------------|---|--------------------|----|----|----|---|---|
| 11 | 2023/4/11 | 新潟県長岡市 | C2級 | 漏えい | 一般住宅 | 8:00 | 他工事業者(管)が配管業者の作業中に配管の接続に伴う漏えい | 2023年4月11日(火)AM8時00分頃、配管の接続に伴う配管業者の作業中に配管の接続に伴う漏えいがあった。原因は、配管業者が配管の接続に伴う配管の接続に伴う漏えいによるもの。 | 供給管(白管(埋設部)) | 不明 | 不明 | 不明 | ガス放出防止器あり ・ヒューズガス栓 ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器あり ・ガス漏れ検知器あり ・業務用換気扇あり | 漏えい内容が不明であり、原因を特定できない。配管業者は、配管の接続に伴う配管の接続に伴う漏えいによるもの。原因は、配管業者が配管の接続に伴う配管の接続に伴う漏えいによるもの。 |
| 12 | 2023/4/12 | 石川県金沢市 | C2級 | 漏えい | 共同住宅 | 12:30 | 他工事業者(管)が配管業者の作業中に配管の接続に伴う漏えい | 2023年4月12日(水)12時30分頃、配管業者が配管の接続に伴う配管の接続に伴う漏えいがあった。原因は、配管業者が配管の接続に伴う配管の接続に伴う漏えいによるもの。 | 供給管(白管(埋設部)) | 不明 | 不明 | 不明 | ガス放出防止器なし ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器あり ・ガス漏れ検知器あり ・業務用換気扇あり | 配管業者は、配管の接続に伴う配管の接続に伴う漏えいによるもの。原因は、配管業者が配管の接続に伴う配管の接続に伴う漏えいによるもの。 |
| 13 | 2023/4/14 | 千葉県野田市 | C2級 | 漏えい | 共同住宅 | 10:58 | 他工事業者(管)が配管業者の作業中に配管の接続に伴う漏えい | 2023年4月14日(金)10時40分頃、配管業者が配管の接続に伴う配管の接続に伴う漏えいがあった。原因は、配管業者が配管の接続に伴う配管の接続に伴う漏えいによるもの。 | 配管(金属フレキシブル(埋設部)) | 不明 | 不明 | 不明 | ガス放出防止器あり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器あり ・ガス漏れ検知器あり ・業務用換気扇あり | 配管業者は、配管の接続に伴う配管の接続に伴う漏えいによるもの。原因は、配管業者が配管の接続に伴う配管の接続に伴う漏えいによるもの。 |
| 14 | 2023/4/17 | 大分県大分市 | C2級 | 漏えい | 共同住宅 | 14:30 | 他工事業者(管)が配管業者の作業中に配管の接続に伴う漏えい | 2023年4月17日(火)14時48分頃、配管業者が配管の接続に伴う配管の接続に伴う漏えいがあった。原因は、配管業者が配管の接続に伴う配管の接続に伴う漏えいによるもの。 | 供給管(強化ポリエチレン(埋設部)) | 不明 | 不明 | 不明 | ガス放出防止器なし ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器あり ・ガス漏れ検知器あり ・業務用換気扇あり | 配管業者は、配管の接続に伴う配管の接続に伴う漏えいによるもの。原因は、配管業者が配管の接続に伴う配管の接続に伴う漏えいによるもの。 |
| 15 | 2023/4/18 | 大阪府大阪市 | C2級 | 漏えい | その他店舗 | 18:48 | 他工事業者(管)が配管業者の作業中に配管の接続に伴う漏えい | 2023年4月18日(水)18時48分頃、配管業者が配管の接続に伴う配管の接続に伴う漏えいがあった。原因は、配管業者が配管の接続に伴う配管の接続に伴う漏えいによるもの。 | 配管(白管(埋設部)) | 不明 | 不明 | 不明 | ガス放出防止器なし ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器あり ・ガス漏れ検知器あり ・業務用換気扇あり | 配管業者は、配管の接続に伴う配管の接続に伴う漏えいによるもの。原因は、配管業者が配管の接続に伴う配管の接続に伴う漏えいによるもの。 |

| | | | | | | | | | | | | | |
|----|-----------|----------|-----|-----|------------|-------|------------------------------------|--|--------------------------|----|----|--|--|
| 21 | 2023/6/15 | 福島県郡山市 | C2級 | 漏えい | その他(市産産球場) | 15:07 | 配管(埋設部)の調査による漏えい | 2023年6月19日(木)17時前、検査時、通常よりガス消費量が多かったため、年後の普通交換時に合わせて検査を行った。その結果、メーターに19表示を確認したが、供給設備、消費設備の露出部について検知により検査をしたが、漏えいの反応はなかった。自給力を試したところ、確認できたため、埋設部でのガス漏えいと判断した。応急処置として管巻/ヘルプ及び中間コックの閉鎖を行った。 原因は、埋設部の腐食によるもの。 | 配管(埋設部) (不明(埋設部)) | 不明 | 不明 | ガス放出防止器なし ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・ガス漏れ警報器なし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし | 販売業者は、以下の対策を実施。 ・容器交換時及び検針時のマニコメーターの調整を徹底。 ・露出配管による配管引き直しを調整中。 |
| 22 | 2023/6/19 | 岡山県倉敷市 | C2級 | 漏えい | 共同住宅 | 14:20 | 他工事業者(解体業者)が解体作業中に給水管を損傷したことによる漏えい | 2023年6月19日(月)14時20分に供給圧力低下によるガス遮断の連絡があったため、販売業者が現場に急行し、1つの容器庫から供給管が埋設部で分岐し、爆発の物体(混合物)と戸建3戸)に供給を行っている設備において、分岐した下流側の戸建1戸(ガス計装の事務所)において建物解体しており、解体業者が分岐後の供給管(埋設部)を損傷させたことによるもの。 一次原因は、解体業者が解体作業中に給水管を損傷させたことによるもの。 二次原因は、埋設部の腐食によるもの。 | 配管(埋設部) (不明(本管(埋設部))) | 不明 | 不明 | ガス放出防止器あり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器あり | 県は以下の措置を実施。 販売業者は以下の対策を実施。 ・物件所有者、不動産会社への他工事業者に対する通知。 ・供給設備が腐食している場合がある場合は埋設部等が分かるよう表示。 ・埋設部にガス配管等について販売業者へ連絡を促せる案内を設置。 |
| 23 | 2023/6/27 | 秋田県秋田市 | C2級 | 漏えい | その他店舗 | 17:35 | 他工事業者による配管損傷による漏えい | 2023年6月27日(火)17時35分、消費量(デイズカヴァンションショップ店長)より、ガスストップの工事中床面に切ったところ、埋設しているガス配管を切断してしまっただけの連絡が入る。 17時35分 消費量(デイズカヴァンションショップ店長)が運搬中にメーター入りの中間コックを閉めてガスを止めた。 18時00分 消費量(デイズカヴァンションショップ店長)が運搬中にメーター入りの中間コックを閉めてガスを止めた。 18時00分 販売業者(解体業者)が解体作業中に給水管を損傷したことによる漏えい。 20時00分 消費量(デイズカヴァンションショップ店長)が運搬中にメーター入りの中間コックを閉めてガスを止めた。 20時00分 消費量(デイズカヴァンションショップ店長)が運搬中にメーター入りの中間コックを閉めてガスを止めた。 二次原因は、他工事業者が解体作業中に給水管を損傷したことによるもの。 二次原因は、当該工事計画についての関係(販売業者)に事前連絡が無く、作業員(工事業者)の単独の判断にて着手したことによるもの。 | 配管(埋設部) (本管(埋設部)) | 不明 | 不明 | ガス放出防止器あり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ警報器あり) ・CO警報器あり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器あり | 県は以下の措置を実施。 ・当該販売業者に対し、工事着手前には販売業者と連絡すること。他工事業者は、業務用消費者、土地建物のオーナーを急ぎ引き継ぎ通知するよう指導。 ・県LPガス協会に情報提供し、LPガス協会へ注意喚起。 ・LPガス協会の調査員による現場での調査。 ・LPガス協会の調査員による現場での調査。 ・LPガス協会の調査員による現場での調査。 ・LPガス協会の調査員による現場での調査。 ・LPガス協会の調査員による現場での調査。 ・LPガス協会の調査員による現場での調査。 ・LPガス協会の調査員による現場での調査。 |
| 24 | 2023/7/12 | 兵庫県六甲市 | C2級 | 漏えい | 共同住宅 | 16:00 | 他工事業者(下水工事業者)による配管損傷による漏えい | 2023年7月12日(木)16時00分に集合住宅内のガスメーターに圧力低下遮断の連絡が入り現場出勤。下水工事業者が誤ってガスを断り、一部ガス配管損傷での漏えいを確認。直ちに修繕工事を17時30分頃に復旧完了。 原因は、他工事業者による下水配管工事手直し工事において埋設配管損傷したことによるもの。 | 配管(埋設部) (本管(埋設部)) | 不明 | 不明 | ガス放出防止器不明 ・ヒューズガス栓不明 ・自動ガス遮断装置不明 ・CO警報器不明 ・ガス漏れ警報器不明 ・業務用換気警報器不明 | 県は以下の措置として、販売業者に対し対策を再行し再発防止に努めよう指示。 販売業者は、漏えいしている配管のメーターコック閉、即修繕工事後に漏えいしを再確認し再供給。工事業者に工事の際、は、連絡直ぐよう周知。 |
| 25 | 2023/7/20 | 福岡県久留米市 | C2級 | 漏えい | その他(老人ホーム) | 11:00 | 他工事業者(水道工事業者)による配管損傷による漏えい | 他工事業者が埋設部へ水を送るために水道配管から分岐する工事を行った。重機にて掘削中、LPガス埋設配管に接触し破壊され、LPガスが漏れ出した。 原因は、他工事業者がテーパーを巻きガス漏れ時連絡措置を行った後、ガス事業者への連絡を待たず、同日中に他ガス事業者が掘削機が動かし応急処置が行われた。その間、ガスメーター遮断等はなかった。本復旧工事は2023年7月21日(木)実施済み。 原因は、他工事業者による施工ミスによるもの。 | 配管(埋設部) (不明(埋設部)) | 不明 | 不明 | ガス放出防止器あり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置不明 ・CO警報器不明 ・ガス漏れ警報器不明 ・業務用換気警報器不明 | 県は以下の措置として、販売業者に対し事故の詳細報告を指示。 販売業者は、当該他工事業者がガス器具取付けの際に作業をする場合は、事前連絡をするように依頼。 |
| 26 | 2023/7/22 | 茨城県常陸大宮市 | C2級 | 漏えい | 一般住宅 | 11:53 | 他工事業者(給排水設備業者)による配管損傷による漏えい | 他工事業者による埋設部損傷。給排水設備業者により掘削作業中、埋設配管を破損。配管損傷箇所を補修することによるもの。 原因は、他工事業者より事前連絡が無く、掘削作業を遂行したため、埋設部損傷を招いたことによるもの。 | 配管(埋設部) (本管(埋設部)) | 不明 | 不明 | ガス放出防止器なし ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置あり ・CO警報器なし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし | 対策として販売業者は、埋設部を掘削し、配管を埋戻し(埋設部)により急修(管更)を実施し、漏えい発生後漏えいのないことを確認し閉鎖。 |

3.バルク供給に係る事故の概要(充てん設備及び供給設備に係る)

| No. | 年月日 | 発生場所 | 事故分類 | 被害状況 | 建物用途 | 発生時間 | 事故原因 法違反の有無 | 事故概要 | 機種 | メーカー | 型式 | 安全器具等 設置状況 | 行政指導等 事例的出来 | |
|-----|-----------|--------------|------|------|-------------------|-------|---|---|-------------------------------------|------|----|---|---|---|
| 1 | 2023/3/25 | 鹿児島県 鹿儿岛市 | C2級 | 漏えい | 共同住宅 | 14:00 | 事故原因 法違反の有無 運転操作ミスによるガス供給停止に伴う漏えい | 2023年3月25日(土)午後2時00分頃、賃貸マンション(34戸)の管理委託より電線にてガス漏れの通報連絡があり、引つ起し荷物運搬中の乗用車が運転操作を誤って片駐車場鉄筋コンクリート支柱に衝突し、支柱に沿って固定されていたガス管(供給側低圧、キーローク管)を押し曲げ、フランジ部分のガス漏れが原因で発生した。バルク貯槽供給側の通過防止弁が作動したため、ガス供給が停止した。発見後、現場に駆けつけた消防団員が、ガス管の破損箇所を確認し、バルク貯槽のガス供給を停止させた。その後、運転操作ミスによる漏れが原因で発生した。バルク貯槽のガス供給を再開した。17時05分 復旧・確認完了。供給再開。不在の消費者に対しては、周知文書によりガス使用不能の状況を説明。現況、ガス使用不能の連絡は無し。 原因は、居住者の関係者による運転操作ミスで乗用車がガス管に衝突し、ガス管継手部を損傷したことによるもの。 | 供給管(塩ビ) バルク貯槽(樹脂製) バルク貯槽(樹脂製) | 不明 | 不明 | 不明 | ・ガス放出防止装置あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・自動ガス遮断装置(前蓋)あり ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし | 車の行った措置としては、販売事業者に対し事故報告書の提出し、事故報告書を作成、提出するよう指示。 販売事業者は、以下の対策を実施。 ・運転操作ミスによる漏れ防止の注意喚起(注意喚起)は対応済み ・バルク貯槽のガス供給を再開した際のガス供給の再開に際しては、ガス管の損傷箇所を確認し、必要に応じてガス管の交換を実施し、ガス管の接続に問題がないことを確認した上で、ガス供給を再開すること。 ・ガス管の接続に問題がないことを確認した上で、ガス供給を再開すること。 ・ガス管の接続に問題がないことを確認した上で、ガス供給を再開すること。 |
| 2 | 2023/5/18 | 福島県 高崎市 | C2級 | 漏えい | 共同住宅 | 14:10 | バルク貯槽継接部 部による漏れ に伴う漏えい | 3号車(定期供給設備)実施中に、顧客によるガス漏れを確認。直ちにコンロを消火し、直ちにガス供給を停止し、現場に駆けつけ、バルク貯槽のガス供給を停止させた。原因は、バルク貯槽のガス供給管の継接部が緩み、ガスが漏れ出したことによるもの。 一次原因は、液取り出し弁付近の接続部分が緩み、微量漏れしたため。 二次原因は、経年劣化による顧客の発生によるもの。 | バルク貯槽 | 不明 | 不明 | ・ガス放出防止装置あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(前蓋)あり ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし | 車の行った措置としては、販売事業者に対し事故報告書の提出し、事故報告書を作成、提出するよう指示。 販売事業者は、社内での事例共有し、同様の事例があった場合は、対象のバルク貯槽の接続部を営みの交換部がガス漏れ防止、漏れの有無を確認するよう対策の実施。 | |
| 3 | 2023/7/28 | 奈良県 奈良市 | C2級 | 漏えい | 一般住宅 | 14:13 | 他工業者(外 構工業者)による 供給管接続 に伴う漏えい | 2023年7月28日(金)14時13分 集団団地の団地内にある一般住宅の階下中物庫(空き家)において、外構工業者からリフォームによる門扉付近バルク貯槽作業中、ガス管破損で発生。販売事業者が迅速に対応し、現場に駆けつけ、バルク貯槽のガス供給を停止させた。原因は、バルク貯槽のガス供給管の継接部が緩み、ガスが漏れ出したことによるもの。 一次原因は、液取り出し弁付近の接続部分が緩み、微量漏れしたため。 二次原因は、経年劣化による顧客の発生によるもの。 | 供給管(ポリエチレン) バルク貯槽(樹脂製) | 不明 | 不明 | ・ガス放出防止装置あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(前蓋)あり ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし | 車の行った措置としては、販売事業者に対し、以下の措置等を実施。 ・運転操作ミスによる漏れ防止の注意喚起(注意喚起)は対応済み ・バルク貯槽のガス供給を再開した際のガス供給の再開に際しては、ガス管の損傷箇所を確認し、必要に応じてガス管の交換を実施し、ガス管の接続に問題がないことを確認した上で、ガス供給を再開すること。 ・ガス管の接続に問題がないことを確認した上で、ガス供給を再開すること。 | |
| 4 | 2023/7/29 | 滋賀県 米原市 | C2級 | 漏えい | その他 (老人 ホム) | 12:00 | 強制酸化装置入 口手前による漏 れ | 2023年7月29日(土)12時に消費者より、ガス供給設備から白い煙が上がっているとの連絡があり、2時00分に現場到着。強制酸化装置入口手前の安全弁より液状のLPガスが噴出しているを確認。安全弁を閉め、安全弁を撤去し、プラグ止めを実施。ガス漏れはなくなった。原因は、安全弁の劣化により、設定より低い圧力で作動したものと推定される。 一次原因は、安全弁劣化の劣化が原因で発生したため。 二次原因は、安全弁劣化の劣化が原因で発生したため。 | 強制酸化装置入口手前 | 不明 | 不明 | ・ガス放出防止装置あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(前蓋)あり ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器あり | 車の行った措置としては、販売事業者は、最終的にバルク貯槽のガス供給を再開し、安全弁劣化によるガス漏れ防止の対策を実施した。 | |
| 5 | 2023/8/16 | 静岡県 井市 | C2級 | 漏えい | 一般住宅 | 9:10 | 他工業者(外 構工業者)による 供給管接続 に伴う漏えい | 2023年8月16日(水) 9時10分、消費者宅にて発生したガス漏れ発生を、販売事業者より、消費者敷地内にて発生した。消費者敷地内に設置したバルク貯槽のガス供給管が、バルク貯槽のガス供給管と接続する際に、ガス管の継接部が緩み、ガスが漏れ出したことによるもの。 一次原因は、液取り出し弁付近の接続部分が緩み、微量漏れしたため。 二次原因は、経年劣化による顧客の発生によるもの。 | 供給管(ポリエチレン) バルク貯槽(樹脂製) | 不明 | 不明 | ・ガス放出防止装置あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(前蓋)あり ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器あり | 車の行った措置としては、販売事業者に対し、以下の措置等を実施した。 ・運転操作ミスによる漏れ防止の注意喚起(注意喚起)は対応済み ・バルク貯槽のガス供給を再開した際のガス供給の再開に際しては、ガス管の損傷箇所を確認し、必要に応じてガス管の交換を実施し、ガス管の接続に問題がないことを確認した上で、ガス供給を再開すること。 ・ガス管の接続に問題がないことを確認した上で、ガス供給を再開すること。 | |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|------------|---------|-----|-----|------------|-------|---------------------------------|--|---|----|----|----|----|--|
| 6 | 2023/11/3 | 広島県三原市 | C2級 | 漏えい | その他 漏えい | 10:10 | 地工事業者(改修工事)による最終確認作業中に発生したガス漏えい | <p>・本件は、空圧ターミナルバルブ改修工事の施工中での事故であった。</p> <p>・2023年11月3日(金)10時14分、元請会社より販売事業者の保安センターへコンクリートカットカーターコンクリートカットマシンによるガス漏が報告され、その一報があり、緊急対応要請を受けた保安設備が現場へ緊急出動(1名)。</p> <p>・10時14分、同日10時20分、空圧ターミナルバルブ改修現場へ、現場作業員(建設業者B)にて同コンクリート機が切断し、損傷したガス管の撤去、プラグ止めの実施。</p> <p>・緊急出動要請(10時40分)後、コンクリートカットカーター一切断箇所にて埋設配管に接続していたガス配管の脱落を確認。</p> <p>・消防署員(空圧機、消火機、水栓)を招き、現場作業員(建設業者B)にて同コンクリート機を撤去し、損傷したガス管の撤去、プラグ止めの実施。</p> <p>・原因は、空圧ターミナルバルブ改修工事(他工事)でのコンクリートカットカーター一切断箇所にて埋設配管によるガス漏えいによるもの。</p> <p>・原因は、空圧ターミナルバルブ改修工事(他工事)でのコンクリートカットカーター一切断箇所にて埋設配管によるガス漏えいによるもの。</p> <p>・原因は、空圧ターミナルバルブ改修工事(他工事)でのコンクリートカットカーター一切断箇所にて埋設配管によるガス漏えいによるもの。</p> <p>・原因は、空圧ターミナルバルブ改修工事(他工事)でのコンクリートカットカーター一切断箇所にて埋設配管によるガス漏えいによるもの。</p> | <p>・ガス放出防止器あり</p> <p>・マイコンなし</p> <p>・ヒューズガス終あり</p> <p>・自動ガス遮断装置(ガス漏れ)あり</p> <p>・CO警報器あり</p> <p>・ガス遮断システムあり</p> <p>・集中監視システムあり</p> <p>・業務用換気装置あり</p> | 不明 | 不明 | 不明 | 不明 | <p>黒の行った措置としては、販売事業者に対し情報収集、工事に係る事故防止のための打ち合わせ等強化を指導、安全を確認したのちにガス使用再開許可を行う。</p> <p>・本件は、空圧ターミナルバルブ改修現場において、現場作業員(建設業者B)にて同コンクリート機が切断し、損傷したガス管の撤去、プラグ止めの実施。</p> <p>・原因は、空圧ターミナルバルブ改修工事(他工事)でのコンクリートカットカーター一切断箇所にて埋設配管によるガス漏えいによるもの。</p> <p>・原因は、空圧ターミナルバルブ改修工事(他工事)でのコンクリートカットカーター一切断箇所にて埋設配管によるガス漏えいによるもの。</p> <p>・原因は、空圧ターミナルバルブ改修工事(他工事)でのコンクリートカットカーター一切断箇所にて埋設配管によるガス漏えいによるもの。</p> |
| 7 | 2023/11/14 | 茨城県守谷市 | C2級 | 漏えい | その他 漏えい | 12:00 | 建物確認による安全弁からのガス漏えい | <p>2023年11月14日(火)12時00分頃、販売事業者の作業員が、内封ガスが破裂したため、徐々に燃え広がるガス漏えい発生を察知し、現場作業員(建設業者B)にて同コンクリート機を撤去し、損傷したガス管の撤去、プラグ止めの実施。</p> <p>・原因は、空圧ターミナルバルブ改修工事(他工事)でのコンクリートカットカーター一切断箇所にて埋設配管によるガス漏えいによるもの。</p> <p>・原因は、空圧ターミナルバルブ改修工事(他工事)でのコンクリートカットカーター一切断箇所にて埋設配管によるガス漏えいによるもの。</p> <p>・原因は、空圧ターミナルバルブ改修工事(他工事)でのコンクリートカットカーター一切断箇所にて埋設配管によるガス漏えいによるもの。</p> <p>・原因は、空圧ターミナルバルブ改修工事(他工事)でのコンクリートカットカーター一切断箇所にて埋設配管によるガス漏えいによるもの。</p> | <p>・ガス放出防止器あり</p> <p>・マイコンなし</p> <p>・ヒューズガス終あり</p> <p>・自動ガス遮断装置(ガス漏れ)あり</p> <p>・CO警報器あり</p> <p>・ガス遮断システムあり</p> <p>・集中監視システムあり</p> <p>・業務用換気装置あり</p> | 不明 | 不明 | 不明 | 不明 | <p>販売事業者は、以下の対策を実施。</p> <p>・事故発生時は、以下の対策を実施。</p> <p>・事故発生時は、以下の対策を実施。</p> <p>・事故発生時は、以下の対策を実施。</p> <p>・事故発生時は、以下の対策を実施。</p> |
| 8 | 2023/11/18 | 福岡県久留米市 | C2級 | 漏えい | その他 漏えい | 4:30 | 保安作業員による安全弁からのガス漏えい | <p>2023年11月18日(土)AM4時00分頃、消費者(住居)より販売事業者のコールセンターへバルブ割断によるガス漏えい発生を報告され、現場作業員(建設業者B)にて同コンクリート機を撤去し、損傷したガス管の撤去、プラグ止めの実施。</p> <p>・原因は、空圧ターミナルバルブ改修工事(他工事)でのコンクリートカットカーター一切断箇所にて埋設配管によるガス漏えいによるもの。</p> <p>・原因は、空圧ターミナルバルブ改修工事(他工事)でのコンクリートカットカーター一切断箇所にて埋設配管によるガス漏えいによるもの。</p> <p>・原因は、空圧ターミナルバルブ改修工事(他工事)でのコンクリートカットカーター一切断箇所にて埋設配管によるガス漏えいによるもの。</p> <p>・原因は、空圧ターミナルバルブ改修工事(他工事)でのコンクリートカットカーター一切断箇所にて埋設配管によるガス漏えいによるもの。</p> | <p>・ガス放出防止器あり</p> <p>・マイコンあり</p> <p>・ヒューズガス終あり</p> <p>・自動ガス遮断装置(ガス漏れ)あり</p> <p>・CO警報器あり</p> <p>・ガス遮断システムあり</p> <p>・集中監視システムあり</p> <p>・業務用換気装置あり</p> | 不明 | 不明 | 不明 | 不明 | <p>販売事業者は、以下の対策を実施。</p> <p>・事故発生時は、以下の対策を実施。</p> <p>・事故発生時は、以下の対策を実施。</p> <p>・事故発生時は、以下の対策を実施。</p> <p>・事故発生時は、以下の対策を実施。</p> |

| | | | | | | | | | | | | |
|-----------|---------|-----|-----|----------|-------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------|-----------|-----------|--|--|
| 2023/1/22 | 福島県郡山市 | C2級 | 溝えい | その他店舗 | 19:15 | 宅務ハルプと高圧ボース接続部間のケーブルの劣化による漏えい | 宅務ハルプと高圧ボース接続部間のケーブルの劣化による漏えい | 高圧ボース | (株)住持機製作所 | HSBA-650L | ・ガス放出防止器あり ・マイコン・40あり ・自動ガス遮断装置(対震)あり ・集中監視システムなし ・ガス遮断レバーあり ・業務用換気監視器なし | 対震として販売事業者は、ポンペ庫内の高圧ボースの有りリングを点検し劣化しているものについては交換を実施。また、劣化は容易に交換可能なリングの状況を確認し、劣化している場合はその場で交換するよう徹底する。 |
| 2023/1/24 | 長崎県諫早市 | C2級 | 溝えい | 一般住宅 | 13:01 | 配管(ボリエナ)の配管(埋設部)の劣化による漏えい | 配管(ボリエナ)の配管(埋設部)の劣化による漏えい | 高圧ボース | 不明 | 不明 | ・ガス放出防止器あり ・マイコンあり ・自動ガス遮断装置(その他)あり ・集中監視システムなし ・ガス遮断レバーあり ・業務用換気監視器なし | 漏えいとして販売事業者は、ポンペ庫内の高圧ボースの有りリングを点検し劣化しているものについては交換を実施。また、劣化は容易に交換可能なリングの状況を確認し、劣化している場合はその場で交換するよう徹底する。 |
| 2023/1/28 | 北海道札幌市 | C2級 | 溝えい | 共同住宅 | 9:19 | 気密低下に伴う調整器内のダイヤフラム膜室による漏えい | 気密低下に伴う調整器内のダイヤフラム膜室による漏えい | 調整器(自動切替式) | 不明 | NK10 | ・ガス放出防止器なし ・マイコンなし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス遮断レバーあり ・業務用換気監視器なし | 漏えいとして販売事業者は、ポンペ庫内の高圧ボースの有りリングを点検し劣化しているものについては交換を実施。また、劣化は容易に交換可能なリングの状況を確認し、劣化している場合はその場で交換するよう徹底する。 |
| 2023/1/28 | 福島県猪苗代町 | C2級 | 溝えい | 一般住宅 | 2:45 | 配送業者の高圧ボースの劣化による漏えい | 配送業者の高圧ボースの劣化による漏えい | 高圧ボース | 不明 | 不明 | ・ガス放出防止器あり ・マイコンあり ・自動ガス遮断装置不明 ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・業務用換気監視器なし | 漏えいとして販売事業者は、配送業者の高圧ボースの有りリングを点検し劣化しているものについては交換を実施。また、劣化は容易に交換可能なリングの状況を確認し、劣化している場合はその場で交換するよう徹底する。 |
| 2023/1/31 | 北海道赤平市 | C2級 | 溝えい | 共同住宅 | 18:30 | 調整器の劣化による漏えい | 調整器の劣化による漏えい | 中間ガス栓 | YAZAKI | 不明 | ・ガス放出防止器あり ・マイコンあり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・業務用換気監視器なし | 漏えいとして販売事業者は、ポンペ庫内の高圧ボースの有りリングを点検し劣化しているものについては交換を実施。また、劣化は容易に交換可能なリングの状況を確認し、劣化している場合はその場で交換するよう徹底する。 |
| 2023/2/1 | 鳥取県倉吉市 | C2級 | 溝えい | その他(作業棟) | 10:00 | 劣化した調整器の重なる部分の劣化による漏えい | 劣化した調整器の重なる部分の劣化による漏えい | 配管(SGP管(不明(露出部))) | 不明 | 不明 | ・ガス放出防止器なし ・マイコンあり ・自動ガス遮断装置(前震)あり ・集中監視システムなし ・業務用換気監視器なし | 漏えいとして販売事業者は、劣化した調整器の重なる部分の劣化による漏えいについて、調整器自体が閉に閉れてしまっているため、その劣化部分の劣化を確認し、劣化している場合はその場で交換するよう徹底する。 |

| | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|---------|-----|-----------|-----------|------|--|---|----------------------|----|----|----|--|---|
| 2023/3/13 | 千葉県君津市 | C2級 | 溝えい | 一般住宅 | 1700 | 他工事業者(解体工事業者)による供給管損傷に伴うガス漏えい | 解体工事業者が建物解体中にコンボで地面を掘削した際、供給管を損傷させ、ガスが漏えいした。 なお、当該建物は2022年4月25日(月)より空室となっていた。 原因は、解体工事業者による供給管損傷でのガス漏えいによるもの。 | 供給管(強化ビニール被覆鋼管(継手部)) | 不明 | 不明 | 不明 | ガス放出防止器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし | 風の行った措置としては、販売事業者に対し事故原因の提出を指示し、今後事故が発生した際に速やかに報告するよう指導した。 対策として販売事業者は、全ての消費者に対し、他工事時の漏洩について記載された周知を一旦は解体現場に貼付し、継続して提供している。また、当該現場は「フローリング」は、階段の注目を払い、巡回強化を行う。また、当該現場は「フローリング」は、階段の注目を払い、巡回強化を行う。 |
| 2023/3/14 | 岡山県倉敷市 | C2級 | 溝えい 火災 | その他(店舗) | 1010 | フレキガス栓の外部にガス漏えい 原因は、フレキ管が外れたことによるもの。 二次原因は、周囲の環境等の影響(食用油)等によるもの。 | 2023年3月14日(火)AM10時頃分、消費者(従業員)が閉店準備のため、フライヤーを一旦作業を止めたところ、背面に熱気を感知と同時に燃焼音がしたため、駆けつけたらフライヤー付近で燃え上がった(10時11分)。その間、他の消費者(従業員)がフライヤーのガス栓を閉め、防炎センターに通報。防炎センターから消防・警察並びに販売事業者の担当者(10時22分)が到着し、ガス警報器は設置していたが、フライヤーの後ろに位置していたため、消火作業時に通報。通報を受けた販売事業者の担当者は、自己責任。ガス栓が閉まらずに燃え上がった。原因は、フレキ管の外部にガス漏えいによるもの。二次原因は、周囲の環境等の影響(食用油)等によるもの。 | 供給管(強化ビニール被覆鋼管(継手部)) | 不明 | 不明 | 不明 | ・ガス放出防止器なし ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置あり ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし | 風の行った措置としては、販売事業者に対し情報収集を行った。 販売事業者は、消費部等に連絡員を接続し、結果を今後また、当該現場で管理ガス栓をメーカーにおおいて調査依頼を行い、結果を今後の対策に反映させる予定。 |
| 2023/3/16 | 福井県あわら市 | C2級 | 溝えい | その他(車庫) | 1115 | 他工事業者(下水運業者)による供給管損傷に伴うガス漏えい 原因は、他工事業者による埋設ガス配管の損傷によるもの。 | 【供給ガス配管】当該現場の敷地内に入って直ぐに埋設パイプがありプラグが外れていた状態。(埋設パイプには鉄製の蓋が無く当社消費者ではななかつたこと) 2023年3月16日(水)11時15分、下水工事を行っている業者から販売事業者へ通報。当該現場に到着した業者は、土を埋め戻すことになり、現場付近で、車庫より埋設配管のハルプを引っ張り上げガスが漏れ出たことにより、持続的にガスが漏れ出した。 【現場】当該事故発生場所には上記17軒以外の区画でガス供給しておらず敷地内の建物とは異なる。ガスメーター・消費設備は無く当社消費者ではななかつたこと) 2023年3月16日(水)11時15分、下水工事を行っている業者から販売事業者へ通報。当該現場に到着した業者は、土を埋め戻すことになり、現場付近で、車庫より埋設配管のハルプを引っ張り上げガスが漏れ出たことにより、持続的にガスが漏れ出した。 原因は、他工事業者による埋設ガス配管の損傷によるもの。 | 供給管(強化ビニール被覆鋼管(継手部)) | 不明 | 不明 | 不明 | ・ガス放出防止器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし | 風の行った措置としては、販売事業者に対し、工事業者や消費者が工事を完了した際に、当該現場に事前連絡を取り、連絡を取ることと周知した。 対策として販売事業者は、2023年3月29日(水)に当該現場におけるガス消費以外の消費者を含めた全軒に他工事事故防止に関する周知を委託。また、当該現場に対しては年一回は他工事事故防止に関する周知を実施する。 |
| 2023/3/23 | 岐阜県瑞浪市 | C2級 | 溝えい | その他(店舗) | 020 | 業務用フライヤーの配管が閉まりきらずに、わずかに漏れていたことによるもの。 | 2023年3月23日(水)19時30分頃に業務用フライヤーを使用して揚げ物の調理を始めた際、ガス配管が閉まりきらずに、わずかに漏れていたことによるもの。 原因は、業務用フライヤーの配管が閉まりきらずに、わずかに漏れていたことによるもの。 | 業務用フライヤー(開放式) | 不明 | 不明 | 不明 | ・ガス放出防止器なし ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置あり ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし | 風の行った措置としては、販売事業者に対し、事故発生日に現場調査を実施し、人的物的被害がないことを確認し、再発防止を消費者と販売業者とに指示した。 対策として販売事業者は、2023年3月29日(水)に当該現場におけるガス消費以外の消費者を含めた全軒に業務用フライヤーのガス配管のチェックのみで、供給の再開を指示しており、今後のチェックは常に閉鎖状態にしていただく旨を、今後の場合は、フライヤーの閉鎖状態でのチェックのコンクで行うよう指導。 |
| 2023/3/23 | 茨城県稲敷市 | C2級 | 溝えい | 一般住宅 | 1130 | 他工事業者(解体工事業者)による供給管損傷に伴うガス漏えい 原因は、他工事業者による埋設ガス配管の損傷によるもの。 | 2023年3月23日(水)19時30分頃に業務用フライヤーを使用して揚げ物の調理を始めた際、ガス配管が閉まりきらずに、わずかに漏れていたことによるもの。 原因は、業務用フライヤーの配管が閉まりきらずに、わずかに漏れていたことによるもの。 二次原因は、周囲の環境等の影響(食用油)等によるもの。 | 供給管(ポリエチレン被覆鋼管(継手部)) | 不明 | 不明 | 不明 | ・ガス放出防止器あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし | 対策として販売事業者は、今回の事故情報は販売事業者間で共有し、各都府県の保安対策等に活用し、同様の事故防止に取り組む。同時に当該現場で解体工事などを発見した場合は社内にて情報共有を行うとともに解体工事業者への注意喚起を実施する。また、事故発生時の迅速な対応と報告を行うよう再指導する。 |
| 2023/3/24 | 京都府城陽市 | C2級 | 溝えい | その他(福祉施設) | 1415 | 他工事業者(解体工事業者)による供給管損傷に伴うガス漏えい 原因は、他工事業者による埋設ガス配管の損傷によるもの。 | 2023年3月24日(木)19時30分頃に業務用フライヤーを使用して揚げ物の調理を始めた際、ガス配管が閉まりきらずに、わずかに漏れていたことによるもの。 原因は、業務用フライヤーの配管が閉まりきらずに、わずかに漏れていたことによるもの。 二次原因は、周囲の環境等の影響(食用油)等によるもの。 | 供給管(ポリエチレン被覆鋼管(継手部)) | 不明 | 不明 | 不明 | ・ガス放出防止器あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器あり | 風の行った措置としては、販売事業者に対し、事故発生日に現場調査を実施し、人的物的被害がないことを確認し、再発防止を消費者と販売業者とに指示した。 対策として販売事業者は、2023年3月29日(水)に当該現場におけるガス消費以外の消費者を含めた全軒に業務用フライヤーのガス配管のチェックのみで、供給の再開を指示しており、今後のチェックは常に閉鎖状態にしていただく旨を、今後の場合は、フライヤーの閉鎖状態でのチェックのコンクで行うよう指導。 |

| | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|--------|-----|-----|------|------|-------------------------------------|--|---------|------------------------------|------|----|---|---|
| 2023/4/11 | 新潟県長岡市 | C2級 | 溝えい | 一般住宅 | 800 | 他工事業者(番匠設置業者)のボアの打ち込みによる配管の損傷に伴う溝えい | 2023年4月11日(水)AM8時00分頃、地域の住民からガスの臭いを感じる。販売業者は現地到着後にガス検知器を用いて確認したところ、公園に設置された市民会館職員退避用の車庫設置機の一部からLPガスの漏えいしていることを確認した。LPガス車庫内供給配管を使用している地域(25世帯)のため、直ちにLPガス容器的な検知を行い、地域住民の方へLPガス検知器の設置を依頼し、消防立ち入りして掘削作業を行い、LPガス地中埋設管に割れによるガス漏れを確認した。同日午後、配管の修復と漏えい検知器の設置作業を実施し、ガス漏れを抑制してから地域住民の方にお知らせをした。この日は、4月9日(月)に看報設置業者による車庫の施工が完了した。なお、LPガスの漏えい量は推定5m ³ 程度であった。原因は、看板設置業者のボアの打ち込みにより地中に埋入するLPガス埋設配管の損傷によるもの。 | 不明 | 供給管(白管) チレン管(本管 (埋設部)) | 不明 | 不明 | ガス放出防止器あり ・ヒューズガス栓不明 ・自動ガス遮断装置なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ検知器不明 ・業務用換気監視器不明 | 風の行った措置としては、販売業者に対して事故原因の聴取を実施した。なお、追加内容は次のとおり。 ・昭和の頃の地域のLPガス管網として、公園をとおる配管を設置し、市役所前に面して掘削していた。業者が掘削作業中に、配管が折れてガス漏れが発生した。 ・今回の埋設管に面が浅かったことにより、通常より深く掘り打った。 ・通常の90cm、埋設管深約70cm) ・そのため、これまで問題がなかったが、今回埋設管に掘り打った。 ・(車の所見)他工事業者による配管損傷は最近事故件数が増加しているところではあるが、掘り打つてはあまりないものと思われる。 ・高圧のガスが100m以内の配管を通過して、掘削の際には確認できるように対策を実施。 |
| 2023/4/12 | 石川県金沢市 | C2級 | 溝えい | 共同住宅 | 1230 | 他工事業者(リフト業者)による供給管損傷に伴う溝えい | 2023年4月12日(水)14時30分頃、建設業者が4棟建て共同住宅(容積率45%)の1階部分(空テナント)の埋設管でガス漏れを確認し、ガス漏れが察知した。建設業者が容器のバルブを閉じたところ、販売業者が緊急対応し、供給管の取り換えを行い、16時00分頃復旧し供給再開した。なお、漏れの原因は、埋設業者が埋設供給管について把握してなかったことによるもの。二次原因は、建設業者が埋設業者から、工事の事前案内で販売業者が漏れなかったことによるもの。 | 不明 | 供給管(白管) (本管) (埋設部)) | 不明 | 不明 | ガス放出防止器なし ・ヒューズなし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス漏れ検知器なし ・業務用換気監視器なし | 風の行った措置としては、販売業者に対して再発防止に努めるよう指導。販売業者は、ガス設備・配管及び周辺の改修改設工事の開始前に管理会社及び工事業者から報告をするよう依頼。 |
| 2023/4/12 | 埼玉県久喜市 | C2級 | 溝えい | 一般住宅 | 1415 | 調整器の劣化によるガス漏えい | 2023年4月12日(水)14時19分、消防より近隣住民からガスのにおいを感じ、販売業者が通報。15時配達業者がボア等を確認した所、調整器からガスが漏れていることを確認。19時30分販売業者が仰いで15時90分調整器を交換し、ガスの漏えいがなくなったと確認の上、供給を再開した。なお、車への報告が遅れた理由は販売業者が事故発生時に報告することを把握できていなかったため。一次原因は、調整器の劣化によるもの。二次原因は、供給設備点検不備によるもの。(製造年月日が不明だったが、そのまま確認してなかった) | (株)日豊 | 調整器(自動切替式) | やさらぎ | 不明 | ガス放出防止器なし ・ヒューズあり ・自動ガス遮断装置(耐震)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ検知器なし ・業務用換気監視器なし | 対策として販売業者は、調整器の周囲管理を検針時に再調査し、コンピュータ管理を行い漏れが無いようにする。 |
| 2023/4/13 | 愛知県刈谷市 | C2級 | 溝えい | 飲食店 | 1330 | コンロ内のマイクログラスからのガス漏えい | 2023年4月13日(木)13時20分頃、消費者から販売業者がコンロ周辺がガス臭かったりしなかったりすると電話連絡があった。販売業者が消費者の元で調査した結果、配管等からの漏えいは無く、コンロから漏えいしていることと判断。→消費者がメーカーに修理依頼することの事。販売業者から消費者に対して、「メーカーでの修理及び再調査までの使用禁止」と伝えた。2023年4月13日(木)13時30分頃、消費者から販売業者が「修理済み」と電話連絡があったため、販売業者が再調査→改善見られず→①再度使用禁止、②メーカーの再修理時に立会いの上、販売業者から消費者へ連絡。販売業者から消費者へ伝えた。2023年4月13日(木)11時20分頃、販売業者がメーカー修理に立会い→コンロ内のマイクログラスを交換し、ガス漏れを抑制した。販売業者がメーカー修理に立会い→コンロ内のマイクログラスを交換し、ガス漏れを抑制した。原因は、マイクログラスからの漏えいによるもの。 | タニコー(株) | 業務用レンジ | 不明 | 不明 | ガス放出防止器あり ・ヒューズあり ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ検知)あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ検知器なし ・業務用換気監視器なし | 風の行った措置としては、販売業者に対して再発防止に努めるよう指導した。 |
| 2023/4/14 | 千葉県野田市 | C2級 | 溝えい | 共同住宅 | 1058 | 他工事業者(解体業者)による配管の損傷に伴う溝えい | 2023年4月14日(金)14時40分、解体業者から販売業者が解体中のアパート敷地内で配管を備付けてしまった。応急措置(布づめ、テープ巻き)を行った。同日15時10分頃、販売業者が現地に到着。現場調査で供給管(集団供給方式の分岐管)から漏えいしていることを確認し、供給元の容器置場内の元バルブを閉鎖し、供給元(19世帯)への事情説明と個別容器としての仮設供給工事を実施。同日20時00分頃、仮設供給工事が完了し、現場を撤収した。4月17日(月)アパート敷地境界の埋設配管にてブランク止めを行い、溝えいを抑制し、溝えいしないことを確認した。4月18日(水)アパート敷地境界の埋設配管にてPEキックアップ止めを行い、緊急試験で問題ないことを確認し、緊急試験で問題ないことを確認し、緊急試験を再開した。二次原因は、解体業者の作業不足によるガス配管破損によるもの。 | 不明 | 配管(金属フレキ管(本管(埋設部))) | 不明 | 不明 | 風の行った措置としては、販売業者に対して、事故原因の聴取を実施。対策として販売業者は、集団供給方式の契約書への追加記載(注意喚起)及び保安教育等での情報共有を実施。 | |

| | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|-----------|-----|-------|------|-------|--|--|---------------------------|----|----|-----------|--|---|
| 2023/4/23 | 茨城県かずみから市 | C1級 | 漏えい火災 | 飲食店 | 4:12 | 消費者が自ら、ホースを引っかけてガス栓から外れ、漏えい火災 | 2023年4月23日(日)14時12分頃、発生場所消費者(従業員)がガス機器(接続コムホース)に隣つて足かけ、ホース接続がホースに足をかけてしまったことによるもの。漏えい火災及び引火が発生し、発生場所消費者が腰部に傷を負った。同日、4時49分頃、発生場所から販売事業者へ連絡が入り、販売事業者社員が現場に向かい応急処置を行った。燃焼したガス栓以外、出入口による原因はなし。火災の原因は、消費者が自ら、ホースを引っかけて外れた際にガス栓が自在部分から外れて漏えいが発生したことに由来する。二次原因は、ホースが引っ張られた際にガス栓が自在部分から外れて漏えいが発生したことに由来する。 | 未確認ガス栓(使用済) | 不明 | 不明 | フレキ&ヒューズ栓 | ガス放出防止装置あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(前働)なし ・CO警報器なし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気監視器なし | 対照として販売事業者は、ガス配管を延長し、ガス栓の設置位置をガス器具と近づけることによりコムホースを短縮して足をとられることのないように対策を実施。(2023年4月25日(火)施工) |
| 2023/4/26 | 鳥取県鳥取市 | C2級 | 漏えい | 一般住宅 | 15:39 | 消費者が解体業者から解体作業に入る連絡はなかった。二次原因は、ホースが引っ張られた際にガス栓が自在部分から外れて漏えいが発生したことに由来する。 | 当該戸建て住宅(2021年10月24日(日)より空き家)にて建設業者により解体作業が行われていた。家庭解体中に解体業者がガスメーターに気づかず重機にて養生の壁を解体し、壁に固定されていた供給用ガスメーター人口側本理設備より漏れが確認された。同日、4時49分頃、発生場所から販売事業者へ連絡が入り、販売事業者社員が現場に向かい応急処置を行った。燃焼したガス栓以外、出入口による原因はなし。火災の原因は、消費者が自ら、ホースを引っかけて外れた際にガス栓が自在部分から外れて漏えいが発生したことに由来する。 | 供給管(プラスチック被覆鋼管(継手部(埋設部))) | 不明 | 不明 | 不明 | ガス放出防止装置なし ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(前働)あり ・CO警報器なし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気監視器なし | 県は販売事業者に対し、以下の措置を実施。 ・情報収集と産業安全監督官への報告。 ・他事業者は、以下の対策を実施。 ・解体業者は、以下の対策を実施。 ・解体業者は、以下の対策を実施。 ・引込みハブリブ設置位置に閉鎖時に移動ができないものがある際は、その移動し可能なハブリブの閉鎖時に移動が完了した際に消費者より連絡をもらい、車庫内、空き家となる際はガス設備が壊れていることを周知できるように、次の所 ・当該、設置は所有者の許可を得て敷地内引き込み等を撤去する予定。 |
| 2023/4/28 | 佐賀県伊万里市 | C1級 | 漏えい燐発 | 一般住宅 | 10:30 | 機器の内部配管と交換部品との接続部ハッキングの要す不備によるガス漏れ | 2023年4月28日(金)午前10時30分頃、消費者宅のビルトインコンロの部品(高圧部)を点検したところ、部品庫内に漏れ出たガスに引火し小火炎を起した。人身や建物への被害はない。原因は、機器の内部配管と交換部品との接続部ハッキングの要す不備によるもの。 | ビルトインコンロ | 不明 | 不明 | 不明 | ガス放出防止装置あり ・マイコンSあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ感知あり) ・CO警報器なし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気監視器なし | 県が行った措置としては、販売事業者に対し情報収集、詳細な報告指示。対照として販売事業者は、機器の部品交換時には、必ず後継品か自記圧力計での確認し検査を行ない、漏れがないことを確認し消費者へ渡すこととする。 |
| 2023/4/28 | 石川県加賀市 | C2級 | 漏えい | 飲食店 | 12:15 | 消費者の喫煙による喫煙機に伴う漏えい | 2023年4月28日(金)12時15分頃、消費者の飲食店の喫煙機にて連絡が入る。消費者より販売事業者の従業員が連絡が入る。12時27分、当該喫煙機を修理した際に漏れが確認され、消費者が気づき、ホースを引っかけて外れた際にガス栓が自在部分から外れて漏えいが発生したことに由来する。二次原因は、ホースが引っ張られた際にガス栓が自在部分から外れて漏えいが発生したことに由来する。 | 配管(配管用フレキ管(不燃部)) | 不明 | 不明 | 不明 | 不明 | 県が行った措置としては、販売事業者に対し情報収集、詳細な報告指示。対照として販売事業者は、機器の部品交換時には、必ず後継品か自記圧力計での確認し検査を行ない、漏れがないことを確認し消費者へ渡すこととする。 |
| 2023/5/8 | 神奈川県伊勢原市 | C2級 | 漏えい | 共同住宅 | 10:30 | 専列中のフレキ管ハッキングによる漏えい | 2023年4月28日(金)12時15分頃、消費者の飲食店の喫煙機にて連絡が入る。消費者より販売事業者の従業員が連絡が入る。12時27分、当該喫煙機を修理した際に漏れが確認され、消費者が気づき、ホースを引っかけて外れた際にガス栓が自在部分から外れて漏えいが発生したことに由来する。二次原因は、ホースが引っ張られた際にガス栓が自在部分から外れて漏えいが発生したことに由来する。 | 配管(配管用フレキ管(不燃部)) | 不明 | 不明 | 不明 | 不明 | 県が行った措置としては、販売事業者に対し情報収集、詳細な報告指示。対照として販売事業者は、機器の部品交換時には、必ず後継品か自記圧力計での確認し検査を行ない、漏れがないことを確認し消費者へ渡すこととする。 |

| | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|-------------|-----|--------|-----------------|-------|--------------------------------|---|---------------------|--------|----|--|--|--|
| 2023/7/5 | 神奈川県 厚木市 | C2級 | 漏えい | 一般住宅 | 11:30 | 他工事業者(リフト・エンジン業者)による配管損傷に伴う漏えい | リフォーム会社による浴室解体中、ガス配管を損傷してしまった事によりガスが漏えいし、現場より運転が入り滞留が及ぶ疑いあり、連絡および事故報告書の提出を指導。 | 不明 | 不明 | 不明 | ガス放出防止装置あり ・アイコンSあり ・ヒューズガス検出あり ・自動ガス遮断装置なし ・集中監視システムなし ・ガス遮断システムなし ・業務用換気警報器なし | 風の行った措置としては、販売事業者に対し、連絡および事故報告書の提出を指導。 | |
| 2023/7/9 | 栃木県那須町 | C2級 | 漏えい | その他(宿泊舎・心付修繕施設) | 8:30 | 高圧ホースオリフティング損傷による漏えい | 2023年7月9日(日)午前8時30分頃、併結先よりガス臭いとの連絡があり、販売事業者が電話対応。同日午前8時5分現地到着。容器庫の扉を開けたところガス漏れ音あり。当該容器庫のホース接続部分よりガス漏れを漏えいを確認。漏えい検知液にて再度確認後、速やかに容器バルブ及び蝶形弁を閉止。当該容器より接続高圧ホースを外し調査したところオリフティングに損傷を確認。他設置容器も漏えい検知液にて確認。販売事業者は供給先担当者に説明後弊社へ、翌10日午前9時に再度現地訪問。全てのホースオリフティングを交換。漏えい検知液にて確認し修理完了。 二次原因は、高圧ホースオリフティング損傷によるガス漏れによるもの。 | 配管(銅管(不透明(黒い部))) | (株)T・O | 不明 | 不明 | ・ガス放出防止装置あり ・アイコンSあり ・ヒューズガス検出あり ・自動ガス遮断装置なし ・集中監視システムあり ・ガス遮断システムあり ・業務用換気警報器あり | 風の行った措置としては、販売事業者に対し、車庫事故の届出を指示し、ヒアリングの上、車庫防止策の概略を指示した。対象として販売事業者は、2号業務委託先に対し再度機器交換時ににおける安全確認を徹底。又、漏れホースを垂れ式にて交換。 |
| 2023/7/11 | 茨城県土浦市 | C2級 | 漏えい・火災 | 飲食店 | 17:00 | レジストラ・テナのボイラーによるガス管からの漏えい・火災 | 2023年7月11日(水)17時11分頃、事故発生場所の消費者(飲食店)から販売事業所に連絡が入り、販売事業所従業員が現場に向かったところ、建物IFから煙線付近に向かう系統のガス管から漏えい着火していた。着火によりガス管の保護部分、テレビアンテナ架線の保護部分、雨どいの一部が損傷した。 一次原因は、ガス管とテレビアンテナ架線の間に干渉する形で設置され、建物の角の部分に圧迫されていたこと及び建築物が線路側に設置しており電車の運動がきっかけとなることが原因と推定された。 二次原因は、ガス管とテレビアンテナ架線の間に干渉する形で設置され、建物の角の部分に圧迫されていたこと及び建築物が線路側に設置しておき、電車の運動がきっかけとなることが原因と推定された。併せて、テレビアンテナ架線の劣化によりガス管が傷つき漏えいしたガスに引火したものと推定された。 | 配管(配管用フレキシブル管(黒色部)) | 不明 | 不明 | ・ガス放出防止装置あり ・アイコンSあり ・ヒューズガス検出あり ・自動ガス遮断装置あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・ガス遮断システムあり ・業務用換気警報器なし | 対象として販売事業者は、ガス管の入れ替えるを実施し、建物の角から通風距離をとって他の物と干渉しないようにした。 | |
| 2023/7/12 | 兵庫県赤松市 | C2級 | 漏えい | 共同住宅 | 16:00 | 他工事業者(下水道修繕工事)による配管損傷に伴う漏えい | 2023年7月12日(水)16時00分に緊急住宅劣化のガスメーターに圧力低下通知の連絡が入り現場へ下泊。その後、ガス管を修理して現場復帰した。 原因は、他工事業者による下水道修繕工事によるガス管の損傷による漏えいによるもの。 | 配管(配管用フレキシブル管(黒色部)) | 不明 | 不明 | 不明 | 風の行った措置としては、販売事業者に対し対策を提示し再発防止に努めるよう指示した。 対象として販売事業者は、漏えいしていた配管のメーター交換と、副修繕工事後に漏えいしない確認し、再供給。工事業者は、工事は完了し、連絡なくして帰社した。 | |
| 2023/7/14 | 神奈川県相模原市 | C2級 | 漏えい・火災 | 飲食店 | 13:30 | 修理業者の作業によるガス管からの漏えい・火災 | 2023年7月13日(木)13時30分頃、販売事業者社員よりワイヤー修理のため車庫前ガス管のボルトを締め直し、ガス管を修理した。その後、ワイヤーの修理作業中にワイヤーを移動させた際にガス管のボルトを締め直したため、ボルトを締め直した箇所にてガス管が破裂した。その後、隣で使用していたワイヤーの油がはねて一時的に火花が出たものの、負傷者や損傷は確認されなかった。2023年7月14日(金)15時30分頃、販売事業者内で情報共有があり本事業を通知、メーターガス検出から消費機器までの圧力保持による漏えい検知を確認し、異常が無いことを確認した。原因は、ワイヤーを移動させた際にワイヤー一本の一部が車庫前ガス管のボルトに接触したことでガス管に穴が開いたことと推定された。 | 未燃ガス検出(黒色部) | 不明 | 不明 | 不明 | ・ガス放出防止装置あり ・アイコンSあり ・ヒューズガス検出あり ・自動ガス遮断装置(その他あり) ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・ガス遮断システムあり ・業務用換気警報器なし | 集は、以下の措置を実施。 ①販売事業者から車庫に至った原因の調査。 ②販売事業者に対し、再発防止に努めるよう指示した。 ③販売事業者に対し、以下の対策を実施。 ④ガス接続器具の取り外し工事を行う際は、ガス接続機器や火花の使用を中断してからの作業を行うこと。 ⑤ガス管の腐食防止のために、定期的に取り外し検査を行うこと。 ⑥本事業は、ガス管の腐食防止のために、定期的に検査を行うこと。 ⑦から③については販売事業者で教育を実施。 |
| 2023/7/14 | 神奈川県小田原市 | C2級 | 漏えい | 一般住宅 | 0:00 | 消費者(車列)によるフレキシブル配管損傷に伴う漏えい | 2023年7月15日(木)0時00分、消費者より入電有り。 ・ガス漏れ音が聞こえ、消費者より入電有り。 ・ガス管が破れて使用できなくなった。 ・消費者がフレキシブル管を破る原因を調査し、フレキシブル管の破損原因を調査し、消費者に指導した。 ・販売事業者が作業所へ入電、緊急対応に依頼し、24時55分出勤、24時55分到着。 ・アイコンSあり ・ガス遮断システムあり ・集中監視システムあり ・業務用換気警報器あり | 配管(配管用フレキシブル管(不明)) | 不明 | 不明 | 不明 | 風の行った措置としては、販売事業者に対し、車庫事故の届出を指導。対象として販売事業者は、今後、ガス配管付近の壁紙の除去の際は、配管の保護を徹底し、損傷防止に努めること。 | |

| | | | | | | | | | | | |
|-----------|---------|-----|----------|-------------|-------|---------------------------------|--|---------|--------------|--|---|
| 2023/7/22 | 福岡県飯塚市 | C1級 | 漏えい爆発 | 一般住宅 | 17:14 | ビルトインコンロからの漏えい爆発 | 当該消費者宅の住人がビルトインコンロに点火動作をしたところ、ビルトインコンロから漏れたガスに引火し、ビルトインコンロの下に燃え付いているキャビネットから爆発、引火した火にて、左上胸部、及び右下腹の火傷を負った。爆発に驚いた為、左後方に転倒し左足首を捻挫した。また、キャビネット右側の下扉の上下あたる内側の下部が外れ脱落。警報器は、約1.5m離れた冷蔵庫の横に設置されているが、一瞬つたが警報音は鳴らなかつた。これに対し、器具メーカーの担当者が現場に駆けつけ、ガスが漏れていることを確認。定期消費設備調査及びメーター検査も含め実施される。なお、今回日本ガス機械検査協会(JGA)の調査で、ビルトインコンロのガス配管に異常が確認されたことから、「器具検査」以外のガス閉止弁の弁座部の変形、及び器具のガス配管が変形したため、「器具検査」の閉止弁が閉止ができてガスの漏れが止まらなかったと考えられる。 | （株）ハロマ | PD-7WS-100CK | ・ガス放出防止器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置あり ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器なし | 風の行った措置としては、販売事業者に対し事情聴取を行った。 販売事業者は、器具設置メーカー様より日本ガス機械検査協会(JGA)にて原因を調査を要し、調査の結果を踏まえ、器具設置メーカーにて機体別に對する検査を強化していくこととなった。 |
| 2023/7/24 | 神奈川県横浜市 | C2級 | 漏えい爆発 | 飲食店 | 12:20 | オーブンコンロのコンロ扉開放による漏えい爆発 | 消費者(従業員)がオーブンコンロ下部のコンロ部を使用する際、オーブンコンロのコンロの場所が分からず本菜棚からオーブンコンロの下に燃え付いているキャビネットの下部に火が点き、引火した火にて、左上胸部、及び右下腹の火傷を負った。爆発に驚いた為、左後方に転倒し左足首を捻挫した。また、キャビネット右側の下扉の上下あたる内側の下部が外れ脱落。警報器は、約1.5m離れた冷蔵庫の横に設置されているが、一瞬つたが警報音は鳴らなかつた。これに対し、器具メーカーの担当者が現場に駆けつけ、ガスが漏れていることを確認。定期消費設備調査及びメーター検査も含め実施される。なお、今回日本ガス機械検査協会(JGA)の調査で、ビルトインコンロのガス配管に異常が確認されたことから、「器具検査」以外のガス閉止弁の弁座部の変形、及び器具のガス配管が変形したため、「器具検査」の閉止弁が閉止ができてガスの漏れが止まらなかったと考えられる。 | タニコー(株) | S-TOR-120 | ・ガス放出防止器あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・集中監視システムあり ・ガス漏れ警報器あり ・業務用換気警報器あり | 風の行った措置としては、販売事業者に対し原因調査及び事故対策を指導。 販売事業者は、今回調剤したオーブンコンロは使用していないため、コンロに針金又はキャップを施すなど、物理的に閉鎖を促さないよう方法を消費者に指導し、店長から従業員に対して安全に使用するよう周知を実施した。 |
| 2023/7/24 | 鳥取県倉吉市 | C2級 | 漏えい爆発 | 学校等 | 14:00 | 他工事業者による施設配管整備に伴う漏えい | ・他工事業者が重機で掘削作業中に埋設ガス配管を損傷した。 ・ガスメーター一部が引断れを感知し、安全装置が作動してメーター一連断した。(○遮断) ・同日中に修理し復旧した。 原因は、他工事業者が重機で掘削作業中に埋設ガス配管を損傷したことが、埋設ガス配管の破断につながったと思われる。 | 不明 | 不明 | 風の行った措置としては、販売事業者に対し情報収集及び産業界保安監督部への報告を指示。 販売事業者は、ガス設備付近に他工事業者の工事が入る時は、販売事業者へ連絡をいただく体制をとる。(施設の管理責任との連携等) | |
| 2023/7/28 | 奈良県奈良市 | C2級 | 漏えい爆発 | 一般住宅 | 14:13 | 他工事業者(外構工事業者)による換気管整備に伴う漏えい | 2023年7月28日(金)14時13分、集団住居の団地内にある一般住宅の閉鎖中物件(空き家)において、外構工事業者からラフタームによる門扉付近ハジリ作業中にガス管破損で発生、販売事業者支店より緊急出動。 14時43分 出勤者到着、敷地内埋設管で破損箇所を確認、粘土で緊急処置を実施するが若干の漏えい反応あり。配管が完全に思え込まずかつ掘削部分が狭く作業が困難な状況。支店社員及び委託工事会社へ応援の要請を依頼。 16時20分 委託工事会社到着、掘削作業開始。 18時25分 委託工事会社社員1名到着、周辺前向き土留設作業開始。漏れが止まり、換気管が閉鎖状態を確認。 19時30分 他工事業者が現場に到着、埋設ガス配管の位置を確認し、換気管(外構工事業者)による換気管整備に伴う漏えい。 二次原因は、外構工事業者が、埋設ガス配管の確認を実施せず掘削したため。また、販売事業者が埋設管の位置について開金をしていなかったことによるもの。 なお、当該一般住宅は、4年前に転居により閉鎖中(空き家)になっており、ガスメーター及び供給管は現存している物件。 | 不明 | 不明 | 風の行った措置としては、販売事業者に対し、以下の措置等を実施。 ・適切な現場復旧を行なったかの確認。 ・運搬経路のため、事故時にはただちに報告するよう口頭注意。 ・他工事業者の掘削工事ではガス管破損の恐れがあるため、対策を講じることを行う。 ・集中監視システムなし ・ガス漏れ警報器なし ・業務用換気警報器なし | |
| 2023/7/29 | 滋賀県米原市 | C2級 | 漏えい爆発 | その他(老人ホーム) | 12:00 | 強制換気装置入口手前の安全弁による換気管整備に伴う漏えい | 2023年7月29日(木)12時に消費者より、ガス供給設備から白い煙が上がっているとの連絡があり、12時25分に現場到着。強制換気装置入口手前の安全弁より液状のガスが漏れているを確認。圧弁を閉め、安全弁を撤去し、プラグ止めを実施。ガス漏えいがなくなったことを確認。 一次原因は、安全弁の劣化により、設定より低い圧力での作動したものと推定される。 二次原因は、安全弁先端の樹脂が著しい損傷が認められたことから、防水キャップがなくなることから、雨水が安全弁に入っていたと推定される。 | 不明 | 不明 | 風の行った措置としては、販売事業者は、点検時に防水キャップの有無を確認し、安全弁に雨水が入らないよう対策する。 | |
| 2023/7/29 | 岩手県宮古市 | C2級 | 漏えい爆発・火災 | その他(キッチンカー) | 15:20 | キッチンカーに搭載のガスコンロの器具整備に伴う漏えい爆発・火災 | キッチンカーに搭載のガスコンロから漏えいしたガスに引火し、爆発・火災により、作業中の1名が両足下腿部の付け根(膝)及びヒザ間カカーのフロントガラスが損傷(ひび)したものの、原因は、ガスのコンロ(ホーバルバルブ)が、意図しない接触により開いてしまつたことによりガスが漏えいしたことと推定される。 | 不明 | 不明 | 風の行った措置としては、販売事業者に対し事故の再発防止対策の検討指導。 販売事業者は、以下の対策を実施。 ① 燃焼機器に接続しているホーバルバルブを、押回して使用するハルブに変更する。 ② 消費者に点検時に点検用ガスコンロのプラグを、押回して使用するハルブに点検させる。 ③ 再度、気密試験等を実施し、機器に漏れがないことを確認した。 ④ ガスコンロへの注意事項の指示を行った。 | |

| | | | | | | | | | | | | |
|-----------|--------------|-----|---------|-------|-------|-----------------------------|--|-------------------------|----|----|---|--|
| 2023/9/19 | 神奈川県 横浜市 | C2級 | 濡えい | 一般住宅 | 000 | フレキシブル管の損傷による濡えい | 2023年9月15日(金)容器取換時点検にて委託業者がメーターBRを承認し、後日、9月19日(水)点検結果通知にて販売業者から報告された。販売業者が州業者に気密試験の立ち合いを要請し、9月20日(木)気密試験を実施。若干の圧力低下を確認した。その後、配管分岐部を分離し不具合経路を特定し濡えいしたガス配管が判明した。後日、販売業者が約3.5mのフレキシブル管を交換し復旧作業を行ったのに、気密試験を行い異常がないことを確認した。なお原因は、フレキシブル管の腐食によるもので、施工時に腐食が入った部分が腐食したものと考えられる。 | 配管(配管用フレキシブル管(不明(製造部))) | 不明 | 不明 | ガス放出防止器不明 ・ヒューズガス栓不明 ・自動ガス遮断装置不明 ・CO警報器不明 ・ガス遮断バルブ不明 ・ガス遮断バルブ不明 ・業務用換気警報器不明 | 風の行った措置としては、販売業者に対して原因調査及び事故再発防止を指導。 対応として販売業者は、取り回し時等、フレキシブル管被覆層に十分注意する。 |
| 2023/9/23 | 埼玉県 さいたま市 | C2級 | 濡えい | 一般住宅 | 15:00 | 他工事業者による供給管損傷に伴う濡えい | LPガス配管供給管がメーターBRを承認し、後日、9月19日(水)点検結果通知にて販売業者から報告された。販売業者が州業者に気密試験の立ち合いを要請し、9月20日(木)気密試験を実施。若干の圧力低下を確認した。その後、配管分岐部を分離し不具合経路を特定し濡えいしたガス配管が判明した。後日、販売業者が約3.5mのフレキシブル管を交換し復旧作業を行ったのに、気密試験を行い異常がないことを確認した。なお原因は、フレキシブル管の腐食によるもので、施工時に腐食が入った部分が腐食したものと考えられる。 | 供給管(ポリエチレン管(不明(製造部))) | 不明 | 不明 | ガス放出防止器あり ・ヒューズガス栓あり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・ガス遮断バルブあり ・ガス遮断バルブあり ・業務用換気警報器なし | 風は販売業者に対して、以下の措置等を実施。 ・必ず解体工事の開始日時が決まったら連絡が欲しい旨を強く伝える。 ・周辺の消費者にも解体等があったら連絡が欲しい旨の周知を引き続き行う等に対応する。 ・必ず解体工事の開始日時が決まったら連絡が欲しい旨の周知を引き続き行う等に対応する。 ・必ず解体工事の開始日時が決まったら連絡が欲しい旨の周知を引き続き行う等に対応する。 |
| 2023/9/23 | 東京都 港区 | C2級 | 濡えい | 共同住宅 | 12:37 | 外力による供給管損傷による濡えい | 近隣住民より、ガス臭がするとの連絡を受け、出勤した都市ガス事業者が、調査をした結果、LPガス供給設備のボンベ下に外側より飛び込みでいる20APL配管のネジ部より給油液にて漏れを確認。濡えい箇所への応急修理を行い、他には濡えいがないことを確認した。販売業者へ報告があり、その後販売業者でも供給配管へデジタルマーカーにて濡えい箇所を特定し、20APL配管に圧入修理完了とした。 原因は、LPガスボンベ下外側から飛び込みでいる供給配管が、ボンベ下への貫通部に上部に当たり、多少下方に向かって直ぐに潰れ入っていた。なお、2021年7月17日に供給管の圧入作業後に行っていた、圧力調整作業の際に、供給管がボンベ下へ入り込み、外力による供給管損傷による濡えいとなつた。また、供給管が外力による濡えいとなつた。また、供給管が外力による濡えいとなつた。また、供給管が外力による濡えいとなつた。 | 供給管(塩化ビニル被覆鋼管(不明(製造部))) | 不明 | 不明 | ガス放出防止器あり ・ヒューズガス栓あり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・ガス遮断バルブあり ・ガス遮断バルブあり ・業務用換気警報器不明 | 風の行った措置としては、販売業者に対して事故調査の提出を指示。 販売業者は、以下の対策を実施。 ・応急修理部の配管を外し、新たな配管に直し、ボンベ下部分の穴を拡大、配管と干渉しないようにした。 ・面定がされていなかった調整部の集合管部を、ボンベ下部分に金属にて固定。 ・供給配管へ不必要な力が加わらないようにした。 |
| 2023/10/3 | 滋賀県 近江市 | C1級 | 一酸化炭素中毒 | その他店舗 | 13:30 | 錆物コンロの不燃燃焼による一酸化炭素中毒 | 午後3名で加工場にて作業していた時、13時30分ごろ錆物コンロを使用していた時、13時44分販売業者が、調査をした結果、LPガス供給設備のボンベ下に外側より飛び込みでいる20APL配管のネジ部より給油液にて漏れを確認。濡えい箇所への応急修理を行い、他には濡えいがないことを確認した。販売業者へ報告があり、その後販売業者でも供給配管へデジタルマーカーにて濡えい箇所を特定し、20APL配管に圧入修理完了とした。 原因は、LPガスボンベ下外側から飛び込みでいる供給配管が、ボンベ下への貫通部に上部に当たり、多少下方に向かって直ぐに潰れ入っていた。なお、2021年7月17日に供給管の圧入作業後に行っていた、圧力調整作業の際に、供給管がボンベ下へ入り込み、外力による供給管損傷による濡えいとなつた。また、供給管が外力による濡えいとなつた。また、供給管が外力による濡えいとなつた。 | 業務用コンロ | 不明 | 不明 | ガス放出防止器なし ・ヒューズガス栓あり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置(ガス漏れ感知)あり ・CO警報器なし ・ガス遮断バルブあり ・ガス遮断バルブあり ・業務用換気警報器なし | 風は、販売業者による一般消費者等への対応状況の調査を実施。 対応として販売業者は、CO警報器の設置、錆物コンロの交換、ガス器具使用中の換気の徹底を再度職員に周知した。 |
| 2023/10/4 | 大阪府 堺市 | C2級 | 濡えい | 一般住宅 | 11:31 | 他工事業者(解体工事業者)による供給管損傷に伴う濡えい | 2023年10月4日(水)11時31分、解体業者から当該建物内で作業中、ガス管の破損の通報あり。破損部をゼニールテープで巻き巻き緊急処置済み、ガスの臭いも抑えられているとの内容。販売業者が現場へ向かい、13時44分販売業者が、調査をした結果、LPガス供給設備のボンベ下に外側より飛び込みでいる20APL配管のネジ部より給油液にて漏れを確認。濡えい箇所への応急修理を行い、他には濡えいがないことを確認した。販売業者へ報告があり、その後販売業者でも供給配管へデジタルマーカーにて濡えい箇所を特定し、20APL配管に圧入修理完了とした。 原因は、LPガスボンベ下外側から飛び込みでいる供給配管が、ボンベ下への貫通部に上部に当たり、多少下方に向かって直ぐに潰れ入っていた。なお、2021年7月17日に供給管の圧入作業後に行っていた、圧力調整作業の際に、供給管がボンベ下へ入り込み、外力による供給管損傷による濡えいとなつた。また、供給管が外力による濡えいとなつた。また、供給管が外力による濡えいとなつた。 | 供給管(鋼管) ガス管(鋼管) | 不明 | 不明 | ガス放出防止器なし ・ヒューズガス栓なし ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・ガス遮断バルブなし ・ガス遮断バルブなし ・業務用換気警報器なし | 風の行った措置としては、販売業者に対して経済産業省から、令和5年10月10日付け20230909保第4府「建設工事等におけるガス管損傷事故について(協力依頼)」の文書を手渡し、内容説明の上、緊急及び再発防止の周知徹底を指示した。 対応として販売業者は、解体等の工事の際、工事業者に対し販売業者が一報するよう周知徹底。 |

| | | | | | | | | | | | | | |
|------------|-----------|-----|-------|-----------------|-------|-----------------------------|--|-----------------------------|----|----|----|---|---|
| 2023/10/14 | 奈良県大和郡山形町 | C2級 | 濡えい | 学校等 | 10:37 | 他工事業者(改修工事業者)による供給管損傷に伴う濡えい | 工事前打合せがなく建物改修工事中に、建築業者が工前コンクリート確認にあたりコンクリートカッター使用時に直置管を切断、ガス漏えいしマイコンメーターで増加流量検出する。 原因は、事前打ち合わせがなく、図面確認不足によるもの。 | 配管(塩ビビニール樹脂製配管部) | 不明 | 不明 | 不明 | ガス放出防止器あり ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・ガス濃れ監視器あり ・ガス濃れ監視器なし ・業務用換気監視器なし | 県は販売事業者に対し、以下の措置等を実施。 ・適切な現場復旧を行ったかの確認。 ・他工事業者の掘削工事ではガス管破損の恐れがあるため、対策を講じる必要があり、他工事業者は他工事を必ず販売店に連絡するよう周知徹底するよう注意喚起。 販売事業者は、以下の対策を実施。 ・ガス使用者に対して、建築業者との事前打ち合わせが必要なことの周知徹底。 ・プロパン/庫に建築業者に向けて、工事前連絡・打合せ等が必要な旨の表示。 |
| 2023/10/17 | 埼玉県川越市 | C2級 | 濡えい火災 | 飲食店 | 18:00 | 経年劣化による金属フレキシブルホースからの濡えい | 2023年10月18日(水)消火(店舗従業員より業務用コンロ使用中にコンロと接続している金属フレキシブルホース付近にて火が出ていたとの通報を受け、販売事業者社員が現場に向かったところ金属フレキシブルホースからのガス漏えいを確認。当日、当該金属フレキシブルホースを除排器用ホースに交換。交換後に濡えい検量を行い異常が無い事を確認して使用を開始した。 原因は、業務用コンロに接続されている金属フレキシブルホースが経年劣化によりガスが漏えいし、濡えいしたガスにコンロの火が引火したと推測される。 | 金属フレキシブルホース | 不明 | 不明 | 不明 | ガス放出防止器あり ・マイコンなし ・ヒューズガス栓なし ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・ガス濃れ監視器あり ・ガス濃れ監視器なし ・業務用換気監視器なし | 対策として販売事業者は、金属フレキシブルホースから除排器用ホースへ接続員を交換、ガスの使用および連絡体制について周知を行った。 |
| 2023/10/19 | 京都府京田辺市 | C2級 | 濡えい | 一般住宅 | 11:48 | 他工事業者(解体工事業者)による供給管損傷に伴う濡えい | 空室の解体業者がメーターの一次側立上り管継手を損傷し配管から濡えいした。 原因は、解体工事中に供給管を電動ノコで破損したことによるもの。 | 供給管(ポリエチレン被覆鋼管(継手部(露出部))) | 不明 | 不明 | 不明 | ガス放出防止器なし ・マイコンなし ・ヒューズガス栓不明 ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器なし ・ガス濃れ監視器なし ・業務用換気監視器なし | 対策として販売事業者は、解体業者に今後同様の工事を行う際は必ずガス供給会社に連絡するよう周知。また、販売事業者はガス配管であることの明示を行った。 |
| 2023/10/20 | 兵庫県豊岡市 | C1級 | 濡えい爆発 | その他(イベント会場(広場)) | 13:40 | 点火テストの際に窯内に溜まったガス引火による濡えい爆発 | イベント中に販売事業者所有の焼酎蒸溜(毎週専用)を拝参し、鍋物コンロに接続後、販売業者の従業員が行った点火テストの際に窯内に溜まったLPガスに引火し小規模爆発を起こした。 原因は、鍋物コンロのガス栓が全開の状態を確認せずにLPガスを流し、点火テスト用の炎を近づけた瞬間、溜まったガスにより引火爆発となったもの。(全開の状態を閉の状態として勘違いして近づけた) | 配管(ゴム管) | 不明 | 不明 | 不明 | ガス放出防止器なし ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器あり ・集中監視システムあり ・ガス濃れ監視器あり ・業務用換気監視器なし | 県の行った措置としては、販売事業者に対し対策を実施し、再発防止に努めるよう指示。 対策として販売事業者は、鍋物コンロのゴックが閉まっているものとの思い込みから発生した事故であり、まず外観チェックを含め、十分に注意を払い、作業を行う。 |
| 2023/10/23 | 佐賀県佐賀市 | C2級 | 濡えい | その他(保覧) | 9:00 | メーター側の配管が劣化・破損しガス引火による濡えい | 2023年10月23日(月)8時55分 保覧園長よりLPガス協会に電話付話でガス漏れするとの連絡。 8時59分 LPガス協会が緊急時対応(委託業者)に出勤依頼(現場確認)のため、出勤し園長の結果、保覧園長へ、園内でガス漏れが確認されたことを報告する。 9時07分 緊急時対応委託業者より販売事業者に出動要請を行う。その後ボンベバルブ閉止。 9時35分 販売事業者到着。自己配管、ガス検知器で検査の結果ガスメーター側より濡えいを発見し同時にメーター側より濡えいを確認しているのを発見する。 10時55分 メーター側より配管固定、メーター側よりガス漏れが止まった事を確認。 11時55分 配管固定後に部運搬を行い調査が完了したと確認して対応完了と報告する。 タスク完了。23日(月)に限り保覧園長が自宅より劣化して破損したため配管の支持ができず、配管が傾いたことによりガスメーター側より濡えいしたと判断。劣化して破損したため配管の支持ができず、配管が傾いたことによりガスメーター側より濡えいしたと判断。 二次原因は、検針、各機器交換時点検、保安機器交換の際の目撃確認が不十分だった可能性、ならびに点検調査の知識及び技術不足によるもの。 | ガスメーター 配管(STMTC 東洋計器(株)) | 不明 | 不明 | 不明 | ガス放出防止器なし ・マイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置なし ・CO警報器あり ・集中監視システムあり ・ガス濃れ監視器あり ・業務用換気監視器なし | 県の行った措置としては、販売事業者に対し情報取集(今後の対策について聞き取り)を実施。 販売事業者は、以下の対策を実施。 ・配管の支持で樹脂サドルを用いる場合は対称性樹脂サドルを使用する。 ・検針、各機器交換時点検、保安機器交換時に配管支持の劣化を発見した際は必ず連絡、交換するよう自主保安規定に定める。 この事故を事例とし、保安教育において配管支持についての教育を行い、適切な材料選定及び施工方法並びに点検調査の指導を行う。 |

| | | | | | | | | | | | |
|------------|---------|-----|---------|--------------|-------|---------|-------------|----------|----------|--|--|
| 2023/11/18 | 愛知県豊橋市 | C1級 | 一酸化炭素中毒 | 病状等 | 10:00 | 業務用換気装置 | 業務用換気装置 | (株)フジマック | FAD151RG | ガス放出防止器あり ・ヒューズ付のヒューズあり ・CO警報装置あり ・ガス漏れ警報装置あり ・業務用換気装置あり | 黒は販売事業者に対し、以下の措置を実施。 ①安全が確認されるまで、業務用換気装置の改修等を行うよう指導。(12月1日、部 ②名称を「業務用換気装置」に変更するよう指導。 ③名称を「業務用換気装置」に変更するよう指導。 ④名称を「業務用換気装置」に変更するよう指導。 ⑤名称を「業務用換気装置」に変更するよう指導。 ⑥名称を「業務用換気装置」に変更するよう指導。 ⑦名称を「業務用換気装置」に変更するよう指導。 ⑧名称を「業務用換気装置」に変更するよう指導。 ⑨名称を「業務用換気装置」に変更するよう指導。 ⑩名称を「業務用換気装置」に変更するよう指導。 |
| 2023/11/18 | 福岡県久留米市 | C2級 | 漏えい | 震動機器(散水機、水等) | 4:30 | バルク貯槽 | バルク貯槽 | 不明 | 不明 | ガス放出防止器あり ・ヒューズ付のヒューズあり ・CO警報装置あり ・ガス漏れ警報装置あり ・業務用換気装置あり | 黒は販売事業者に対し、以下の措置を実施。 ①安全が確認されるまで、業務用換気装置の改修等を行うよう指導。(12月1日、部 ②名称を「業務用換気装置」に変更するよう指導。 ③名称を「業務用換気装置」に変更するよう指導。 ④名称を「業務用換気装置」に変更するよう指導。 ⑤名称を「業務用換気装置」に変更するよう指導。 ⑥名称を「業務用換気装置」に変更するよう指導。 ⑦名称を「業務用換気装置」に変更するよう指導。 ⑧名称を「業務用換気装置」に変更するよう指導。 ⑨名称を「業務用換気装置」に変更するよう指導。 ⑩名称を「業務用換気装置」に変更するよう指導。 |
| 2023/11/21 | 京都府八幡市 | C2級 | 漏えい火災 | 一般住宅 | 16:30 | 未使用ガス栓 | 未使用ガス栓(未使用) | 不明 | 不明 | ガス放出防止器あり ・ヒューズ付のヒューズあり ・CO警報装置あり ・ガス漏れ警報装置あり ・業務用換気装置あり | 黒は販売事業者に対し、以下の措置を実施。 ①安全が確認されるまで、業務用換気装置の改修等を行うよう指導。(12月1日、部 ②名称を「業務用換気装置」に変更するよう指導。 ③名称を「業務用換気装置」に変更するよう指導。 ④名称を「業務用換気装置」に変更するよう指導。 ⑤名称を「業務用換気装置」に変更するよう指導。 ⑥名称を「業務用換気装置」に変更するよう指導。 ⑦名称を「業務用換気装置」に変更するよう指導。 ⑧名称を「業務用換気装置」に変更するよう指導。 ⑨名称を「業務用換気装置」に変更するよう指導。 ⑩名称を「業務用換気装置」に変更するよう指導。 |
| 2023/11/23 | 広島県広島市 | C2級 | 漏えい火災 | 学校等 | 9:05 | ガスコンソ | ガスコンソ | 不明 | 不明 | ガス放出防止器なし ・ヒューズ付のヒューズあり ・CO警報装置あり ・ガス漏れ警報装置あり ・業務用換気装置あり | 黒は販売事業者に対し、以下の措置を実施。 ①安全が確認されるまで、業務用換気装置の改修等を行うよう指導。(12月1日、部 ②名称を「業務用換気装置」に変更するよう指導。 ③名称を「業務用換気装置」に変更するよう指導。 ④名称を「業務用換気装置」に変更するよう指導。 ⑤名称を「業務用換気装置」に変更するよう指導。 ⑥名称を「業務用換気装置」に変更するよう指導。 ⑦名称を「業務用換気装置」に変更するよう指導。 ⑧名称を「業務用換気装置」に変更するよう指導。 ⑨名称を「業務用換気装置」に変更するよう指導。 ⑩名称を「業務用換気装置」に変更するよう指導。 |
| 2023/11/23 | 岡山県美作市 | C1級 | 漏えい火災 | 病院等 | 12:10 | 容器ハルブ | 容器ハルブ | 不明 | 不明 | ガス放出防止器不明 ・ヒューズ付のヒューズあり ・CO警報装置不明 ・ガス漏れ警報装置不明 ・業務用換気装置不明 | 黒は販売事業者に対し、以下の措置を実施。 ①安全が確認されるまで、業務用換気装置の改修等を行うよう指導。(12月1日、部 ②名称を「業務用換気装置」に変更するよう指導。 ③名称を「業務用換気装置」に変更するよう指導。 ④名称を「業務用換気装置」に変更するよう指導。 ⑤名称を「業務用換気装置」に変更するよう指導。 ⑥名称を「業務用換気装置」に変更するよう指導。 ⑦名称を「業務用換気装置」に変更するよう指導。 ⑧名称を「業務用換気装置」に変更するよう指導。 ⑨名称を「業務用換気装置」に変更するよう指導。 ⑩名称を「業務用換気装置」に変更するよう指導。 |

| | | | | | | | | | | | | |
|------------|---------|-----|---------|-------|-------|-----------------------------|--|------------------|-----------|------------|--|---|
| 2023/11/28 | 福岡県福岡市 | C2級 | 漏えい | 共同住宅 | 12:30 | 調整器と低圧ホースの接続不良による漏えい | 集合住宅Aの消費者(入居者)からガスが出ない旨の連絡があり、現場を訪問したところガス切れを確認。配達日と使用量からガス漏えいの可能性があるため、設備の調査を実施。調査の結果、集合調整の調整器本体と低圧ホースの接続部からの漏れが判明。配達会社への容器交換手配及び低圧ホースの増し配管を行い改善。点検の結果、漏えい無し(2名で確認)。原因は、当該物件の集合装置を交換した際に調整器本体と低圧ホースの接続部の増し配管を失念しており、接続部より漏れいたしたもの。 | 供給管(不明(継手部(不明))) | 不明 | 不明 | ガス放出防止器(不明) ・サイコン(不明) ・ヒューズガス栓(不明) ・自動ガス遮断装置(不明) ・ガス漏れ検知器(不明) ・ガス漏れ警報器(不明) ・業務用換気警報器(不明) | 風の行った措置としては、販売事業者に対し設備の維持管理の責徹底を口頭指導。 対応として販売事業者は、当該担当者が交換した物件の全件調査。集合物件の集合装置交換の際には必ず3名以上で行い、交換直後のダブルチェックを行うこと(11月29日(水)に実施済み)。不在者3名は11月29日(水)に実施済み。 |
| 2023/11/28 | 福岡県福岡市 | C2級 | 漏えい | 共同住宅 | 14:00 | 集合装置の調整器本体と低圧ホースの接続不良による漏えい | 集合住宅Bの消費者(入居者)からガスが出ない旨の連絡があり、現場を訪問したところガス切れを確認。配達日と使用量からガス漏えいの可能性があるため、設備の調査を実施。調査の結果、集合調整の調整器本体と低圧ホースの接続部からの漏れが判明。当該担当者が集合住宅Aの集合装置を交換していたため、当該物件の設備も確認。集合住宅Aと同一箇所からのガス漏えいが判明。配達会社への容器交換手配及び高圧ホースの増し配管を行い改善。点検の結果、漏えい無し(2名で確認)。原因は、当該物件の集合装置を交換した際に調整器本体と低圧ホースの接続部の増し配管を失念しており、接続部より漏れいたしたもの。 | 供給管(不明(継手部(不明))) | 不明 | 不明 | ガス放出防止器(不明) ・サイコン(不明) ・ヒューズガス栓(不明) ・自動ガス遮断装置(不明) ・ガス漏れ検知器(不明) ・ガス漏れ警報器(不明) ・業務用換気警報器(不明) | 風の行った措置としては、販売事業者に対し設備の維持管理の責徹底を口頭指導。 対応として販売事業者は、当該担当者が交換した物件の全件調査。集合物件の集合装置交換の際には必ず3名以上で行い、交換直後のダブルチェックを行うこと(11月29日(水)に実施済み)。不在者3名は11月29日(水)に実施済み。 |
| 2023/12/1 | 滋賀県長浜市 | C2級 | 漏えい(火災) | 飲食店 | 10:55 | 調理手前からの漏えい(火災) | ガス栓と接続ホース(迅速継手)の継ぎ目から火が上がり、燃焼の一部を発生させた。落下時に容器と接触し、高圧ホースの容器接続部を破損させた。高圧ホース(1m)内の容器接続部バルブ付近の破損を確認。原因は、2口のヒューズガス栓に対し4台の器具を必要に交差し漏えい発生して使用しており、迅速継手部分が着着し漏えい発火しと推定される。 | 燃焼用ホース | 不明 | 不明 | ガス放出防止器あり ・サイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・業務用換気警報器あり | 風の行った措置としては、販売事業者に対し事故状況の聞き取りを実施。対応として販売事業者は、ガス漏れと同様のガス栓の口数を設置し、ガス器具をガス栓に差し替えることなく使用できるようにする。 |
| 2023/12/1 | 京都府京田辺市 | C2級 | 漏えい | 共同住宅 | 16:40 | 高圧ホースの容器接続部からの漏れ | 外壁塗装業者が窓裏置場の屋根に乗って作業中、窓裏置場の屋根を突き破り窓裏置場に落下した。落下時に容器と接触し、高圧ホースの容器接続部を破損させた。高圧ホース(1m)内の容器接続部バルブ付近の破損を確認。原因は、窓裏置場内に作業員が落下し、高圧ホースの容器接続部と接触し、破損させたことによるもの。二次原因は、塗装業者が販売事業者に事前連絡せず、また屋根に無断で上がり作業したことによるもの。 | 高圧ホース | ホウキ | H5BA-1050L | ガス放出防止器あり ・サイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・CO警報器なし ・集中監視システムあり ・業務用換気警報器なし | 対策として販売事業者は、塗装業者に対し防護設備の屋根には上がらないこと及び必ず販売事業者に事前連絡の上、作業を行うよう注意喚起する。 |
| 2023/12/1 | 佐賀県武雄市 | C2級 | 漏えい | 飲食店 | 8:30 | 原因不明による漏えい | 2023年12月1日(金)8時40分個別販売事業者配達員より配達中、異常がする。連絡を受けた業者が9時45分に現場に到着。換気を行いながらガス検知器により漏れ箇所を確認。その後調整器のソケットのガス部が折れたことによるガス漏れが確認され、供給管を止めた。その後調整器のハイパスによる供給を行い、漏えい箇所を適正に供給を行った。その後調整器メーカーへ連絡し現場にて交換。原因調査の結果は、メーカーにて調査中。 | 調整器(自動切替式) | ガラスレーン(特) | KR-100L | ガス放出防止器あり ・サイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置あり ・CO警報器あり ・集中監視システムあり ・ガス漏れ検知器あり ・業務用換気警報器あり | 風の行った措置としては、販売事業者に対し情報収集(今後の対策について聞き取り)。 販売事業者は、原因が判明次第対策検討予定。 |
| 2023/12/1 | 福岡県北九州市 | C2級 | 漏えい | その他店舗 | 13:38 | 消費者(水道管と調整器)による配管接続に伴う漏えい | 2023年12月1日(金)8時30分個別販売事業者配達員より配達中、異常がする。連絡を受けた業者が9時45分に現場に到着。換気を行いながらガス検知器により漏れ箇所を確認。その後調整器のソケットのガス部が折れたことによるガス漏れが確認され、供給管を止めた。その後調整器のハイパスによる供給を行い、漏れ箇所を適正に供給を行った。その後調整器メーカーへ連絡し現場にて交換。原因調査の結果は、メーカーにて調査中。 | 配管(水道管と調整器) | 不明 | 不明 | ガス放出防止器あり ・サイコンあり ・ヒューズガス栓あり ・自動ガス遮断装置あり ・CO警報器なし ・集中監視システムなし ・業務用換気警報器なし | 風の行った措置としては、販売事業者に対し現場での工事を行う場合は、事前に販売事業者へ連絡を行うこと(全現場)を指示し、現場にて確認した。対応として販売事業者は、現場内で工事を行う際には販売事業者と連絡をすよう周知を行う。 |

V. 充てん容器又は残ガス容器の喪失・盗難

1. 件数（表－21、表－22）

表－21 充てん容器等の喪失の月別発生件数

| 月 \ 年 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 |
|-------|------|------|------|------|
| 1月 | 1 | 0 | 1 | 1 |
| 2月 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 3月 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 4月 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 5月 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| 6月 | 0 | 6 | 2 | 0 |
| 7月 | 17 | 0 | 2 | 0 |
| 8月 | 0 | 0 | 1 | 5 |
| 9月 | 2 | 0 | 4 | 1 |
| 10月 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 11月 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 12月 | 2 | 0 | 0 | 1 |
| 合計 | 22 | 7 | 13 | 10 |

※発生推定日が複数存在する場合は最も遅い日付を発生日とした

表－22 充てん容器等の盗難の月別発生件数

| 月 \ 年 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 |
|-------|------|------|------|------|
| 1月 | 11 | 13 | 8 | 8 |
| 2月 | 13 | 13 | 10 | 5 |
| 3月 | 12 | 14 | 8 | 9 |
| 4月 | 13 | 6 | 6 | 7 |
| 5月 | 14 | 11 | 10 | 10 |
| 6月 | 3 | 12 | 6 | 8 |
| 7月 | 15 | 8 | 8 | 3 |
| 8月 | 9 | 9 | 4 | 2 |
| 9月 | 7 | 4 | 5 | 4 |
| 10月 | 9 | 8 | 7 | 2 |
| 11月 | 10 | 7 | 5 | 7 |
| 12月 | 15 | 13 | 7 | 11 |
| 合計 | 131 | 118 | 84 | 76 |

※発生推定日が複数存在する場合は最も遅い日付を発生日とした

2023年は充てん容器又は残ガス容器の喪失・盗難は計86件発生した。事故種別に見ると、喪失が10件、盗難が76件であった。

2. 充てん容器又は残ガス容器の喪失・盗難の概要

| 年月日 | 発生時間 | 事故種別 | 事故分類 | 発生場所 | 事故概要 | 販売方式 |
|-----------|-------|------|------|--------|---|------|
| 2023/1/11 | 10:30 | 盗難 | C2級 | 島根県安来市 | 2022年に廃業された美容院のLPガス容器が盗難。EPONを取り外した業者が、LPガス容器が邪魔になり高圧ホースを外し表に移動し、2本の内1本（充填済、満タンの）容器が不明となった。 県の行った措置としては、販売事業者に対し事故の報告を求めた。 | 体積販売 |
| 2023/1/16 | 12:00 | 盗難 | C2級 | 愛知県知立市 | 消費者宅に設置されたLPガス容器の盗難。 2023年1月16日（月）夜、消費者から販売事業者へ電話。「1月16日午前中にはガスが使用できたが、昼頃に使用できなかつた。」その後販売事業者が消費者宅へ確認に行くと、容器が盗難されていたことが発覚。警察に通報した。 県の行った措置としては、販売事業者に対し事故届出書の提出を指導した。 販売事業者は、消費者よりガスが使用できない旨の電話後、現地に安全確認し以下の対策を実施。 1月19日（木）、町内会を通じ注意喚起を行った。 1月27日（金）、同じ長屋の別の消費者と各20kg容器×2本ずつ（計4本）で供給していたが、とりまとめて50kg容器×2本に変更し、盗難し幸いように変更するなどの措置をとった。 | 体積販売 |
| 2023/1/17 | 9:00 | 喪失 | C2級 | 北海道石狩市 | 2023年1月17日（火）、委託検針員から建物自体がない旨の報告を受け、翌18日（水）に販売事業者が現地を確認したところ更地となっており、建物に設置されていた20kg容器2本は現地にない状態であった。 土地所有者に確認したところ、2022年12月15日（木）～25日（日）の建物解体作業時には、既にガス容器はなかったとのこと。 2023年1月19日（木）、最寄りの警察に遺失届を提出した。 2023年1月27日（金）、道に事故届を提出した。 当該更地に所在していた建物は2019年から空き家となり、ガスを閉栓していた。また、2022年12月13日（火）の巡回時には容器が設置されていたことが確認されている。 道の行った措置としては、販売事業者に対し紛失・盗難の防止のため、閉栓後は容器の撤去をするよう指導した。 対策として販売事業者は、今後、ガスの未使用物件においては速やかに撤去を行い、容器管理の徹底、再発防止に努める。 | 体積販売 |
| 2023/1/18 | 23:30 | 盗難 | C2級 | 愛知県知立市 | 消費者宅に設置されたLPガス容器の盗難。 2023年1月19日（木）午前中に、盗難された容器を使用している消費者と同一住所に住んでいる住人（2023年1月16日（月）に発生した盗難事件の、ガス消費者）から入電。「18日（水）の夜にガス容器を黒い車に積んでいる者がいた。」電話後に販売事業者が現場確認したところ、容器が盗難されていたことが発覚。警察へ通報した。 県の行った措置としては、販売事業者に対し事故届出書の提出を指導した。 販売事業者は、消費者よりガスが使用できない旨の電話後、現地に安全確認し以下の対策を実施。 1月19日（木）、町内会を通じ注意喚起を行った。 1月27日（金）、同じ長屋の別の消費者と各20kg容器×2本ずつ（計4本）で供給していたが、とりまとめて50kg容器×2本に変更し、盗難し幸いように変更するなどの措置をとった。 | 体積販売 |

| 年月日 | 発生時間 | 事故種別 | 事故分類 | 発生場所 | 事故概要 | 販売方式 |
|-----------|-------|------|------|--------|--|------|
| 2023/1/20 | 10:30 | 盗難 | C2級 | 静岡県静岡市 | 2023年1月20日（金）に消費者（一般事務所）から販売事業者へ連絡があり、販売事業者の所員が訪問したところ、供給設備から20kg容器2本が盗難されているのを確認した。 なお、2023年1月11日（水）に消費者がガスが出ないため容器置場を見に行き容器がなくなっていることに気付いていたが、点検のために回収されていると思 いそのままにしていた。その後、容器が設置されていないため、1月20日に販売事業者へ連絡した。 県の行った措置としては、販売事業者に対し事故届書を提出させた。 対策として販売事業者は、容器プロテクターに転倒防止用の鎖を通し、南京錠により施錠する。 | 体積販売 |
| 2023/1/21 | 16:50 | 盗難 | C2級 | 埼玉県三郷市 | 2023年1月21日（土）16時50分頃：検針員が検針作業の際、2本あるはずの容器が1本しかないことを確認。その場で販売事業者へ連絡。 17時10分頃：販売事業者が現場に到着し、盗難状況を確認。その場で漏えいはなかった。消費者も盗難に気づいていなかった。その後、警察に通報。 19時00分頃：販売事業者が警察による現場検証に立会った。 対策として販売事業者は、消費者との接点業務等を通じて、軒先に設置されている容器に対して注意を払う。また、消費者等に不審者等に対しての注意喚起を行 う。 | 体積販売 |
| 2023/1/24 | 13:30 | 盗難 | C2級 | 福岡県大川市 | 2023年1月24日（火）に公民館を使用した消費者から販売事業者にガスが点かないとの連絡があり、販売事業者が現場確認したところ、LPガス容器がなく なっており、容器盗難が判明したもの。翌日1月25日（水）に販売事業者から県へ報告があった。 1月16日（月）に販売事業者が当月検針を行った際にはLPガス容器の有るのを確認しており、1月16日以降に盗難にあったと思われる。 県の行った措置としては、1月25日13時25分に連絡を受け、販売事業者に対し事故（盗難）情報の報告を求めた。 販売事業者は、今後も引き続き容器の捜索をする。 | 体積販売 |
| 2023/1/26 | 16:00 | 盗難 | C2級 | 千葉県成田市 | 2023年1月20日（金）13時30分に販売事業者が消費者宅（一般住宅）にガス検針作業のため訪問したところ、販売事業者の供給設備に接続した、販売事業者の 容器ではない酷く腐食したガス容器が接続されているのを発見。腐食した容器にそれぞれ別の会社名が記載されていたので各販売事業者へ連絡し、周囲に販売 事業者が設置した容器が見つからなかったので警察に通報した。 2月3日（金）警察と現場検証し、盗難届が受理された。（腐食容器は現場証拠のため警察にて保管） 県の行った措置としては、販売事業者に事故届の提出を指示。 対策として販売事業者は、近隣での業務時に供給設備に異常が無いかが確認する。 なお、事故発生宅は現在空き家で使用予定がなかったため、容器の再設置は行わなかった。 | 体積販売 |
| 2023/1/31 | 9:00 | 盗難 | C2級 | 新潟県新潟市 | 2023年1月31日（火）に、事故発生場所職員から販売事業者へ液化石油ガス容器20kg1本が無くなくなっているとの連絡があったもの。液化石油ガス容器のプロテク ターにチェーンを二重巻きにしていたが、発見時にはチェーンが切られていた。直近の容器交換日は2022年11月15日（火）であり、盗難された時期は不明。 対策として販売事業者は、液化石油ガス容器50kg1本設置へと変更。 | 体積販売 |

| 年月日 | 発生時間 | 事故種別 | 事故分類 | 発生場所 | 事故概要 | 販売方式 |
|-----------|-------|------|------|---------|--|------|
| 2023/2/1 | 18:00 | 盗難 | C2級 | 福岡県大川市 | 2023年2月1日（水）に消防団員より販売事業者よりLPガス容器が無くなったとの連絡があった。販売事業者が現場確認したところ、LPガス容器が無くなっており、容器盗難が判明したもの。2月6日（月）に販売事業者から県へ報告があった。1月16日（月）に販売事業者が当月検針を行った際にはLPガス容器があるのを確認しており、その日以降に盗難にあったと思われる。県の行った措置としては、2月6日10時10分に連絡を受け、販売事業者に対し事故（盗難）情報の報告を求めた。販売事業者は、今後も引き続き空き容器的の捜索をする。 | 体積販売 |
| 2023/2/6 | 10:13 | 盗難 | C2級 | 埼玉県朝霞市 | 2023年2月6日（月）10時13分頃：公民館から販売事業者あてに容器が無くなったとの情報が入る。10時50分頃：販売事業者の担当者が現場に到着し、盗難された状況を確認した。その場ではガスの漏えいがないことを確認した。その後、容器所有者が警察に盗難届を提出し、現場検証も行われた。対策として販売事業者は、容器交換頻度期間が長く、普段あまり使わない消費者（公民館等）については転倒防止チェーンに鍵を設置する。 | 体積販売 |
| 2023/2/20 | 13:20 | 盗難 | C2級 | 大分県由布市 | 2023年2月20日（月）13時10分頃、検針者が2月の定期検針の為、公民館を訪問した際、メーターがガス圧低下の為エラーになっていた。メーターを復帰させようとしたがボンベが空になっていた為復帰できず、ボンベを確認すると、当方が設置していたボンベと違うボンベに置き換えられていた。（置き換えられていたボンベも盗難品であった）公民館は使用頻度が少なく、毎月の使用量をみてもまだ十分残量はあつたはずであるが、ガス切れになっていた為発覚した。県の行った措置としては、販売事業者に対し盗難されたLPガスボンベが発見され次第、報告するよう指示。対策として販売事業者は、今回盗難のあった公民館は使用頻度が少ない為、公民館利用者と話し合い、一旦体積販売を停止。 | 体積販売 |
| 2023/2/22 | 12:00 | 盗難 | C2級 | 京都府京丹波町 | 2023年2月22日（水）正午ごろに販売事業者が現場確認を行った際、50kg2本立ての予備制ボンベの盗難を確認。消費者はLPガス供給先を別荘として使用しており、盗難を覚知しにくい状況であった。対策として販売事業者は、使用量が少ない別荘のため、定期的に訪問を行う。 | 体積販売 |
| 2023/2/28 | | 盗難 | C2級 | 宮崎県宮崎市 | 20kg容器2本を設置していた物件から容器が盗難された。2022年11月30日（水）より、当該物件は前住人の転居により空き家となり、ガスメーターを閉栓していた。2023年2月28日（火）に解体業者から販売事業者へ連絡があり、ガスメーターを撤去してほしい旨の申出があった。そのため、販売事業者の職員が現地を確認したところ、ガスメーターのみ設置されている状況であり、設置していたLPガス20kg容器2本がなくなっていることが分かった。県の行った措置としては、販売事業者に対し空き家であることが分かっている設置先からは速やかに容器を引き上げること、可能な限りの盗難防止対策を実施することや、ガス容器的の定期的な確認を行うよう指導した。販売事業者は、2023年2月28日、警察へ被害届を提出済み。 | 体積販売 |

| 年月日 | 発生時間 | 事故種別 | 事故分類 | 発生場所 | 事故概要 | 販売方式 |
|-----------|-------|------|------|--------|---|------|
| 2023/3/3 | 14:42 | 盗難 | C2級 | 茨城県潮来市 | 2023年3月3日（金）、販売事業者が浸水エリアの識別シールを貼り付けるために訪問したところ、20kgシンリンダー1本及びS型ガスメーター2台がないことに気づき、盗難届を提出。 対策として販売事業者は、配送委託先、営業担当、検針担当と連携を強化する。 | 体積販売 |
| 2023/3/3 | 16:22 | 盗難 | C2級 | 埼玉県吉見町 | 町の集会所に20kg容器が2本設置してあった。2023年3月3日（金）集会所の管理者よりガスボンベがないと連絡があり、容器所有者に連絡して確認のため訪問したところ20kg容器2本がなくなっているのを確認した。3月6日（月）に容器所有者の担当者と現場で警察を呼び被害届を出し、県に連絡した。 対策として販売事業者は、3月6日（月）20kg容器2本→50kg1本に変更し、3月7日（火）に盗難対策としてボンベチェーン2本に鍵を取り付ける。今後は配送委託先配達員が近くを配達した時に現場確認と検針員にも検針時にも検針時に設備状況を確認してもらう。ガス使用量少なく配送ペースが長い消費者には管理を定期的に実施する。 | 体積販売 |
| 2023/3/13 | 11:15 | 盗難 | C2級 | 東京都葛飾区 | 2023年3月11日（土）PM3時00分～3月13日（月）AM11時15分にかけての間に20kgボンベ2本立てのうちの片側1本が盗難にあった。消費者から話を聞くと3月11日土曜日 PM3時00分まではガスが使えていたとのこと。販売事業者が3月13日AM11時15分頃にガスの検針に向ったところ道路に面しているボンベ20kg 2本のうち、片側が無いことが判り、現場に社員が確認に行ったところ確かに無くなっていましたので、12時45分に警察に盗難の連絡をした。警察との立ちはPM13時00分過ぎに行なった。他販売事業者が供給している隣接している建物のボンベも20kg 2本が盗難にあっていたので、同時刻に確認を行った。現場保存のため当日はガスを使わないよう消費者にはお願いした。3月16日（木）、警察に呼ばれ盗難届の提出と事情聴取を受けた。警察に消費者へガスを供給していかたとその時尋ねたところ了解を得たので、ガス供給事業者にボンベの補充をお願いし3月16日AM11時45分頃供給を再開した。 都の行った措置としては、販売事業者に対し事故届の提出を指示。 販売事業者は、道路に面したガスボンベが狙われ、ボンベチェーンが外されて盗難にあっている一方で、ボンベカバーなどで覆うなど外されにくい対策をとる。 | 体積販売 |
| 2023/3/13 | 11:30 | 盗難 | C2級 | 東京都葛飾区 | 2023年3月13日（月）11時30分頃LPガス供給先よりガスが出ない為、供給設備を確認したところ、容器が無いと連絡あり。 12時00分頃販売事業者社員が現場到着。容器が2本ないことを確認。その場で警察に通報。 13時00分頃警察が現場に到着。現場検証立会い。 3月15日13時00分頃警察に盗難届提出済み。 都の行った措置としては、販売事業者に対し事故届の提出を指示。 対策として販売事業者は、消費者との接点業務、消費者宅を通りがかかった際には軒先に設置されている容器に対して注意を払う。消費者に不審者による容器盗難に対して注意喚起を行う。 | 体積販売 |

| 年月日 | 発生時間 | 事故種別 | 事故分類 | 発生場所 | 事故概要 | 販売方式 |
|-----------|-------|------|------|----------|--|------|
| 2023/3/20 | 13:30 | 盗難 | C2級 | 長野県山ノ内町 | 当該消費者からコンロの火が着かないと連絡があり、2023年3月20日（月）13時30分頃に販売事業者社員が現地訪問したところ、ガスボンベが無くなっていることを発見。発見当時、ガスメーターは遮断しておらず、調整器出口コックが閉じられていた。周囲に容器を転がした様な形跡はなく、当初予備側に設置されていたボンベはそのまま残っていた。当該建物のLPガス消費者は常駐しておらず、2022年12月頃に火が着かないことを覚知していたが、販売事業者に連絡してきたのは2023年3月17日（金）であった。 県の行った措置としては、販売事業者に対し状況の聞き取りを実施し、進展があれば情報提供するよう依頼。 販売事業者は、2023年3月23日（木）に警察に被害届を提出。当日の現場検証に立ち会った。 | 体積販売 |
| 2023/3/22 | 9:35 | 盗難 | C2級 | 静岡県伊豆の国市 | 2023年3月22日（水）AM9時35分別荘地管理人より、LPGガス容器が放置されていると、販売事業者委託配送先に連絡あり。回収した容器番号から設置されていた場所を特定。容器内のガスは空であった。AM11時45分 放置容器を回収。 県は販売事業者に対し、以下の事項を口頭指導した。 ・ 容器には転倒防止用の鉄鎖のほか、必要に応じて盗難防止用の南京錠をかける等の措置を講じること。 ・ 特に空家等での盗難事故が県内でも相次いでいることから、同様の物件については、見回りを強化するなど対策を講じること。 ・ 同様の箇所を繰り返し発生していることから、防犯対策を強化すること。 対策として販売事業者は、閉栓中需要家の容器撤去を推進する。 | 体積販売 |
| 2023/3/27 | 12:00 | 盗難 | C2級 | 茨城県坂東市 | 2023年3月9日（木）にガス栓閉栓のため販売事業者が訪問したところ、50kg容器5本を設置していたが、2本しか設置されていなかった。容器の引上げの可能性を配送会社など多方面を調査したが容器を引上げが確認できなかったため、3月27日（月）に盗難届提出。 対策として販売事業者は、配送会社との連携を密にするとともに、消費者に対しても事前に状況確認をしてもらう。 | 体積販売 |
| 2023/3/27 | 10:30 | 盗難 | C2級 | 福岡県福岡市 | 消費者よりガスがつかないとの連絡を受け、現場へ駆けつけた。その際、20kg容器1本が無いことに気付いた。 県の行った措置としては、販売事業者に対し以下の状況の聞き取り及び再発防止策の検討を指示。 ① 近辺の使用量の少ない容器について盗難されていないか、確認すること。 ② 検針員の再教育を行い、容器が盗難にあっていないかにも注意するよう、指示済み。 対策として販売事業者は、20kg容器2本の容器プロテクター及び配管にチェーンを通し、南京錠をかけることとした。 | 体積販売 |

| 年月日 | 発生時間 | 事故種別 | 事故分類 | 発生場所 | 事故概要 | 販売方式 |
|-----------|-------|------|------|---------|--|------|
| 2023/3/28 | | 喪失 | C2級 | 富山県魚津市 | <ul style="list-style-type: none"> ・2019年10月1日(火)に、当該消費者先に設置されている20kgLPガス容器的交換を実施した。 ・2021年12月29日(水)に閉栓。(住人退去のため) ・2021年12月未以降、空き家となっていたが、2023年3月に、容器的の回収が未実施であったことに販売事業者が気付いたため、同年3月8日(水)に現地の確認を行ったところ、容器的がなくなっていたため県への報告を実施した。 県の行った措置としては、販売事業者に対し以下のとおり指示した。 <ul style="list-style-type: none"> ・高圧ガス保安法第63条に基づき事故届を提出すること。 対策として販売事業者は、供給解約時には容器的を1週間以内に引き上げる規定があったが、配達委託先への連絡を担当者が失念したことにより容器的喪失につながったため、配達委託会社との情報共有方法の改善等を検討する。 | 体積販売 |
| 2023/3/29 | 14:50 | 盗難 | C2級 | 栃木県宇都宮市 | <p>2023年3/29(水)14時50分頃、工事協力会社の担当者が自動検針・集中監視端末の設置工事のために公民館を訪問したところ、高圧ホースが切断され、10kg容器的2本がなくなっていることを確認、販売事業者に連絡を行った。17時50分ごろに販売事業者の担当者が現場を確認した。その後警察に容器的の盗難を連絡し、翌日の現場検証の約束を行った。3月30日(木)15時ごろ、販売事業者担当者と警察で現場検証を行い盗難届を提出した。</p> <p>県の行った措置としては、販売事業者に対し事故届の提出を指示し、ヒアリングの上、再発防止策の徹底を指示した。</p> <p>対策として販売事業者は、配達時や検針時、付近を通った際には目視確認を行う。</p> | 体積販売 |
| 2023/4/6 | 12:00 | 盗難 | C2級 | 岐阜県関市 | <p>2023年4月6日(木)12時頃、販売事業者担当者が検針に向かったところ、容器的2本が盗難されていることを確認した。なお、盗難された日時については不明(最終確認 2023年3月7日(火)検針時～4月6日(木)の間)。</p> <p>なお、警察に4月7日(金)盗難届を提出、その後、消防に通報があったもの。4月25日(火)事故届提出あり。</p> <p>対策として販売事業者は、警察への盗難届の提出し、容器的とガス管を金属チェーン及び南京錠で固定する。</p> | 体積販売 |
| 2023/4/12 | 11:00 | 盗難 | C2級 | 北海道赤平市 | <p>2023年1月10日(火)販売事業者に消費者より駆居の連絡があり、最終のメーター確認をし閉栓した。その後、空き家となったものの、消費者が完全に撤収するか決めておらず、冬期間で堆雪もあったため、容器的は設置したままであった。2023年4月12日(水)に現地確認を行ったところ、消費者宅の解体工事が進められており、マイコンメーターから上流の供給設備(マイコンメーターから容器的まで)が無くなっていった。消費者、解体業者、関係者に確認をしたものの、所在不明との回答のため、警察へ2023年4月18日(火)に盗難届を提出した。</p> <p>道の行った措置としては、販売事業者に対し空家に容器的設置をすままにせず、速やかな容器的撤去を行うよう指導した。</p> <p>対策として販売事業者は、閉栓後は速やかに容器的撤収をする。</p> | 体積販売 |

| 年月日 | 発生時間 | 事故種別 | 事故分類 | 発生場所 | 事故概要 | 販売方式 |
|-----------|-------|------|------|---------|--|------|
| 2023/4/17 | | 盗難 | C2級 | 埼玉県吉見町 | 2023年4月17日(月)に配送センターの配送員が容器交換に現地へ行ったら、20kg容器1本が無いことに気が付いた。その後、販売事業者へ連絡があり、消費者にその旨を連絡しましたが、消費者は容器が無いことに全く気が付いていなかった。販売事業者は、直近の検針に4月4日(火)AM8時45分頃伺っているが、検針員に確認したところ当日は異常が無かったとの事。その後、容器所有者より警察に盗難届を提出。 | 体積販売 |
| 2023/4/22 | 10:45 | 盗難 | C2級 | 神奈川県箱根町 | 2023年3月20日(月)に消費者から、給湯器が破損しているとのことと交換の依頼があり販売事業者の担当者が訪問した。状況を確認したところ、容器を回収していないにもかかわらず、容器がないことを確認した。販売事業者の担当者は盗難が発生したと認識し、直ちに警察へ通報した。警察官が到着し現場検証が実施された。なお、消費先の物件は別荘であり物件所有者は定住しておらず、月に1〜2度使用する程度とのこと。 県の行った措置としては、販売事業者に対し事故届の提出を指導。 対策として販売事業者は、道路から容器が見えにくい物件や長期不在にする別荘については、検針時や配送時以外の機会(配送時に近くを通ったときなど)に容器の状況を確認するようにする。 | 体積販売 |
| 2023/4/22 | 12:09 | 盗難 | C2級 | 栃木県那須町 | 2023年4月22日(土)12時09分コールセンターから業務用チャットにより消費者宅(別荘宅)でガスの元栓が外れているので直してほしいとの連絡があり、14時30分頃販売事業者の担当者が訪問したところ、設置してあった20kgボンベ2本のうち1本が無い事を確認。(ガス残約5.1m ³)、警察に通報し、15時30分頃、警察、消費者、担当者で現場検証を行い、土地の所有者である消費者が被害届を提出した。 県の行った措置としては、販売事業者に対し事故届の提出を指示し、ヒアリングの上、再発防止策の徹底を指示した。 対策として販売事業者は、配送時や付近を通った際には目視確認を行う。 | 体積販売 |
| 2023/4/22 | 10:00 | 盗難 | C2級 | 広島県福山市 | 2023年4月22日(土)に消費者宅に設置していたLPGガス容器が無くなっていない旨の連絡が販売事業者からあり、現地確認を行ったところ20kg容器2本が無くなっていないことを確認。当該消費者宅は空き家となっており、2020年7月から閉栓中であつたが容器は撤去せず、2ヶ月に1回従業員が訪問して容器の設置状況を確認していた(直近では2023年4月15日(土)に訪問し、容器の設置を確認していた)。 県の行った措置としては、販売事業者に対し空き家の容器管理の徹底を指導(一時回収等)。 対策として販売事業者は、空き家についての容器の撤去を強化。 (現在までは2年以上の空き家について顧客に連絡しLPGガス容器の撤去を行ってきたが、今後は空き家になった時点で顧客に相談し速やかにLPGガス容器の撤去を行う。) | 体積販売 |
| 2023/4/28 | 8:00 | 盗難 | C2級 | 北海道訓路市 | 2023年4月28日(金)午前8時に、容器の配送業務受託者が当該事務所に容器の配送に赴いたところ、容器(20kg容器2本)が無いことに気が付いた。閉栓になっているものと考え、販売事業者に連絡をしたところ、閉栓にはなっていないことが確認された。販売事業者でも現場を確認し、盗難が判明した。5月1日(月)、警察に盗難届を提出し受理された。 道の行った措置としては、販売事業者に対し原因と対策についての確認。 対策として販売事業者は、人気の少ない場所に事務所があり、容器が、建屋前面の道路からよく見える位置に、ボンベ庫に入れられずに設置されていたことから、建屋奥の目立たない位置にボンベ庫を設置し、その中に容器を収納する。 | 体積販売 |

| 年月日 | 発生時間 | 事故種別 | 事故分類 | 発生場所 | 事故概要 | 販売方式 |
|-----------|-------|------|------|---------|--|------|
| 2023/5/8 | | 盗難 | C2級 | 北海道札幌市 | 2023年5月8日(月)に容器配送事業者がボンベ確認を行った際、家屋解体済みで更地になっていたことが判明した。(当該家屋はガス供給休止中で、前回のボンベ確認は2022年5月9日(月)に配送事業者が確認していること。)2022年5月9日から2022年11月頃までの間に盗難の可能性があり、喪失していたと考えられる。 道の行った措置としては、販売事業者に対しガス供給を休止した際はできる限り早急に容器を回収するよう指導した。 対策として販売事業者は、ガス供給休止の物件は遅滞なくボンベを回収する。 | 体積販売 |
| 2023/5/8 | 12:53 | 盗難 | C2級 | 北海道札幌市 | 2023年5月8日(月)のメーター検針時に盗難を確認した。所轄警察へは届出済み。 道の行った措置としては、販売事業者に対し維持管理の方法について再検討するよう指導した。 対策として販売事業者は、運用ルールを書面化し、管理徹底する。 | 体積販売 |
| 2023/5/8 | 10:46 | 喪失 | C2級 | 岡山県美作市 | ガス切れとなったため、2023年5月6日(土)に販売事業者が配送業者に容器の交換を連絡。その間、一時的に小型容器を取り付けガス切れ状態を改善。週明け月曜日の8日に、配送業者が交換に行ったところ、本来設置してあるべきボンベの製造番号(HXX21978)と違う事が発覚。配送業者の充填履歴、配送履歴を調べるが未だに判明していない。販売事業者が5月16日(火)に地元交番に相談。 道の行った措置としては、販売事業者に対し情報収集を実施。 対策については、現在調査中である。 | 体積販売 |
| 2023/5/9 | | 盗難 | C2級 | 兵庫県加古川市 | 2023年5月9日(火)ガス検針に訪問したところ、LPG20kg容器2本がなくなっていた。前回の2023年4月18日(火)ガス検針時においては容器は存在していた。当該住宅は高齢者の1人住まいであった為、親族関係の方の住まいに移動されており親族の方が毎日のように住宅管理をされていた、ガス、水道、電気はいずれも供給されている状態であった。 販売事業者は、警察へ盗難届を提出。 | 体積販売 |
| 2023/5/12 | 10:00 | 盗難 | C2級 | 千葉県香取市 | 2023年5月12日(金)午前10時過ぎ検針に行き発見。20kg容器と調整器が盗難。鍵を付けていたがチェーンを切断されていた。 ■盗難届が受理されるまでの流れ 発知後すぐ午前10時過ぎに警察に連絡・同日11時30分頃に警察が来る・警察の判断は盗難・盗難届の受理は同日午後1時30分頃の行った措置としては、販売事業者に対し事故届の提出を指示。 対策として販売事業者は、検針時以外に見回りに回数を増やす。また、公民館の区長と防犯カメラ設置についても相談を予定。 | 体積販売 |

| 年月日 | | 発生時間 | 事故種別 | 事故分類 | 発生場所 | 事故概要 | 販売方式 |
|-----------|-------|------|------|--------|---|------|------|
| 2023/5/16 | 15:30 | 盗難 | C2級 | 埼玉県吉見町 | 容器ペレットの交換で訪問した際にボンベが2本ともないことを知る。通常は無人の神社。自治会、神社総代や社内に撤去歴を確認したが形跡がなく盗難と判断し、警察に通報した。 対策として販売事業者は、社長の管理人と連携を密に行う。使用しない期間は一時撤去して対策をする。 | 体積販売 | |
| 2023/5/16 | 15:57 | 盗難 | C2級 | 千葉県神崎町 | 2023年5月16日(火) 15時57分消費者より高圧ホースが刃物のような物で切断されチェーンも切られておりガス容器が1本無くなったとの連絡を受ける。同日16時25分現地確認。20kg容器1本が無くなっている為、警察へ通報。同日17時00分警察到着し現場検証実施。現場状況から盗難による犯行と確定。容器盗難及び被害届の書類作成頂く。 県の行った措置としては、販売事業者に対し事故届の提出を指示。 対策として販売事業者は、毎月の検針で供給設備に異常が無いか確認する。 | | |
| 2023/5/18 | 15:30 | 盗難 | C2級 | 長崎県五島市 | ・2022年7月21日(木) ボンベ交換のため訪問して1本交換 ・2022年9月30日(金) 契約者転居のため訪問し閉栓 ・2023年5月18日(木) 長期間入居がないことから、配送センターがボンベ引取りのため訪問したところ、20kg容器2本中、予備側のボンベ1本が無いとの連絡が販売事業者にあり状況を確認 ・2023年5月19日(金) 盗難と判断し警察へ通報。警察との現場検証後、被害届を提出 県の行った措置としては、販売事業者に対し容器の捜索実施と当該事故の経緯についての報告書を提出するよう指示した。 対策として販売事業者は、契約解除し閉栓後、空室期間が長くなった場合は、早い段階での容器の引き揚げを行う。 | 体積販売 | |
| 2023/5/25 | 13:00 | 盗難 | C2級 | 福岡県中間市 | 2022年6月30日(木) にガスを閉栓した供給先に対して、2023年5月25日(木) に容器配達事業者が長期滞留容器の確認を実施した際に20kg容器1本が紛失していることが発覚した。 県の行った措置としては、販売事業者に対し長期放置容器については、速やかに回収し、盗難防止を徹底するよう指導。 対策として販売事業者は、ガス閉栓時に容器の引上げを行っていなかったことが原因であるため、今後は退去時に容器の引き上げを徹底する。 | 体積販売 | |

| 年月日 | 発生時間 | 事故種別 | 事故分類 | 発生場所 | 事故概要 | 販売方式 |
|-----------|-------|------|------|-----------|---|------|
| 2023/5/30 | 3:30 | 盗難 | C2級 | 愛知県碧南市 | 消費者宅に設置されたLPガス容器的盗難。 【2023年5月30日（火）3時半頃】消費者が目覚めた際に、ガスが漏れているような音がしていたため、ガス容器を確認したところ、2本ある容器的のうち1本が無く、予備側の1本のみしかいないことに気づいた。切替式調整器は、紛失された側から使用されるモードのままであり、予備側からガスが逆流している、容器がついていたホースから漏れていると推測し、消費者自身で予備側のガス容器的のバルブをしめたところ、ガス漏れの音が止まった。 【同日6時頃】消費者がガス容器的盗難について、警察に連絡した後に販売事業者へ連絡。販売事業者は連絡を受け、消費者宅へ急行した。販売事業者がバルブの状況や容器的の状態を調査し、ガスが止まっていることを確認した。その後、予備側の容器からガスを使用してもガス漏れが発生しないようにするために、切替式調整器を予備側へと切り替えた。また、販売事業者が消費者宅周りを見回したが、容器は発見されなかった。 県の行った措置としては、販売事業者に対し事故届出書の提出を指導した。 販売事業者は、ガス容器的にプロテクターをつけて鎖を通して設置し、盗難対策をする。 | 体積販売 |
| 2023/5/31 | 17:00 | 盗難 | C2級 | 長野県安曇野市 | 2023年5月31日（水）17時ごろ、閉栓先の状況確認をしたところ、更地になっており、建物も容器もなくなっていた。建物は戸建ての借家で、賃借人は2021年8月4日（水）に退去し、空き家となっていた。容器は、退去後も設置したままとしていたが、建物の解体の連絡はなかった。大家と管理会社に解体業者等を当たってもらったが、見つからなかった。 県の行った措置としては、販売事業者に対し事故届出書を提出するよう指導。 販売事業者は、以下の対策を実施。 ・閉栓先における容器的の引き上げを行う。 ・大家、管理会社等への解体時連絡の周知。 | 体積販売 |
| 2023/6/1 | 14:30 | 盗難 | C2級 | 岡山県岡山市 | 2023年6月1日（木）14時30分頃、販売事業者社員が近隣の消費者宅に訪問した際、道路向かいにある空き家の軒下容器的（20kg）2本が1本になっている事が発覚した。周囲を見回してみたものの容器的は見当たらなかった。 県の行った措置としては、販売事業者に対し情報聴取の実施。 対策として販売事業者は、長期（1～2年）ガス供給が行われていない空き家については、軒下容器的を原則撤去していく。 | 体積販売 |
| 2023/6/5 | 10:00 | 盗難 | C2級 | 茨城県ひたちなか市 | 消費者の検針情報と同時メーター警告表示（BR）の通報が販売事業者に入る。販売事業者が現場へ急行すると20kgLPガス容器的1本が無いことを確認する。配送委託先が販売事業者に連絡をせずに引き上げを行った可能性も視野に確認を行ったが、配送委託先による引き上げはなかった。それを受け警察へ被害届を提出した。 2023年3月11日（土）の定期点検調査から同年6月5日（月）の間にLPガスの使用はなく、容器的に触れていないことから、この期間内に何者かがLPガス容器的を持ち去ったものと推察される。 対策として販売事業者は、現在、LPガス使用が無いことから容器的の設置は行わず解約とした。次回使用時には50kg容器的1本を設置し、さらに二重掛けを行い防犯対策を行っていく。 | 体積販売 |

| 年月日 | 発生時間 | 事故種別 | 事故分類 | 発生場所 | 事故概要 | 販売方式 |
|-----------|-------|------|------|--------|--|------|
| 2023/6/5 | 13:30 | 盗難 | C2級 | 岐阜県山県市 | 2023年6月5日（月）13時30分頃、ガス検針に訪問したところ、容器が紛失したことを確認。周囲を捜索するも、発見できなかった。 対策として販売事業者は、自治会の協力を得て監視体制を強化する。 | 体積販売 |
| 2023/6/9 | 10:00 | 盗難 | C2級 | 岐阜県羽島市 | 2023年6月9日（金）10時00分 容器配送委託先より20kg×2本設置の容器回収に向ったところ、1本の容器がないと報告あり。（閉栓中宅の容器回収を目的に訪問） その後、警察へ盗難疑いとして連絡（13時21分）、消防へ同様に盗難疑いとして連絡（13時29分） 15時20分 建物所有者より現在の賃借人へ本件について確認をいただくも、覚知なく詳細不明。 15時30分 警察へ盗難届出。 対策として販売事業者は、現在、閉栓中ガス未使用宅について、容器回収を推進中。 | 体積販売 |
| 2023/6/9 | 11:30 | 盗難 | C2級 | 宮城県大崎市 | 消費者の死亡により、2023年1月24日（火）にガス供給を休止し、メーターを閉止していたが、当該死亡者の相続人から、当該建物を解体するので、充てん容器及び供給設備を撤去するよう依頼があったことから、2023年6月9日（金）11時30分頃に現地を訪問したところ、ガスボンベ（20kg×2本）、ガスメーター、調整器が取り外され無くなってしまったもの。盗難の時期については不明。所管の警察に被害届を提出している。 県の行った措置としては、販売事業者に対し事故の状況、事故に対する措置内容の聴取、再発防止策の確認。 対策として販売事業者は、消費者が長期不在などの理由でガスの使用がない場合は、容器を回収しておくこととする。 | 体積販売 |
| 2023/6/12 | 14:00 | 盗難 | C2級 | 北海道函館市 | 2023年6月12日（月）14時に、販売事業者担当者が定期検針に行ったところ、設置済みの50kg容器1本が無い事に気づいたが盗難と思わず、17時半に帰社した時に上司へ報告。すぐに、設置場所の消費者及び配送業務委託先に、容器を取り外していないか確認したが、担当者が帰宅した後だったため、翌日の確認となった。翌13日（火）8時半頃、両者とも容器を取り外していない事を確認し、その日の13時半に、販売事業者が警察へ盗難届を提出し、その後、警察の現場検証に立ち会った。前回定期検針は、2023年5月10日（水）14時頃にしており、その時点で異常は無かったため、この約1ヶ月の間に盗難に遭ったと思われる。遭の行った措置としては、販売事業者に対し事故情報の報告を求めた。 対策として販売事業者は、50kg容器に関しては、容器チェーンを二重掛け以上にするなど、容器を外しにくいチェーンの掛け方を心掛ける。使用が無いところは極力取外すようにする。 | 体積販売 |

| 年月日 | 発生時間 | 事故種別 | 事故分類 | 発生場所 | 事故概要 | 販売方式 |
|-----------|-------|------|------|----------|---|------|
| 2023/6/26 | 14:30 | 盗難 | C2級 | 広島県広島市 | <p>2023年6月26日（月）14時30分頃に事故発生場所付近を訪問した当該販売事業者の社員が、約3年前に販売契約が解除され、空家となっていた一般住宅（借家）の供給設備の高圧ホースから20kg容器が離脱した状態で放置されているのを発見し、20kg容器1本の盗難を覚知した。販売契約が解除された約3年前から容器を接続したままの状態であったため、覚知日までの間に盗難されたと思われる。また、盗難の覚知日に警察に盗難届を提出済みである。</p> <p>2023年7月4日（火）に前入居者から警察に、「容器を戻した」旨の連絡があったことから、2023年7月5日（水）17時に当該販売事業者の社員と警察が事故発生場所を確認したところ、盗難された20kg容器1本を発見し、当該容器のガスが消費された形跡も確認されたこと。</p> <p>なお、当該容器は、2023年7月6日（木）に容器配送センターが回収した。</p> <p>県の行った措置としては、販売事業者に対し販売契約の解除の際には、容器を回収する等、盗難及び喪失を防止し、容器を適切に管理するよう指導した。また、当該販売事業者を所管する県の担当部署と情報を共有し、別途、指導を依頼した。</p> <p>対策として販売事業者は、「空家になった物件は、3ヶ月を経過すると容器を回収する。」とした。</p> | 体積販売 |
| 2023/6/28 | 15:30 | 盗難 | C2級 | 北海道北斗市 | <p>2023年6月28日（水）15時30分頃、消費者宅にLPGガス点検調査に行った際、LPGガス供給設備を確認すると20kg容器1本が紛失していた。接続ホースにキズ等の異常は無く、通常通りスバナで外したと推定される。当該消費者に確認をしても通常居住しておらず、詳細は不明であった。販売事業者配送センターに確認をすると容器引き上げの事実は無く、盗難と推測する。2023年6月29日（木）13時30分頃、警察へ盗難被害届を提出した。使用状況から、2023年10月7日（金）17時から2023年6月28日（水）15時30分までの間に盗難に遭ったと思われる。</p> <p>道の行った措置としては、販売事業者に対し事故情報の報告を求めた。</p> <p>対策として販売事業者は、消費者と協議し、通常住まいとして使用しないことと、近隣に人家も無い等の条件から、盗難防止のため当面の間LPG容器を撤去することとした。今後は、使用の都度LPG容器を設置し供給することとする。</p> | 体積販売 |
| 2023/7/24 | 17:00 | 盗難 | C2級 | 神奈川県相模原市 | <p>販売事業者の関係会社である配送会社従業員がガスメーター交換のために訪問した際、消費者から「ボンベ1本をいつ外したのか」との質問を受けたため、供給設備を確認したところ、20kg容器2本のうち1本がないことを確認した。付近を捜索するも、紛失容器の発見には至らなかった。当日中に警察に盗難届を提出済み。</p> <p>販売事業者は警察署へ盗難届を提出済み。</p> <p>対策として販売事業者の当該営業所は、全社員及び関係者（配送会社、工事会社等）に対し事故状況を報告し、業務機会を通じて消費者への周知を実施すると共に、異変があれば報告するよう指示した。</p> | 体積販売 |
| 2023/7/25 | | 盗難 | C2級 | 徳島県鳴門市 | <p>2023年7月25日（火）に保安点検者が、当該施設の近くを通過中に、2本ある容器が1本しかないことに気づいた。2本あるのを確認したのは2018年12月17日（月）である。</p> <p>県の行った措置としては、販売事業者に対し聞き取り調査を実施。</p> <p>販売事業者は、警察に被害届を提出。</p> | 体積販売 |
| 2023/7/26 | | 盗難 | C2級 | 兵庫県高砂市 | <p>液化石油ガス容器の盗難。</p> <p>対策として販売事業者は、容器にチェーンをつけ、盗難しにくくすることを検討。</p> | 体積販売 |

| 年月日 | 発生時間 | 事故種別 | 事故分類 | 発生場所 | 事故概要 | 販売方式 |
|-----------|-------|------|------|---------|---|------|
| 2023/8/4 | 10:00 | 盗難 | C2級 | 兵庫県西脇市 | 2023年8月4日（金）午前10時頃検針担当者が検針に向いたところ、容器が無かったので販売業者に連絡した。消費者から休止等の連絡は受けておらず、配達担当者にも確認。ポンペ庫や充填所に容器がないかの確認も行ったが容器は無く、盗難の可能性が高いため、同日午後4時頃に警察へ出向いた。尚、消費者は施設に入所されており不在の状態であった。 対策として販売事業者は、警察より現場に向かい、警察官へ現場の状況を説明し被害届を提出した。 | 体積販売 |
| 2023/8/14 | 11:33 | 盗難 | C2級 | 長野県軽井沢町 | ・ガス供給中の別荘にて、20kgLPガス容器1本の盗難が発生した。 ・2023年8月14日（月）11時33分頃に、ガス配送の途中訪問したところ、20kgLPガス容器1本が紛失されていることを確認した。別荘の所有者と連絡が取れ次第警察署にて被害届を提出する。 ・2022年7月4日（月）に、LPガスメーター交換のため別荘を訪問し、20kgLPガス容器2本の所在を確認している。よって、2022年7月4日（月）から2023年8月14日（月）の間に盗難されたと考えられる。 県の行った措置としては、販売事業者に対し事故届書を提出するよう指示。 | 体積販売 |
| 2023/8/21 | 13:00 | 喪失 | C2級 | 福岡県田川市 | 2023年8月21日（月）に販売事業者営業所の配達担当員が20kg容器1本を交換に伺ったところ、現地は空き地になっており家屋解体され容器が不明である状況を確認した。設置容器最終確認日2022年9月26日（火）。 県の行った措置としては、容器所有者へ事情聴取を行った。 対策として販売事業者は、受託配送事業者としても定期的に設置確認を行う。また、卸元経由で長期滞留容器設置先の容器引上げ可否の確認を行ない引上げ可の容器は回収する。 | 体積販売 |
| 2023/8/25 | 15:00 | 喪失 | C2級 | 千葉県千葉市 | 2023年8月25日（金）に販売事業者が閉栓中の供給設備からLPガス容器を回収するため現場に向いた際、当該供給設備からLPガス容器が取り外されていることを確認した。当該供給設備は2021年8月20日（金）より料金滞納のため閉栓しており、供給先の消費者とは連絡が取れず、営業実態も確認できない。 県は以下の措置を実施。 ・販売事業者からの情報収集 ・職員2名を現地に派遣 ・原因の究明及び再発防止対策の指示 ・事故届書の提出を指示 対策として販売事業者は、閉栓から容器を引き揚げまでの期間を短くする。 | 体積販売 |

| 年月日 | 発生時間 | 事故種別 | 事故分類 | 発生場所 | 事故概要 | 販売方式 |
|-----------|-------|------|------|----------|---|------|
| 2023/8/29 | 11:45 | 喪失 | C2級 | 佐賀県白石町 | <ul style="list-style-type: none"> ・2023年8月29日（火）、LPガス容器交換（長期滞留容器交換）に伺った際、容器がなくなっていることが判明。 ・現在、以前の建物は解体され新築住宅が建設されており、以前の消費者ではない者が住んでいる。 ・販売事業者から解体業者に解体時のLPガス容器の有無を確認したところ、LPガス容器はなかったとのこと。 ・2021年8月25日（水）にLPガス容器を交換以降、喪失したと考えられる。 県は以下の措置等を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集 ・「高圧ガス容器適正管理指針」を示し、原則として1年以上経過して留置しないように指導。 対策として販売事業者は、今後引き続き捜索。 | 体積販売 |
| 2023/8/30 | 14:00 | 喪失 | C2級 | 北海道札幌市 | 2023年8月29日（火）14:00に販売事業者がガソリンの所在確認について電話で連絡したところ、発覚したものの、昨年、消費者本人が病気で倒れ、住んでいた家を解体することになった。荷物の整理を親族が行っていたが、その時点で既に容器が無かったが、容器を借りていると思わず、販売事業者への連絡をせずに今回の連絡時に発覚することとなった。既に家屋は解体されており、荷物も無く、消費者本人も病気のため確認が取れない状況。最後に所在確認を行った2022年9月9日（金）は確認が取れていた。2023年8月29日最寄りの警察へ遺失届を提出済み。 道の行った措置としては、販売事業者に対し同種の事案防止のため、平素から容器の徹底及び消費者との連絡を密にするよう指導した。 対策として販売事業者は、1年に1回の所在確認の徹底を今後も継続していき、同時に消費者への周知も徹底して行う。 | 質量販売 |
| 2023/8/31 | 14:00 | 喪失 | C2級 | 山梨県市川三郷町 | 消費者より容器引き上げ依頼があり、販売事業者の社員が消費者宅より容器を引き上げ、事務所貯蔵施設の残ガス置場に格納。後日業者に引き取りに来てもらった際に、該当容器がなかったことが発覚。 県の行った措置としては、販売事業者に対し情報収集、再発防止策検討指導及び事故報告書作成指導。 対策として販売事業者は、貯蔵施設の容器授受記録簿を作成。業者と連携し、欄卸相違のないように管理を行う。 | |
| 2023/9/1 | 14:00 | 盗難 | C2級 | 鹿児島県南大隅町 | 配送員が検針のため供給先の消費者宅を訪れた際、LPガス容器(20kg)2本のうち、1本の紛失を確認。警察へ被害届を提出した。盗難に遭わなかった残りのボンベ1本については、警察立ち会いの下、回収済み。供給先の住宅は空き家であったが、持ち主と連絡は取れており、状況から盗難と判断した。 県の行った措置としては、販売事業者に対し盗難防止のため、可能な限りボンベの施錠をするよう指導。 対策として販売事業者は、盗難のあった住宅からは、全ての容器を撤去済み。 また、空き家等については特に盗難等について注意する。 | 体積販売 |

| 年月日 | 発生時間 | 事故種別 | 事故分類 | 発生場所 | 事故概要 | 販売方式 |
|------------|-------|------|------|---------|---|------|
| 2023/9/14 | 14:30 | 喪失 | C2級 | 兵庫県播磨町 | 2023年5月9日(火) 周知のため訪問するも不在(シャッターが閉まっていた)ここ最近ボンベの交換依頼の頻度が減っていたため、再度9月に訪問9月14日(木)、不動産会社に連絡を取り店舗内を確認、向もない状況で貸出していたボンベもなくなっていた。ボンベの他にも何もいことから盗難の可能性は低い。最終的に店主は病気のため入院中ということが判明したが、容器の所在を確認できる状況にはないと判断した。県の行った措置としては、販売事業者に対し対策を策行し、再発防止に努めるよう指示。対策として販売事業者は、連絡等頻度が減ってきたら、現場確認を実施。 | 質量販売 |
| 2023/9/18 | | 盗難 | C2級 | 石川県加賀市 | 町内のイベントの為、8キロ容器3本と5キロ容器2本を販売事業者が貸出した。イベント終了後、他の業者より借りたもの(ガス器具以外のもの)とまとめて屋外でブルーシートで覆い、保管していた。翌日、販売事業者が容器の回収に向かったところ、8キロ容器1本が接続されていた錆物コンロと共に無くなっていることに気付く、町内にアナウンスをかけて探したが一週間以上経過しても見つからなかったため、2023年9月26日(火)に警察に被害届を提出し盗難として取り扱うこととなった。県の行った措置としては、販売事業者に対し再発防止に努めるよう指導。対策として販売事業者は、今後は、容器等を施錠できる環境下で管理するよう伝える。 | 質量販売 |
| 2023/9/26 | 14:30 | 盗難 | C2級 | 広島県廿日市 | 2023年9月22日(金) 14時30分頃に集会所に設置したLPガス容器の検針をした。26日(火) 14時30分頃配達指示により交換のため現地にいったところ、片側容器(満タン)が無くなっていたことが判明した。県の行った措置としては、販売事業者に対し口頭で容器の適正管理を指導。対策として販売事業者は、盗難防止のため、容器交換時にワイヤロックをする。 | 体積販売 |
| 2023/9/29 | 10:15 | 盗難 | C2級 | 栃木県茂木町 | 2023年9月29日(金) 10時15分頃、販売事業者が供給先の供給設備改善工事に訪問した際に、同敷地内の別の供給設備(容器含む)が無くなっていることになり見つかった。無くなった設備は、容器配達の委託業者が同年9月7日(木)に確認している。同年10月13日(金)、同敷地内の現在契約のある供給先業者(現供給先業者)の代表者に、供給設備(容器含む)の所在確認を行ったところ、所在を知らなかったことから、同日警察に被害届を提出し、同月16日(月)に現供給先業者立ち会いの元、警察による現場検証を実施した。なお、盗難された設備は、同敷地内で以前供給していた消費者が使用していた設備であり、2018年4月に契約解除となったが、撤去されていなかったもの。県の行った措置としては、販売事業者に対し事故届の提出を指示し、ヒアリングの上、再発防止策の徹底を指示した。対策として販売事業者は、販売登録を中止(契約解除)した際には、速やかにガス供給設備に設置してあるガスボンベの撤去を行う。 | 体積販売 |
| 2023/10/10 | 9:00 | 盗難 | C2級 | 埼玉県毛呂山町 | 空家物件のため、2023年10月4日(水)販売事業者が容器撤去に行った際、20Kg容器1本がなくなっていた。10月10日(火)販売事業者配達委託先が警察へ被害届提出。8月・9月検針時には、すでに容器がなかった。対策として販売事業者は、空家物件の容器撤去をすすめる。 | 体積販売 |

| 年月日 | 発生時間 | 事故種別 | 事故分類 | 発生場所 | 事故概要 | 販売方式 |
|------------|-------|------|------|---------|--|------|
| 2023/10/31 | 16:00 | 盗難 | C2級 | 山形県東根市 | 2023年10月31日(火)16時00分頃、LPWAの設置のため公民館へ向かったところ、常設されている50kg容器2本のうち1本が無くなっていった。容器配送業者による一時的な処置等の可能性を考慮し、容器配送業者へ確認したがそのような事実はなく、容器盗難を覚知した。 なお容器はチェーンで固定されていたが、鍵はついていなかった。 県の行った措置としては、販売事業者に対し容器にチェーンを巻くなど、盗難が容易に行われないような措置を講じるよう指導。また、盗まれた容器が発見された際には、当方に連絡するよう指導。 対策として販売事業者は、公民館等、普段人がいないような施設については巡視点検を行うとともに、鍵付きのポンペ厩や防犯カメラ(タミーも含む)の設置について検討を進めていく。 | 体積販売 |
| 2023/11/10 | 14:00 | 盗難 | C2級 | 大阪府岸和田市 | 2023年8月12日(土)ガス料金滞納及び無断引越しが判明した為ガスを使用できないうよう閉栓処理。後日、競売物件と判明し、建物内に入れないようフェンス等が設置されていた為、容器を設置したまま連絡待ち状態であった。販売事業者が空屋・閉栓容の容器調査を行っていたが敷地に入らず調査不可。2023年11月10日(金)に建物を購入された不動産会社より容器の撤去依頼があり、担当者が訪問したところ、LPガス容器20kg×2本の内、20kg×1(予備側)と高圧ホースが無くなっていった。発見時供給側は残量半分で高圧ホースごとマイコンメーターから外されている状態であった。 なお、容器の最終確認が2016年8月12日(金)で、発見が2023年11月10日(金)の為、被害日の特定は不可。 府の行った措置としては、販売事業者に対し今後、空屋となった場合はただちに容器を引き揚げるよう指導を行った。 対策として販売事業者は、引越空屋・閉栓時に、集合供給先以外の個別消費者に対し、容器の撤去を徹底して行う。 | 体積販売 |
| 2023/11/18 | 19:00 | 盗難 | C2級 | 岐阜県岐阜市 | 2023年11月18日(土)19時00分頃、自治会の集まりの際、容器が1本紛失していることを確認。 11月19日(日)9時頃に自治会長より警察へ容疑の盗難を届出。 販売事業者は、以下の対策を実施。 ・自治会の人に協力をいただき、監視体制を強化する。 ・容器盗難防止対策としてチェーンロック(ナンパロック式)を設置。 | 体積販売 |
| 2023/11/20 | 15:00 | 盗難 | C2級 | 兵庫県三田市 | 販売事業者支店の従業員が事故発生場所の前面道路を車で通った際、LPガス容器がなくなっていることに気付いた。(2022年6月15日(水)閉栓、2023年6月16日(金)巡回し、容器確認済) 対策として販売事業者は、容器設置先への巡回頻度を増やし、容器管理を強化する。 | 体積販売 |
| 2023/11/22 | 10:00 | 盗難 | C2級 | 茨城県鹿嶋市 | 消費者から販売事業者に現状使用実績のないガス容疑の撤去依頼があり、現場に向かうと20kg容器2本のうち1本がないことに気付いた。 対策として販売事業者は、閉栓後も現場の確認をする。 | 体積販売 |

| 年月日 | 発生時間 | 事故種別 | 事故分類 | 発生場所 | 事故概要 | 販売方式 |
|------------|-------|------|------|----------|--|------|
| 2023/11/25 | 16:30 | 盗難 | C2級 | 大分県日田市 | 販売事業者からイベント用（焼き芋器用）にガスボンベを貸し出していた。2023年11月18日（土）のイベントで使用し11月26日（日）のイベントの為にレンタルハウスの内で保管して11月25日（土）に準備の確認したら無かった。11月19日（日）から11月24日（金）の間に盗難された。県の行った措置としては、販売事業者に対し盗難されたLPガスボンベが発見され次第、報告するよう指示。対策として販売事業者は、警察に連絡・現場確認し借りた側より盗難届を提出。 | 質量販売 |
| 2023/11/26 | 7:40 | 盗難 | C2級 | 鹿児島県徳之島町 | ・2023年11月25日（土）、26日（日）の2日間で開催されるイベントに10kgガス容器1本を貸し出したところ、2日目の朝、貸し出し先の者から容器が紛失している旨連絡があり、紛失が判明。警察へ被害届を提出した。 なお、10kgガス容器のほかにも、ホースや調整器も盗難にあった。 県は以下の措置等を実施。 ・事故概要の聞き取り ・事故届書提出の指導 ・保管、管理について指導 対策として販売事業者は、連日の貸し出しの際は、一日終了ごとにガス容器を回収し、翌日に再度設置する。 | 質量販売 |
| 2023/11/27 | 11:00 | 盗難 | C2級 | 三重県津市 | 2023年11月24日（金）午前中はガスを使用（給湯）出来ていた。2023年11月27日（月）午前11時にガスを使用（給湯）しようとしたところ、使用できなかつたので当該施設館長が容器設置場所を確認したところLPガス容器20kg容器2本のうち1本が盗難にあっている事を発見した。 県の行った措置としては、販売事業者に対し再発防止対策を指導。 対策として販売事業者は、翌日11月28日（火）に再度盗難にあわないように取り外し可能な容器ベルトに変えてコンクリート外壁にU字型金属製金具で固定し金属製チェーンを容器のネックに通して南京錠で施錠。 | 体積販売 |
| 2023/12/1 | 10:00 | 盗難 | C2級 | 茨城県古河市 | 2023年12月1日（金）午前9時頃に市役所消防防災課より消防団員詰所に設置されていたLPガス容器20kg1本がない旨の連絡あり。販売事業者従業員が、同年11月10日（金）午前9時30分頃に検針のため訪問した際には設置されていたことを確認している。 対策として販売事業者は、設置場所が通常無人のため容器バルブに鍵を取り付け施錠した。 | 体積販売 |

| 年月日 | 発生時間 | 事故種別 | 事故分類 | 発生場所 | 事故概要 | 販売方式 |
|------------|-------|------|------|--------|---|------|
| 2023/12/4 | 12:00 | 盗難 | C2級 | 山形県山形市 | <p>2023年12月4日（月）の12時頃、現在改装中の店舗へ湯沸かし器設置のため訪問したところ、20kg容器1本、調整器及び低圧ホースが紛失していることが判明した。店舗周辺の捜索、当該販売事業者及び容器配送事業者へ対し容器回収の事実確認を行ったが該当しなかったことから、盗難事故として警察の立ち合いに盗難届を同日付けで提出済みである。</p> <p>県の行った措置としては、販売事業者に対し容器にチェーンを巻くなど、盗難が容易に行われないような措置を講じるよう指導。また、盗難された容器が発見された際には、県に連絡するよう指導。</p> <p>販売事業者は、以下の対策を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・容器配送時等に人目に付きにくい場所の注意喚起を行う。 ・店舗の防犯カメラ等の運用を確認し、盗難抑止効果に役立てる。 | 体積販売 |
| 2023/12/4 | 10:50 | 盗難 | C2級 | 千葉県山武市 | <p>事件発生までガス開栓状態。LPWA設置。事件発生までガスメーターでの遮断信号は無し。2023年11月25日（土）、敷地侵入防止の為に門を施錠している南京錠が壊されている事を、現地に来た消費者（奥様）が確認。12月3日（日）に門の鍵を交換した際にガスボンベが無事に気づき、12月4日（月）に販売事業者へ連絡。連絡を受け同日販売事業者にて現地確認。管轄の警察に通報し、被害届の提出。盗難に伴うLPG供給設備の外傷は無し。本物件11月5日（日）以降ガスを使用しておらず、盗難に気づくことが遅れてしまいました。消費者の了承を得て12月4日付けでガス閉栓。</p> <p>県の行った措置としては、販売事業者に対し事故届の提出を指示。</p> <p>対策として販売事業者は、消費者がガスをご使用にならない期間は閉栓の連絡を頂く様周知し、長期不在先のボンベ設置を極力無くす。</p> | 体積販売 |
| 2023/12/6 | 11:21 | 盗難 | C2級 | 栃木県日光市 | <p>2023年12月6日（水）11時21分頃、販売事業者が一般家庭の設備点検に訪問したところ、ボンベが2本ともなくなっていた。自動検針のため毎月の事業者の訪問がなく、2023年11月29日（水）に微量漏えい警報が発生していたことから、およそ30日前の10月下旬から11月上旬頃に盗難されたと推定される。使用量が全くなく配送時点検がなかったため、2021年1月21日（木）の定期点検調査時が最後の容器確認日。12月6日（水）、駐在所を訪問したが不在のため、直通電話で警へ連絡。同月7日（木）、販売事業者の担当者が立ち会い、現場検証を行った。</p> <p>県の行った措置としては、販売事業者に対し事故届の提出を指示し、ヒアリングの上、再発防止策の徹底を指示した。</p> <p>対策として販売事業者は、付近を通った際には目視確認を行う。</p> | 体積販売 |
| 2023/12/11 | 9:50 | 盗難 | C2級 | 岐阜県美濃市 | <p>2023年12月11日（月）9時50分ごろ、ガス検針のため訪問したところ、設置容器が盗難されていた、周囲を捜索、自治会に確認するも容器は発見できず。同日、自治会より警察に盗難届を提出。</p> <p>なお、正確な日時不明（2023年11月7日（月）検針時から12月11日（月）の間）本日（12月12日（火））警察による現場検証を実施予定。</p> <p>対策として販売事業者は、自治会に協力をいただき、監視を強化する。</p> | 体積販売 |

| 年月日 | 発生時間 | 事故種別 | 事故分類 | 発生場所 | 事故概要 | 販売方式 |
|------------|-------|------|------|---------|--|------|
| 2023/12/12 | 14:30 | 盗難 | C2級 | 茨城県笠間市 | <p>2023年12月12日（火）に毎月のガス検針に行ったところガスボンベが取り外されていた。販売事業者で取り外しはしておらず、ガスメーターもガス止めにならなかつた。BR表示となっていた。</p> <p>なお、同年11月14日（火）にガス検針に行った際にはガスボンベは取り付けられていた。</p> <p>対策として販売事業者は、警察に盗難届を提出。</p> | 体積販売 |
| 2023/12/13 | 17:00 | 盗難 | C2級 | 長野県佐久市 | <ul style="list-style-type: none"> LPガス閉栓中の借家（現在入居者なし）にて、LPガス容器2本の盗難が発生した。 2023年12月13日（水）17時頃に、配送センター担当者が閉栓先消費者宅のLPガス引き上げ作業のため、当該借家を訪問したところ、容器2本が紛失していることを確認。14日（木）にかけて近隣を捜索したが、発見できなかった。 2023年12月15日（金）に、借家の所有者に連絡をとったが、身に覚えがないとのこと。その後、改めて近隣を捜索したが容器を発見できなかったため、警察に被害届を提出。 この借家については、2013年2月5日（火）より供給を開始し、2020年4月2日（木）にLPガスの供給を停止（閉栓）している。したがって、それ以降に盗難されたと考えられる。 県の行った措置としては、販売事業者に対し事故届書を提出するよう指示。 対策として販売事業者は、LPガス閉栓の際に、LPガス容器の引き上げを励行する。 | 体積販売 |
| 2023/12/15 | 10:00 | 喪失 | C2級 | 神奈川県寒川町 | <p>事故発生物件にLPガスを供給していたが、2022年3月30日（水）ガス料金滞納の為閉栓を行った。この時、設置していた20kgボンベ2本の撤去を行わなかった。2023年12月15日（金）に配送会社社員が、当該物件近くの配送業務をしていた際に物件が解体され更地になっている事を見。その通報を受け、事故が発生した。当該物件消費者本人と連絡がつかず、解体した業者も不明。関係者、地主様と相談の上ガスボンベの捜索を行ったが発見に至らず。</p> <p>県の行った措置としては、販売事業者に対し事故届書の提出指示。</p> <p>対策として販売事業者は、配送委託業者と連携し、ガス滞納による閉栓消費者先に対しても3ヵ月を目安に撤去を行う。また、同様（閉栓実施、ボンベ未撤去）の供給先が無いが、年内中に再点検する。</p> | 体積販売 |
| 2023/12/16 | 13:04 | 盗難 | C2級 | 茨城県鹿嶋市 | <p>2023年12月16日（土）13時頃、消費者から販売事業者から販売事業者から販売事業者に20kg容器2本が盗難されている旨連絡あり。同日13時30分頃、販売事業者従業員が現地確認し、現場周辺を確認したが発見に至らず。</p> <p>同年11月16日（木）の検針時及び12月15日（金）の消費者確認時に異常はなかった。</p> <p>販売事業者は、以下の対策を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> 販売事業者内で情報共有を行い通常業務時に周辺警戒を実施する。 容器を撤去し、警察に盗難届を提出。 | 体積販売 |

| 年月日 | 発生時間 | 事故種別 | 事故分類 | 発生場所 | 事故概要 | 販売方式 |
|------------|-------|------|------|--------|--|------|
| 2023/12/22 | 15:38 | 盗難 | C2級 | 茨城県常総市 | 2023年12月22日(金)、一週間前に消費先の障害者施設の取り壊しの連絡を受けていたため、当日、容器の引き取りに向かったところ30kg容器2本のうち1本の盗難に気付いた。同年11月24日(金)の検針時には異常はなかった。 販売事業者は、以下の対策を実施。 ・販売事業者内で情報共有を行い、未入居現場のガス容器の引き上げを迅速化することを周知する。 ・警察に盗難届を提出。 | 体積販売 |
| 2023/12/22 | 16:00 | 盗難 | C2級 | 茨城県高萩市 | 消費者から販売事業者に湯沸し器が使用できない旨連絡があり、確認したところガス容器がないことに気付く。 | 体積販売 |
| 2023/12/25 | 10:30 | 盗難 | C2級 | 静岡県静岡市 | ・2023年12月15日(金) 新築住宅にLPガス20kg×2本(新規設置) ・2023年12月18日(月) 担当者にて試運転実施。LPガスボンベ2本確認。 ・2023年12月25日(月) 午前10時30分頃、当該場所のガス新規開栓の対応をした際に容器(予備1本)の紛失を確認した。引き渡しの日であったため、未使用の状態であった。 販売事業者は、以下の対策を実施。 ①LPガス容器鎖二重掛け措置 ②LPガス容器収容庫へ格納 | 体積販売 |